

広島大学文学部紀要
第四七卷特輯号一
(一九八七年二月)



劉向『列女傳』研究序説

下見隆雄

劉向『列女傳』研究序説 目次

下見隆雄

第一章 『列女傳』の成立と伝来	
第一節 成立の時期と背景	1
第二節 『新序』『説苑』『列女傳』と劉向との関係	
(i) 諸家の見解とその問題点	4
(ii) 佚文「列女傳叙録」の問題点	8
(iii) 「所序」諸書の異質性と同一性	11
第三節 『列女傳』への知識人の関心	
(i) 女性伝記や注釈書の成立	13
(ii) 劉向『列女傳』の文献としての権威	17
第四節 全篇の体裁について——今本の成立まで——	19
第五節 明代の『古列女傳』とその他の刊本	
(i) 南宋より伝来の余氏刊本	22
(ii) 嘉靖黃氏本と「四部叢刊」本系統の『古列女傳』	
(その一) 嘉靖黃氏本	25
(その二) 「四部叢刊」本系統の本とその他の刊本	26

第六節	清代の刊本―余氏本の伝来―	29
第七節	清代における劉向『列女傳』の研究	32
第八節	日本への伝来	36
第二章	『列女傳』の特質	
第一節	伝の型式―『列女傳』の独自性―	40
(i)	第一型式	41
(ii)	第二型式	46
(iii)	第三型式	50
(iv)	第四型式	52
(v)	第五型式	54
(vi)	第六型式	56
第二節	史料の扱い方と思想表現の特質	
(i)	歴史事実に対する態度	57
(ii)	「楚子發母」の場合	60
(iii)	創作部分の点検―「楚莊樊姬」―「曹僖氏妻」―「鄒孟軻母」―	67
(iv)	伝記説話に託される作者の思想	
(その一)	「貞順」の場合	70
(その二)	思想表現の手法とその形式	73
(その三)	「辯通」における作者の姿勢	75

(v) 作者の思想を確認する―「齊鍾離春」を中心に―	79
(その一) 君主への警告	80
(その二) 愛民	82
(その三) 尊賢	83
(その四) 賢者と隠者	86
(その五) 君主における公の自覚	89
(その六) 『列女傳』における女性の社会的位置	93
第三章 『列女傳』と三家詩の関係について―『列女傳』魯詩説への疑義―	98
第一節 従来の学説とその問題点	98
第二節 『列女傳』における詩句利用の特殊性	102
(i) 「息君夫人」「召南申女」「許穆夫人」の場合	102
(ii) 「衛姑定姜」と「齊女傳母」の成立における問題点	106
(附) 『列女傳』注釈及び解説Ⅳ	
○節義	
五、蓋將之妻	114

第一章『列女傳』の成立と伝来

第一節 成立の時期と背景

『列女傳』は前漢劉向（BC 79 - 8）によって成立した。『漢書』卷三六楚元王傳に、

向睹る、俗の弥々奢淫にして、而も趙・衛の属 微賤より起りて礼制を踰ゆるを。向以為へらく、王教 内由り外に及び、近き者自り始まると。故に詩書載する所の賢妃・貞婦 国を興し家を顯はして法則とす可きもの、及び孽婬の乱亡せし者を採取し、序次して列女傳凡そ八篇を為りて、以て天子を戒む。

とある。『列女傳』成立の事情を語る最も古い資料である。又同書藝文志・諸子略・儒家には、

劉向の序する所六十七篇。（班固注に）新序・說苑・世說・列女傳頌圖なり。

とある。この書の成立がいつなのか、右の記載は成帝の時にあてられてはいるが、それが何年なのか明確にできない。ただ『新序』については、『意林』卷三の「新序三十卷」の項に、「河平四年、都水使者諫議大夫劉向上言」とあるのと、『玉海』五五に、「中興書目、雜家新序十卷、漢陽朔元年、劉向撰云々」とあり、『郡齋讀書志』・『文獻通考』などもこれに同じである。各々、何にもとづくのか明らかではないが、前者がBC 25にあたり後者がBC 24にあたる。一年のずれにすぎないと言えはそれまでだが、何故この様な異説が存在するのも未詳である。しかしこの両説のいずれかを是とすると、「成帝紀」に、「河平三年、光祿大夫劉向校中秘書」とあり、劉向が五十才代の半ば、校書の任に就いた初の頃にあたることになる。しかし『漢書』本傳では、前引の『列女傳』等を序次したことは、成帝の時昌陵を營起して、数年成らず、復た延陵に還歸したことに對する劉向の上疏の後に列ねられているから、これに従うなら、永始元年（BC 16）以後、劉向六十才代の半ばより後の仕事ということになる。ただ

班固は、『新序』『説苑』を併記しているから、ここで『説苑』の「叙録」を劉向の真筆と受け止めるなら、この両書の成立には数年（『玉海』・『文獻通考』・『郡齋讀書志』などには、BC 17 鴻嘉四年に上ったとする）の開きが存することが想像されるから、この両書に関するかぎり『漢書』は必ずしも書の成立年次を正確に示したものが否か判定し難いであろう。錢穆「劉向歆父子年譜」（『燕京學報』第七期）は永始元年のところに、「向為列女傳新序説苑」と記しているが、これは確かな考證というよりは、ただ『漢書』の記載にそのまま従ったものにすぎないであろう。ただし『漢書』の記載を、上記の河平四年ないし鴻嘉四年と関連付けて見直すとなれば、班固が言っているのは、永始の頃までにはこれらの書が完成していたということなのかも知れない。更によく見ると、ここでは『列女傳』を序次したことがむしろ主で、『新序』・『説苑』はこれに関連付けて述べた形になっているから、彼は『列女傳』の成立を永始の頃とすべき何かの資料を見ていたから著述のことをここにまとめて記したとも解されることになろう。一方、『列女傳』の「孫叔敖母」や「齊鍾離春」などと『新序』に見える類似の伝とを比較してみると、単に表現の特徴にすぎないけれども、『列女傳』の方が後に成立したのではないかと思われる形跡がうかがわれるから、『新序』より後、『説苑』と相前後して『列女傳』が成立したと想定するならば、結局のところ、この書は劉向六十才代半ごろに成立したと考えることができるのかも知れない。確証らしいものが有るとは言えないのであるが、班固がやはり確かな資料を整理しつつ叙したのであることを考慮に入れ、『漢書』本傳の記載が一定の規準の下に列ねられたであろうと素直に受け止めるなら、以上の様に見ることにそう大きな誤りがあるとは思えない。

以上の如く考えれば、これらの仕事は、周囲では次第に王氏の権力が顕著になりつつある時期に為されていることになる。即ち、『列女傳』のことを記した後に、『漢書』によれば、

時に上に継嗣無く、政 王氏由り出で、災異溲トキす甚だし。……向遂に封事を上り極諫して曰く云々、

とあり、これを「劉向歆父子年譜」では、王先謙が『通鑑』で陽朔二年にこのことを載せていると指摘することによって、向年五七才の時のこととする。この封事に次いで『漢書』には中壘校尉に任ぜられたことを載せる。「年譜」はこれをやはり陽朔二年（BC 23）向五七才の時とする。しかし『漢書』の記載の順を時代順というふうに読めばこれらの事柄はもう少し下げて見る必要があるかも知れない。「王莽傳」によれば、「陽朔中、世父大將軍鳳病、莽侍疾、親嘗藥……鳳且死、以託太后及帝、拜為黃門郎、遷射聲校尉」とあり、「永始元年封莽為新都侯、……遷騎都尉光祿大夫侍中」とある。時あたかも王莽が次第に頭角を表わして来る時期にあたっている。成帝時代には太后王氏に連なる外戚王氏一族の台頭が目ざましく、王鳳が国権を専らにしたうえ、兄弟七人がみな列侯に封ぜられたという。劉氏政権は、母性を基盤とする王氏の勢力に着実に侵食されて、ほとんど為すべを知らぬありさまであった。女性エネルギーを従とし得る確固たる男性王者の出現がなければこの劣勢を回復することはできない。劉氏を頂点とする権力組織の確立を願う劉向は、一方では『洪範五行傳論』を奏上して、自然現象における異変を政治の衰微と混乱として説いているが、実はその收拾責任が君主に在ることを知らしめるのがその目的とするところであった。だから劉向は災異を論じつつ、君主に自覚をうながし、男性王者の強い自立を語りかけていることになる。王氏を論ずる封事を上ったのも同様の心情に発するものである。この様な事情を斟酌すると、『列女傳』も著作の意図は女性の理想像を教示し、行きすぎを戒める如く示されるが、実は女性に対応する男性の自覚を逆にうながすことを真の目的としていたのであろう。恐らく、女性に読ませるといふ目的を否定せぬまでも、男性に読ませることが著者の願いの大部分を占めていたに違ひなからう。しかるに後漢以後これがもっぱら女性教育の書とされてしまったのは、著者にとってはむしろ皮肉な結果であつたらう。以上、方法や手段は各々少異しているが、劉向における論著の真意はいずれも劉氏政権の回復を目的として、劉氏における男性王者の復権と安定を唱えることに存したと言つて良いであらう。

書の成立時期やその事情については以上の如く見得ると思うが、従来、『列女傳』成立については、『新序』・『說苑』とともに、劉向との直接関係が否定される指摘があり、以下これを評論しつつ、更に『列女傳』成立の論を展開してみたい。

第二節 『新序』 『說苑』 『列女傳』 と劉向との関係

(i) 諸家の見解とその問題点

諸家の注目する論は羅根澤「新序說苑列女傳不作始於劉向考」（『圖書學館季刊』第四卷・第一期、又、『諸子考索』・『古史辨』第四冊上編等にも収）である。その指摘を要約すると次の如くである。

『隋書』經籍志・『舊唐書』經籍志・『新唐書』藝文志・『宋史』藝文志・『郡齋讀書志』・『直齋書錄解題』・『文獻通考』經籍志から『四庫全書提要』に至るまで、『新序』・『說苑』・『列女傳』を劉向撰と言うが、これは正しくない。劉向「叙録」でこれを証することができる。先ず『說苑』叙録には、「護左都水使者光祿大夫臣向言、所校中書說苑雜事及臣向書民間書、誣校讎、其事類衆多、章句相濶、或上下謬亂、難分別次序、除去与新序復重者、其余者淺薄不中義理、別集以為百家後、令以類相從、一一條別篇目、更以造新事十萬言以上、凡二十篇、七百八十四章、号曰新苑、皆可觀」とある。又『初學記』二五・『御覽』七〇一に引く劉向『別録』に、「臣向与黃門侍郎歆所校列女傳、種類相從為七篇、以著禍福榮辱之效、是非得失之分、画之屏風四堵」とある。これらによれば、両書をいずれも「校」したと言っているから、当時すでに成書が存在したのであって、劉向が始めて作ったのではないこと明らかである。『新序』の「叙録」は伝わらないが、「新序と復重する者を除去し云々」とあるから、これも当時完成していた書で劉向自撰ではないのである。『說苑』叙録に言う「及臣向書」とは向が持っていた書

という意味であって、向が作った書ではないことは『晏子』叙録や『列子』叙録によって明らかである。『説苑』叙録には又、「更に以て新事十萬言以上、凡そ二十篇、七百八十四章を造す。号して新苑と曰ふ」とあるから、劉向はもとから存在した『説苑』によって新事を増造して『新苑』（姚振宗『漢書藝文志條理』は『新説苑』の「説」字が脱したのだろうと言う）としたのである。ところで『漢書』藝文志には『説苑』は有るが『新苑』は無い。向の本傳には、「伝記行事を采りて、新序説苑凡そ五十篇を著はす」とあるから、『漢書』以後、今本『説苑』に至るまで、これは即ち劉向が増補した『新苑』なのである。作始とは言えないのである。

以上のような誤りは班固が劉歆『七略』を誤解したことに原因する。班固は『七略』を増刪したところには、自注で「出」・「入」を用いて明らかにしている。「諸子略・儒家」に、「劉向所序六十七篇、揚雄所序三十八篇」とあり、班固は（右儒五十三家八百三十六篇の下に）自注して、「入揚雄一家三十八篇」というが、「劉向」についてはこれに類する記載がない。これは「劉向所序六十七篇」は『七略』にもとから有ったからなのだ。

『七略』は他家においては皆「某某幾篇」と直書し、下注で作者を明らかにして、「所序」の二字を用いなかったので。「劉向所序」としたのは、劉向が旧書によって新たに編次したのであって、他書の如くだれかが撰著したのと異なることを明らかにしたのだ。又、この三書については作者がわからなかったから「所序」の二字を冠したのである。班固はこの意を理解せず、劉向の著する所と考えたから、揚雄の著する所の三十八篇にも「所序」の二字を冠したのである。

以上が羅氏説である。これに関連して、沈欽韓（『漢書疏證』卷二七）は『新序』・『説苑』について「此二書旧本有之、向重為訂正、非剽自其手也」と言い、王先謙『漢書補注』もこれを引いている。張心激『僞書通考』は、『漢書』藝文志に言う「某某編撰」であり、『説苑』のように劉向の増入があるものは「某某編撰」と言うべきである。「撰」とか「著」と云うのは正しくないとする。

これに対して余嘉錫『四庫提要辨證』新序の項にも『說苑』・『新序』の問題を取上げる。『漢書』本傳に、伝記行事を采りて兩書を著わすと言っているのだから、自ら作るところではないし、『說苑』叙録に、『說苑雜事』を校したと言っているのであるから、当時『說苑』の書は既に存在したのであり、『新序』と重複するものを除いて成ったのであると言ふ。しかし余氏の見方は一面的ではない。即ち、『戰國策』劉向叙に、「臣向因国別者、略以時次之、分別不以序者、以相補、除復重、得三十三篇」とある。この書もやはり既に存在していたのであり、篇目を差別して、類を以て相從えたことは『說苑』の場合と同じである。だから『隋書』においても、『戰國策』には「劉向録」と言っており、『漢書』本傳にも、『戰國策』を序するとは言わぬし、『藝文志』にも劉向の名を題してはいない。これは『晏子春秋』の場合でも略同様である。余氏はここに注目する。『說苑』も『戰國策』・『晏子春秋』も同じく劉向の校を経て整理された書であるのに、『漢書』においても『隋書』においても、その扱いは明確に区別されているのである。それは劉向のかかわり方が各々異なるからなのだ。『說苑』の場合、整理にあたって劉向自身の価値判断が加えられ、浅薄にして義理にかなわぬものは刪去したのだし、「更以造新事」とあるように、劉向は新事を増益して奏上している。『戰國策』や『晏子春秋』などは異なって、劉向の主體的な儒家言の込められた書と言ふべきで、古書より采るとは言え、やはり劉向の序する所と言われないわけにはいかぬ書なのであると論じている。

以上の余氏の見解は、劉向と『新序』・『說苑』との関係についての興味深い指摘をなし得ていると思う。羅氏の論においては、兩書と他の劉向が校定をした書との区別は考慮されていない。従って兩書に対する劉向の独特の姿勢は無視されることになるであろう。羅氏はとりあげないが『說苑』叙録は、「更以造新事」と言うのである。『說苑雜事』が劉向以前の誰かの手に成ったものであるにしても、『新苑』においては、内容は全面的に改め編成され、劉向の独自の思想的判断の下に形成された新事が加えられ、旧本に存したものでも、劉向の規準にかなわぬ

ものは除去されているのである。池田秀三氏（「劉向の學問と思想」・『東方學報』五十）も、「これは校定ではなく改編なのである。……この三書が劉向と特別の關係にある故に「劉向所序」と言われるのであって、作者不明の故を以て劉向に繋げたのではない。もし作者不明の故とするなら、『内業』十五篇・『儒家言』十八篇等を始めとして、「藝文志」所載の「不知作者」の書は、全て劉向所序の中に入れられるはずであらう云々」と言われる。この他、孫德謙『漢書藝文志舉例』（一人之書得連舉不分類例）は、「所序」を叢書の意（顧實『漢書藝文志講疏』も同じ）と見ている。これを是とする野間文史氏（「新序・說苑攷」・広島大文学部紀要35卷）は、班固が「所序」を誤解したとする羅氏説は是認できぬとし、劉向の六七篇も揚雄の三八篇も現に手に取って見ることが可能であったのに、著作物と編纂物とを同一視するような誤りを犯すとは考えられないとされる。氏はまた、他の劉向の「叙録」と比較してみても、『說苑』叙録の示す異質性からして、この「叙録」は劉向に仮託された可能性もあると言われる。

ところで『戰國策』や『晏子』などとの対応の仕方は、『說苑』・『新序』の場合とは異なるのだから、「叙録」の体裁が異なることはある程度許容されねばなるまいが、とりあげた『說苑雜事』について、たとえ作者が不明だとしても、書の由来について一言もふれぬのは、同じく作者不明の『戰國策』の場合に比べても納得し難いところではある。今のところ仮託説を積極的に証明する資料が存するとは言えぬが、羅氏の掲げる班固の誤解説にも十分な証拠は存在しない。しかし結局、劉向の『說苑』叙録が本物だとしても、この書への劉向の対応と手の加え方からして、この書に彼の主体的な思想判断が注入されたことは否定できないのだから、この書が、班固によって揚雄の三八篇と同列に見られたのは至極当然の結果であったと思う。尚、左松超氏『說苑集證』は、張氏の「某某所序」は「某某編輯」の意であるとする立場を是とし、『說苑』は百家の言を博采したものと見る。一例として、『說苑』に引かれたものとして、『晏子春秋』よりの三七章をかかげ、「非出於向著、厥理至明」と述べる。広常人世氏

『新序』（明德出版社）は、『新序』は『説苑』を校訂するより前に劉向によって著作されたという確証はなく、むしろすでに校訂を終えた『新序』を資料に加えたと考えるのが妥当であろうとされ、張氏説なども是認されるが、その苦勞ならびに功績は『説苑』の叙録から推しても、作者に比肩できるほどのものがあるとされる。

以上諸家の指摘は各々精緻を究める。ところで『新序』・『説苑』がすべて劉向の創作にかかるものだと主張できないにしても、これらの書が単なる校訂の書にすぎぬという見方は正しくない。『説苑』に劉向の創意が濃厚に止められていることは、詳細に検討を加えられた野間氏の前掲論文にも明らかである。『新序』以下の書は、その内容形式の面からして、これを劉向思想資料の対象外とすべきではなく、これらの書の内容性格を詳細に分析し、劉向が加えた独自の諸要素を丁寧に抽出することにより、むしろ十分撰著に比肩する資料的価値を置くべき書物として扱い得ると思う。尚、「所序」の「序」も、単に順序次第するの意でなく、述べつらねる意と見るべきだろう。即ち『荀子』叙録に、「（孫卿）序列数万言而卒」とある「序列」と近い意と見るべきだと思うのである。又、『新語』や『新論』等の書と比べるなら、『新序』の「序」もこれに等しいと見るべきだろう。（『晉書』陸喜傳）

(ii) 佚文「列女傳叙録」の問題点

さて『新序』・『説苑』の扱いに対する諸説を見渡したのは、この書が『列女傳』と同じく「所序」の中にあり、劉向とこれらの書との関係は略同様だと見られていたからである。「所序」に包括される以上、各書の同一性が条件とされるのは当然だろうが、『列女傳』を『説苑』・『新序』と全面的に同性格の書と見なすことには、同一性の基準の決め方に問題が有ると思う。これは後に論ずることにする。今仮に同列の書という従来の見解の段階で『列女傳』を見るにしても、『説苑』などについての如上の諸説の整理を経て明らかなく、この書もやはり、劉向が単に校訂したに過ぎぬ書と軽視されるべきでないことが了解されるであろう。ただ『列女傳』の場合、この書が劉向の校定による書であると処理されるのには、他の理由が存在している。それは羅氏も指摘している『初學記』

所引の一文である。これには確かに「所校列女傳云々」とある。ところで類書に引用された文章が、原典から正確に持込まれた全き姿のままであることはまず有り得ぬ場合が多い点には注目しておきたい。それは全文を引用するのが目的ではなく、その中の或る必要な部分のみが例文として示されるだけで事足りるとされるからである。この場合は「屏風」と関連する事柄が文献から求められ、「画之於屏風」の部分に焦点が置かれているのである。『初學記』の場合でも、この前後あるいは全体に涉って、引用された文章を原典と比較してみると、必要部分をのぞく部分については、省略がかなり大胆になされていること明瞭なのである。甚だしい場合には、できるだけ簡略にして引用することが要請されるために、短文でなんらかの文意が伝えられる様に、用語が変えられたり、異なった用語が加えられたりすることさえも希ではないのである。さすればこの『列女傳』の「叙録」と思われる一文も、「画之於屏風」以外の部分について、これが全き意味を成せる文章と見得るか否か疑わしいであろう。『說苑』の場合よりもっと本物の「叙録」でない可能性も高く、出所も明確ではないのである。それでも実際にもし『列女傳』を校定したものと解すれば、向・欽の協力というのとはどう理解すべきであろうか。又、もし本来の『列女傳』に対してこのままの「叙録」が記され、又これが真実これに付されていたものなら、班固がこれを見落したり無視したりすることは考え難い。「藝文志」には班固の自注に「頌図」とあるから、絵図の存したことは想像に難くない。現に王回序も「頌云画之屏風」と云うのだから、今は見得ない「頌義大序」にこれを言っていたとすれば、「屏風四堵」のことは全面否定はできないであろう。しかしここには『列女傳』本文校定の事実につながる要素は全く検索できないのである。この「叙録」と思われている一文を、原本『列女傳』の性格を云々する程の重要資料とすることは不可能である。尚、類書引用の文の正確さについて今一つ付言するなら、『御覽』七〇一においてはこの一文は、「劉向七略別傳曰、臣与黃門侍郎欽以列女傳種類相從為七篇、以著禍福榮辱之効、是非得失之分、画之於屏風四堵」となっている。これを『初學記』所引のものに比べると、「七略別傳」が「七略別傳」に変じ、

「臣向」は「臣」のみ、著しきは、「所校」は無く、これが「以」に変わっているのである。

以上、従来『列女傳』叙録の佚文とされる一文は、そのままこれを劉向の手に成る全き文と断定するのは危険である。一步退いてその可能性を許容するにしろ、原典からの引用の正確度については大いなる疑問が存在するであろう（この一文が「叙録」の佚文であったのなら、内容はむしろ「頌」に関する叙述であったと解すべきかも知れない）。劉向の手に成る『列女傳』の序文あるいは「叙録」に関する比較的信頼できる資料を求めるとするならば、従来考慮されないままであるが、それはむしろ次の一文であるだろう。即ち、『漢書』本傳の、「向以為王教由内及外、自近者始、故採取詩書所載賢妃貞婦異國顯家可法則、及孽嬖乱亡者、序次為列女傳凡八篇」である。班固はここに『列女傳』を紹介するために、「向以為」で想定される如く、劉向自身の文章を採用したに違いない。『列女傳』の劉向「序文」は今佚しているが、その一部は本傳のこの部分にその姿を止めていると見るべきではあるまいか。ここには劉向の『列女傳』作成の意図が明確に表明されている。先行文献から作者の規準にかなうものを選び抜いていくわけであるから、確かに厳密な意味における著述とは定め難いわけである。しかし『列女傳』中に持ち込まれた各々の伝記内容や記述の形式が、劉向の思想判断のふるいを通過せしめられていることは、下に述べる伝の形式分類や、各伝研究において明白である。『詩』『書』より採取したと云うが、それは話の素材を採取したというのが『列女傳』の場合の実情であって、原典からそっくりそのままを切り取って再録したのではないのである。尚、『詩』『書』と言うが、これは採取の対象をこれに限定したと言うのではなく、本来はここは、『詩』『書』をはじめ諸書の、とでもあるべき部分である。班固が採用する場合に省略したか、さもなければ劉向自身がかかげて説得力のある代表的典拠を集約的に示した結果なのであろう。ただし、『書』に関するものは必ずしも多くないが、全篇に涉って『詩』に関連し、あるいはこれに得る素材を発展させたと思われる話が多いことは確かである。又、各伝には『詩』の句を用いて教訓的な結論となし、『韓詩外傳』の方式と似ているし、その全体として持

つ教戒的な内容は、『書』の性格を強く意識していると見て良いであろうから、劉向が『詩』『書』に採取したとするのは、この意味においても基本的に無理のない言辭と言えそうである。

(iii) 「所序」諸書の異質性と同一性

さて従来、『列女傳』は劉向以前に既に原本が存在した書であり、劉向はこれを校定したにすぎぬとする指摘は、既に述べた羅氏の論に見える如く、『列女傳』を『新序』・『說苑』と同じ性格の書と見る態度に強く影響されている。既に述べたが、仮に同一性格の書と見ても、これらの書における劉向の個性的対応は、彼の作品と扱うことを殆どさまたげぬくらいに明確である。しかし実のところ『列女傳』は、『說苑』が『說苑雜事』を出発点としたとしてもこれ程の原本も持つてはいなかったと思われる。この意味においては必ずしも同一性格の書とすべきではないであろう。劉向の規準にあてはまる資料や素材は、諸書から採集されたものであり、作者不明の『列女傳』など劉向以前に存在はしなかったと思うのである。宮本勝氏『列女傳索引』序においても、羅氏の見解を傾聴に値するとされつつも、この書が劉向の思想や行動ないし社会的情况と関わりつつその述作の目的・動機が説明されるはずのものであることを考慮するなら、単に校訂という関わりだけで処理すべきでない」とされる。ところでこの書を『新序』などと同列とする羅氏は、『初學記』所引の「叙録」佚文の存在を重要な論拠とし、「藝文志」における「所序」が劉向の諸書を包括していることを注目していた。『列女傳』叙録の資料価値の低さについては既述のとおりであるが、そもそも「所序」に包括された諸書を、単に同一性格と見なしてしまうことには強引な偏見が有りはしまいか。各書の異質性も検討しておく必要があるだろう。即ち「藝文志」の「所序」下に見える班固の自注の中には、従来の諸家は不可解として無視してしまっている「世説」が存在しているのである。「六十七篇」のうち、『漢書』本傳によってその内訳を考えていくと、「列女傳凡八篇」・「新序說苑五十篇」で五八篇となる。余った九篇のうち「列女傳圖」を仮に一篇と数えると(頁24・36)、本傳中で元帝時代における「乃著疾讒摘要救危及世

頌凡八篇、依興古事、悼己及同類也」を注目せざるを得なくなる。顧實『漢書藝文志講疏』は現にこの数え方をし、「疾讒摘要救危世頌、蓋皆世說中篇目・即世說也」と言っている。姚振宗『漢書藝文志條理』も同様の見解を持ち、王先謙『漢書補注』も、『世說』を不詳としつつも、「本傳有世頌、疑即其書」と述べる。『漢書』によって六七篇を納得のいくように数えるなら、以上の見解は否定し難いではなからうか。もし今は伝わらぬ『世說』が、「疾讒」以下に示されていると見るなら、仮に『說苑』に原本が存在したと想定するとしても、これと同性格の書と把握できるだろうか。石顯らの専權に苦しんで、「悼己及同類」の内容の盛り込まれたものであれば、その篇名とおぼしき「疾讒」からも想像されるように、かなり現実批判的色彩の濃い書であると思われるし、それだけに作者の筆致は個性的であり内容は独創的であったと思われるのである。既に誰かがまとめていた作品を整理しなおしたとか、それに手を加えたとかいう性格の書でないことは明らかである。

以上、従来の偏見を是正すべく、「藝文志」、「所序」に含まれる各書についての異質性を殊更に追って来たきらいがあるが、各書の個別的独自性が了解されたなら、従来いわば強引に曲解されていた「所序」の意味する同一性も角度を変じて見直されなければならないであろう。従来の論では各書が劉向の著でなく単に校訂を経た書という観点で処理されざるを得なかったわけであるが、上に示した様な柔軟な見方をするならば、諸書の持つ独自性は自ずと各々の姿を表わしてくることが分った。そこで「藝文志」が劉向のこれらの書を「所序」とまとめた理由も含めて、各書には、どういう点で同一視される因があるのかを考えてみる。先ず「疾讒」以下の書は、劉向は己の意見を表現するのに「依興古事」と云う。『列女傳』には「採取詩書所載云々」と言う。『新序』・『說苑』には『采伝記行事』と言っている。いずれの書の場合も、劉向は己の内なる思いを吐露する手段として、古事を用いたり伝記を用いたりしているのである。即ち何かになぞらえ託して己の思想を表現していることが分かるのである。このうち『說苑』は思想表現の手段としての資料の用い方の中に、その一部分に既に存在した『說苑雜事』を用い

たらしく思われる点が他に比して少異するのであるが、この書の本質は、劉向によって整理された単なる古事なのではなく、これを素材として表明される作者の主張の書なのである。『新序』については『晉書』陸喜傳に「劉向省新語而新序」とあり、『漢書藝文志條理』は、『新語』の書があって、その重複を省いて『新序』ができたのだと考えている。しかしこの「省」は広常人世氏『新序』（明德出版社）に「みる」と読むべきだとされるのが正しい。『新序』の成立については必ずしも明確ではないが、これも単なる校訂の書などではなく、作者の主張が託された書である。「疾讒」以下の『世説』と思われる書も、古事を媒介にして納得し難い現実への不満を述べた書であった。『列女傳』も古書にその素材を求め、表面上では顕著なる生き方をした女性の伝記を集積した形となりつつ、現実における女性の在り方、又これに対応する男性への劉向の不满や理想さらに希望を託して述べる内容であった。以上「劉向所序」に含まれる書物は、いずれも直接的ではなく、既に世に伝わっている素材を用いて劉向の思想が語られているという共通点を持っている。『列女傳』も先行文献に素材を求めているという点で、『説苑』などに類似することは勿論であるが、各伝における素材の用い方は極めて独自性が高い。このことは以下の伝の特性や各伝研究において詳細に了解されるはずである。

第三節 『列女傳』への知識人の関心

(i) 女性伝記や注釈書の成立

次に劉向『列女傳』がどう受容され評価を得たかについて、二つの側面からこれを検証する。一は、『列女傳』の注釈書ができ、その影響下で様々な女伝が生まれ、この盛況の中から、いわゆる女伝が歴史記述の対象として認定されるまでの経緯。二は、この書が文献的にはどの様に具体的な權威を持ったかについてである。

『隋所』経籍志・史部には、「列女傳十五卷」劉向撰、曹大家注とあり、以下、「列女傳七卷」趙母注・「列女傳八卷」高氏撰・「列女傳頌一卷」劉歆撰。「列女傳頌一卷」曹植撰・「列女傳讀一卷」繆襲撰・「列女後傳十卷」項原撰・「列女傳六卷」皇甫謐撰・「列女傳七卷」綦母邃撰・「列女傳要録三卷」(『玉海』は杜預撰と)「などが列せられる。この他、両「唐書」には孫夫人撰『列女傳序讀』一卷が、『新唐書』には「劉熙列女傳八卷」が見える。このうち曹大家注と趙母注(『世説』賢媛篇「趙母嫁女」の注に「趙姬者：虞越妻、潁川趙氏女也、作列女傳解、号趙母注」と。尚、仁智「魏曲沃負」の注⑩を参照)は劉向の書に対する注釈書と思われるが、次に列する「高氏撰八卷」の性格は定かでない。ただし考えられることが一つある。「列女傳頌」→「列女後傳」の四書を以て「列女傳」が前後に振り分け録されるのは、前半に列するものと後半のそれとが性格を異にするためだと認めようである。否ただ単に時代順にすぎぬとするなら、「列女傳頌一卷劉歆撰」はもすこし前に移されて良いのではなかるうか。さすれば「高氏撰」はあるいは「高氏注」の誤りなのかも知れない(王照圓「列女傳補注序」は高氏注と見る)。この推定が正しくないので、この「高氏撰」の書は後の「皇甫謐撰」以下の『列女傳』とは異なる性格の書であると見なければならぬ。「注」でないにしても本来の『列女傳』の編成を変えうるか付加部分を持つかの少異要素が有ったのかも知れないが、基本的には劉向『列女傳』を受け継ぐ書であったと見るべきであろう。ところで後に見える「皇甫謐・綦母邃撰」の『列女傳』は、これら前半に列ねるものとは内容の異なる書なのであろう。『列女傳』に劉向のものとは異なるまとめ方のものが有ったかも知れないと思うのは、次の様な資料が見られるからである。即ち例えば、北魏・山西省大同の司馬金龍墓より出土の『列女傳圖』が有り、この「虞帝舜」の図及び説明の辞に、「舜父瞽叟与象敖□井」とあり、「舜後母燒廩」とあるが、「有虞二妃」(母儀)では井を浚わせ格したのは象と父母であり、廩に焚けたのは瞽叟である。又『史記』索隱などに引く『列女傳』には、今の『列女傳』に直結し難い部分も認められるのである(「有虞二妃」注⑤⑥参照)。また、「楚莊樊姬」(賢明)も

少異なるうえ、班婕妤の伝が有る。これらに見える記述は劉向撰『列女傳』とは異なった系統の『列女傳』も存在したことを意味するのではなからうか。なお、綦母邃撰については従来撰ではなく注であろう（王注・顧廣圻『攷證』等）と考えられているが、疑問も存する。その証とされる『史記』集解趙世家引には単に「綦母邃曰」とあるのみで、特にこれが劉向の筆に成る「趙靈異女」（孽嬖）に施された注積なのか否かは決し難いと思う。その説明は一見彼の施した劉向『列女傳』の注釈を裴駰が引用したとも取れなくはない。しかしいささかの疑問は有る。即ちかの伝（注②参照）には、「我嬴嬴」とあるのを、綦母氏は「己貴盛盈滿」と解しており、廣圻（『攷證』）も指摘するように、綦母氏は「嬴」を「盈」と読み、字を重するとは見ていない様に思われる。さすればこの説明は「我嬴」とある『史記』趙世家の句とむしろ直結するのであって、己の編成にかかる『列女傳』に『史記』を意識しつつ幾分變形して「趙靈異女」を設け、この部分に自注を施したのかも知れない。ただ『御覽』三四七・五七二引にも「晉弓工女」「趙津女媧」に対する綦母邃注が認められるから、綦母邃注『列女傳』の存在について、いささかの疑問は有るものの、その可能性は依然として残されたままである。なにがしかの自注は施されていたかも知れないが、上述の如く、これが列せられる位置だけで判断するならば、すくなくとも『隋書』ではこれを綦母邃撰とすべき内容の書と見たのであろう。

以上要するに、劉向『列女傳』に注した書物として確認できるのは、曹大家注と趙母注のみということになる。この他『後漢書』馬融傳によれば馬融も『列女傳』に注したとある。同『列女傳』には曹大家の『女誡』七篇（『隋書』經籍志四には、「女誡一卷」・「女誡一卷・曹大家撰」・「女鑒一卷、梁有女訓十六卷」・「婦人訓誡集十一卷、宋司空徐湛之撰」とある。）について、「馬融善之、令妻女習焉」とあるから、『列女傳』の注釈を成したことも十分考え得るところである。又、蔡邕（列傳五十下）は『女訓』（『文選』五六注引や『御覽』などには「女誡」ともある）を作ったとある。

劉向『列女傳』は先ず班固に注目され、その書の評価は曹大家によってなされたのである。以後世々様々な女性伝記や女性に対する教訓の書が作られた様である。ざっと見渡してみても以下の様な書が目止まる。『新唐書』藝文二には「諸葛亮貞潔記二卷」が見え、『晉書』五一、王接傳には、接が『列女後傳』を撰したとあり、長子衍期も「列女後傳を集す」と言い、卷三四杜預傳には「女記讀を撰す」と言う。これは『隋志』二に見える『女記』十卷杜預撰のことであろうか。『新唐書』には「杜預列女記十卷」とあり、『史通』外篇・雜説下の別傳にも、「列女記」とある。又、卷三六張華傳には、「作女史箴」（『文選』五六に「女史箴一首」と言う。同名の文は裴頠や皇甫規にも存したと『玉海』（藝文・箴）には言う。さらに『世說新語』には、賢媛篇があり、賢明な女性の伝を列する。このうち賈充の妻李氏は「女訓を作り世に行はる」という。又、「桓宣武平蜀云々」の注には「妬記曰」とあり、これは『隋書』に見える「妬記二卷虞通之撰」のことかと思われる。なお注に「婦人集曰」が何個所か見えるが、これは『隋書』經籍志四に「婦人集二十卷」とあり、注に「梁に婦人集三十卷有り、殷淳撰す。又婦人集十一卷有り。亡す。」とあるのがこれにあたるのであろうか。因みに同処にはこれに次いで「婦人集鈔二卷」も見える。後漢〜魏晉にかけて、実際にはもっと多種の伝記や教訓書が作られたのであろう。しかしこれらの書はやはり士たる男性の伝記などと同列に扱われるまでには至らず、范曄は『後漢書』列女傳において、『詩』『書』に女徳を述べて以来その美徳は変らぬが、「而れども世典咸く漏す。故に中興自り以後、其の成事を綜べて、述べて列女篇を為る」と言っている。范曄に至って女伝は記録の面において、男性の伝記に比肩する一定の資格を得たことになると言えるであろう。彼がこれに注目したのは魏晉以降の女性の社会的地位とも関連があるだろうが、劉向『列女傳』の歴史においては、先ず曹大家が注を施したことが重要なポイントであり、人間評価の立場から、記録性においてその古典的価値を定着せしめるに力を添えた次の功績者としては、直接的ではないが范曄を注目すべきだろう。この後、『晉書』・『魏書』・『北史』・『隋書』・『唐書』・『宋史』・『遼史』・『金史』・

両『元史』・『明史』に「列女傳」が設けられる。こうした正史における女伝の市民権が、一方では各時代における劉向『列女傳』の伝承を支えていることは否定できないと思う。

以上南北朝頃までの知識人の女性問題への関心について考察し、『列女傳』のいわゆる女伝というものに投じた波紋についても含めて概観してみた。ところで曹大家はこの書の注釈を作ったとは言われるが、これは佚文として散見するのみでまとまったものは今残らないので、彼女がこの書を具体的にはどの様に受け止めかつ評価したのか明らかにはできない。それにもかかわらず後漢時代以後に劉向『列女傳』が学者や文化人の注目する書籍であった形跡は他の面でも認めることができる。そこで次にこの書の文獻的權威が具体的にどう受け止められているかを見る。

(ii) 劉向『列女傳』の文獻としての權威

先ず例えば「鄒孟軻母」(母儀)について見るに、趙岐「孟子題辭」に述べる「夙喪其父、幼被慈母三遷之教」は明らかに『列女傳』の影響を受けているのである(同伝注⑦)。又『史記』では「業を子思の門人に受く」と言うのに、『列女傳』は「子思に師事す」と言い、趙岐や『漢書』藝文志・『風俗通』などはこれに従っている(同注⑧)。劉向の名の威力が、本来は史実とするには十分な証拠を持つと言えぬ資料に、史料の仲間入りを見せているのである。以下、この他に顕著なものを列挙する。ただし細かなものは省略した。

「衛姑定姜」(母儀)、『禮記』坊記に、「詩云、先君之思、以畜寡人」とあり、この鄭注に、「此衛夫人定姜之詩也」と言うのは「燕燕」(邶風)と定姜を結び付けた『列女傳』に依ったからだろうか(同注⑨)。ただし疑問は残る。『列女傳』はこの詩句は公子の死後、帰する婦を送った内容とするのに、『禮記』鄭注は獻公の無礼に對して用いたと説明する。又、『毛詩』の「鄭箋」はこの「燕燕」は衛莊姜が婦妾を送る詩とする「毛序」のままに、莊姜の詩と見ている。矛盾の調整は必ずしも十分でないが、鄭玄が『列女傳』を無視できなかったことを物語

る一資料とは見得るかも知れない。鄭注に関するも一つの資料として次も注目される。

「宋恭伯姬」(貞順)、『禮記』坊記篇の「以此坊民、婦猶有不至者」の「鄭注」は『春秋』成公九年の伯姬が宋に帰するの記載を引き、「是時宋共公不親迎」と言い、「曲禮」下の「納女於天子」の「鄭注」に「納女猶致女也、婿不親迎、則女之家遣人致之」と言う。『春秋』のかの記載に対して「不親迎」を明確にしたのは劉向『列女傳』であると思われる。「鄭注」が親迎にこだわるのは『列女傳』を意識している証とも考えられよう。又、『左傳』(隱公八年・成公九年)賈逵・服虔説(『禮記』曾子問疏引)も、梁注は『列女傳』にもとづくとする(注②・③)。

「周宣姜后」(賢明)、『初學記』卷十引「曹植賢明頌」があり、『列女傳』との字の異同が云々される(注②)。曹植の『列女傳頌』一卷は前に掲げたが、『初學記』卷十には「母儀頌」一条も見え、簡狄や禹妻の讚も見える。この他『文選』新刻漏銘注にも『列女傳頌』が見える。

「晉羊叔姬」(仁智)、『論衡』本性篇・『潛夫論』相列篇に「叔姬」の名を用いる。『列女傳』以前に叔姬の名を用いるものはないように思うから、これら両書が『列女傳』を見ていることはまず間違いないであろう。また『左傳』閔公二年の杜注に或説を引いて羊舌氏の盜羊の話を引くが、或説の出所は恐らく『列女傳』であろう(同注①)。

「魯漆室女」(仁智)、『論衡』實知篇に、「魯侯老、太子弱、次室之女、倚柱而嘯」とあり、『潛夫論』釋難篇に、「是以次室倚立而嘆」とある。『列女傳』を典拠とする可能性が大である(同伝注①)。

「齊杞梁妻」(貞順)、『論衡』感虚篇に、「杞梁之妻嚮城而哭、城為之崩」とあり、『孟子』告子下の「杞梁之妻」における趙岐注に「其妻哭之哀、城為之崩」とある。城崩るを言うのは『列女傳』の影響と思われる(注①)。

「楚成鄭詹」(節義)、『左傳』文公元年の「王子職」についての杜注、又、『史記』楚世家の「集解」に引く

賈逵、ともに職は商臣の庶弟と言う。『列女傳』の「職商臣庶弟也」を史実資料として受け止めているのだろうか（注⑬）。尚、『論衡』・『潜夫論』には、上記の他にも『列女傳』との関連部分が多い。

『魯秋潔婦』（節義）、『西京雜記』卷六に秋胡の話が見える。後代のいわゆる「秋胡詩」等も含めて『列女傳』のことが或は出所なのかも知れない。

以上ざっと見ただけでも、劉向『列女傳』がそれ自体学問研究の資料として一定の位置を占める存在であったことが想像されるのである。伝記そのものとしてその記録的価値が歴史記述の水準において評価されるのは恐らく范曄の頃までを待たねばならないのであろうが、記録された内容における儒教の見識や史料処理に対しては、やはり劉向の名の威力もあってか、十分な敬意が払われ、それなりの文献としての資料的權威が認められていたと考える良からう。尚、『漢書』藝文志には「列女傳頌圖」と注し、『後漢書』皇后紀十下には梁皇后が列女図を手放さなかつたと述べ、「列傳」一六宋弘傳にも列女図に言及するうえ、画像石にも列女の図が見え、後には顧凱之も『列女傳』の図を残したらしく思われる。絵画の面でもこの書は一つの流れを持つのである。尚、図のことは後述する。

第四節 全篇の体裁について—今本の成立まで—

次に『列女傳』の体裁について、その変遷を交えながら概観し、今本の成立について見る。尚、この書の変遷や刊本のことについては、宮本勝氏が既に丁寧な整理をされていて（「列女傳の刊本及び頌圖について」北大紀要三三の一・昭五八）、ここにわざわざ再整理の必要もない。詳細については氏の論考にゆずり、ここでは簡単にまとめ、今本成立に関わる明・清刊本について考察する足がかりとしたい。

劉向『列女傳』に初めて注釈を施した曹大家は、これを十五卷とした。『隋書』の録するところである。ところ

がこの書は『舊唐書』には見えない。理由は定かでない。曾鞏「列女傳目錄序」も「無録」と指摘する。今、右雜傳……列女十六家」とあるのに、「保傅乳母傳一卷」まで数えても一〇しかない（名士や高士の項に見える『列女傳』は、「女」が「士」の誤りかも知れないが、それにしても時代の前後を考えると、列せられる順序に今一つ納得し難いものがある。劉毓崧校『舊唐書校勘記』によると、沈本にては「この書は『列女傳』の首に在ると言う。しかし『新唐書』には『列士傳』二巻が名士・高士の項に見えるが、時代順からしてもふさわしい位置とは言えない様に思う。今これは数えない）。劉氏『舊唐書校勘記』も数が合わぬと指摘している。書名の欠落したものがあるのかも知れない。『新唐書』藝文二には、「劉向列女傳十五巻曹大家注・劉熙列女傳八巻・趙母列女傳七巻・曹植列女傳頌一卷」など『隋書』に見えたものが再び録されている（ただ「劉熙八巻」のみ新しい）。

宋の嘉祐年間（1056-1063）、劉向『列女傳』に対して根本的な整理作業が行われた。曾鞏の「列女傳目錄（「四部叢刊」本には「目錄」を付しない）序」によれば、この時彼等が校讎にあたって手にしたのは、曹大家注『列女傳』十五篇であった。これより先『崇文總目』に録されているのもこの書である。十五篇本は七篇を分けて十四にし、頌義一篇を加えた体裁になっていた。ただしこの内には、『崇文總目』にも指摘しているように、「陳嬰之母」等十六伝の、本来の劉向書には無かったのであろう伝も含まれている（「更始夫人」・「明德馬后」・「梁夫人嬀」が後人の手に成ることは『顔氏家訓』が既に指摘している）。この時の彼等の作業の目的は劉向の旧の八篇本を編定することにあつたと思われる。「目錄序」には、集賢校理の蘇頌が頌義によって篇次し、八篇にしたと述べている。『漢書』本傳の「凡八篇」に復する試みが為されたのである。しかし「藝文志」の班固注には「列女傳頌圖」とあるから、曹大家注本以来恐らく図は本文とは別行していたと思われるが、図の部分は復旧できぬままであつたであろう。曾鞏「目錄序」は蘇氏の篇次した『列女傳』八篇本と曹大家注の十五篇本を館閣に藏したと言っている。しかし後世いわゆる曾鞏の校讎本と云われているものは、同じく嘉祐年間に、王回の手によって

整理された九篇本で、これが今本の淵源をなしている。嘉祐八年(1063)王回「列女傳序」によれば、『崇文總目』以来、「陳嬰之母」以下の十六伝が後人の付加したものと見なされているが、王回はこれを見なおしている。即ち「其の十二伝頌無し。三伝、其の同時の人。五伝、其の後の人、……余の二十伝……周郊婦自ら東漢梁嬀等に至るまで、時を以て之を次し、別して一篇と為し、續列女傳と号す。」と言う。十六伝だけでなく新たに四伝(即ち漢以前の周郊婦人・陳國婦女・聶政之姊・王孫氏母)を後人の手に成るものに加えたのである。『崇文總目』等の下した区別は漢代以後の人十六伝を規準としたものであったが、王回は基本的には頌があるか無いかを規準とした。「十二伝、頌無し」というのは、劉向以前の人の伝で頌の無いものの意であり、後の八伝には頌が有ることを意味するのであるまい。王回は「頌を以て之を攷するに、每篇十五伝のみなれば、則ち凡そ頌無き者は宜しく皆向の奏する所の書に非ざるべきこと、特に陳嬰母自りのみを断と為さざるなり。」と述べているから、頌無きものは二十伝有ったことを確認していたことが知れるのである。だから続く「三伝」・「五伝」も「無頌」で「同時の人」・「其の後の人」の意なのである。

さて、王回は頌によって篇次を考察することは蘇頌の場合と大差なかったと思われるが、新たな視点から、『古列女傳』と『續列女傳』の区別を明確にし、『古列女傳』は各篇一五伝とし、頌一篇を後に加えた九篇本として定めた、顧廣圻『攷證』も指摘する如く、『郡齋讀書志』(卷九)・『直齋書錄解題』(卷七)や『宋史』藝文志等に見える九卷本はこの書であろう(『文獻通考』一九八も九卷と)。ところでこの段階では「頌」はまだまとめて一篇とされており、各伝とは別行していた。これを今本の様に各人伝の後に付入し、全体を八篇本の型にしたのは嘉定七年(1214)に改篇の手を加えた蔡驥(『新編古列女傳』)である。その識語によると、「頌義大序小序頌」がまとまっていた一篇を、「頌義大序」を目録の前に列し、「小序」七篇を目録の各篇相当部分に分け置き、「頌」を各伝の後に置いたのである。この体裁は南宋の建安余氏勤有堂本に受け継がれ、清代に余氏本の有した絵だけを

除いて顧廣圻が刊し、更に阮福は再び余氏本の絵を復して刊し、「文選樓叢書」に収めている。ところが余氏本において「頌義大序」と「魯師氏母」伝が欠落したと顧抱沖（「重刻古列女傳跋」）は指摘している。（顧氏『攷證』は、失なわれた時期は未詳とする）。尚このことは後に再び検討する。清代の一八〇〇年代に次々に校注を手がけた三人の女性学者達（王照圓・梁端・蕭道管）が底本にしたのもこの系統の本である。

第五節 明代の『古列女傳』とその他の刊本

(i) 南宋より伝来の余氏刊本

明代には様々な編成のいわゆる『列女傳』が刊行されている。この時代『古列女傳』の手本として明初より注目されたのは、蔡氏刻本の体裁を踏襲したと思われる南宋より伝来の余氏刊『新刊古列女傳』八巻であろう（『讀書敏求記』によれば巻末に、「永樂二年七月二十五日蘇叔敬買致」と記されていたという）。この余氏本には「顧凱之圖畫」と標題されて絵図が付されている。明代に特徴的な挿絵入り本にも深い影響を与えていると思われる。ただしこの絵が蔡氏本にそのままのかたちで存在していたのか、そうであればその絵はそれ以前の旧來のかたちを受け継いでいたのか、定かではない。蔡氏の「識」語には本の体裁のことについては説明が有るが、絵については言及しないのである。しかし蔡氏本にはこの絵が付いていたという可能性がないわけではない。余氏は模刻したのであり、巻二・三の末尾に「靖庵余氏模刻」、巻八の末尾に「建安余氏模刊」とあるから、目錄部もそっくり復元したのだとすれば、ここに記される「顧凱之畫」の部分も蔡氏本以来存することになり、当然蔡氏本にこのままの絵が付されていたと考えざるを得なくなろう。しかしそれが余氏本と同じ形で挿絵になっていたのかどうかそれはわからない。蔡氏本にこの挿絵が確かに余氏本と同じかたちで付されていたか否かは明言できないにしても、余氏本に

見える絵は宋代の人が筆を執り宋代の人を描いていると考えることはできそうである。冠や服装などは宋代の雰囲気を与えるからである。特に、帝王の冠や胸の辺りの様子は、「歴代帝王像」のうち宋宣祖画像（『中國古代服飾史』周錫保著、頁二六八）に酷似するし、兵士の服装なども宋代の制度（上掲書の頁三三〇参照）を反映していることが分かる。清代において余氏本を重梓した顧氏は、この図は余氏の補う所と判断し、刻刊の必要を認めず除去している。しかし上の如く人物の服装からしても、むしろ余氏はもとのままに模刻した可能性が強いから、余氏模刻を信頼するなら顧氏の推定には従えない。後に阮福は、この絵が漢時の屏風画に本づいた顧凱之図の様子を伝える貴重な資料だとしてこれを復元している。この判断には概ね肯定できる。今余氏本の絵を見るに、個性的な筆致ではあるが、人物描写はやや生硬である。故宮博物院所藏の「顧凱之列女傳圖卷」（仁智）は既に指摘される如く、画人の模写したものに相違あるまいが、それでも原作における精緻なる人物模写をうかがわせるに十分である。余氏本の絵の人物表現のこれに及ばぬこと明白である。しかし絵を比べて見るに、背景などに異なる部分が多いが、人物の所作の一致するものは極めて多く、図巻の人物二十八人（汪注跋には八変と云うが、実は一〇伝分確認できる。楚武鄧曼二人・許穆夫人五人・曹媿氏妻二人・孫叔敖母二人・晉伯宗妻四人・衛靈夫人四人・齊靈仲子二人・魯漆室女一人・晉羊叔姬四人・晉范氏母二人）のうち、人物の向きや手足の位置や所持する器物等、全く一致しないものは、このうち九人（許穆夫人・晉羊叔姬）である。総合的に見て、余氏本絵は厳密な意味における顧氏絵の模写とは言えぬかも知れないが、このもの挿絵を描いた人が顧氏図を手本にしたことは認められて良いであろう（尚、この図の論評は阮福の「摹刊宋本列女傳跋」にも詳しく、『文物參考資料』一九五八の金維諾氏による「顧愷之的芸術成就」も言及する）。贅言乍らこれらの一致は、今見得ぬ他篇の列女傳顧氏図の手がかりが余氏本を通して得られることを示唆するのもかも知れぬ。しかし一方、一致しない九人の場合や、上に指摘しないが人物の配置において、「衛靈夫人」の遽伯玉の位置が顧氏図とは異なることが認められる等、この絵の作者の独自の表現も無視され

るべきではない。又、他の篇を含めて図を見渡すと、人物の配置や絵のモチーフ等類似のもの組合せがかなり認められる（例えば車を引く馬の向うに人物を配する「晉趙衰妻」「楚接輿妻」「楚於陵妻」「召南申女」「楚野辯女」「楚處莊姪」「魯桓文姜」「晉獻驪姬」「齊靈聲姬」等。又、静止した人物表現が多い中にも、動的な表現の図もかなり存する。「晉文齊姜」「楚武鄧曼」「齊孝孟姬」「齊杞梁妻」「魯孝義保」「蓋將之妻」「魯義姑姊」「周主忠姜」「魏節乳母」「梁節姑姊」「京師節女」「齊東郭姜」「趙悼倡后」等、これらは顧氏図の人物が概して静止した雰囲気描かれているのと対照的と言えそうな絵である）。かく見る時、余氏本の絵から直ちに顧氏図の全体像を把握することは実際問題として不可能に近いであろう。

ところで余氏本の伝える挿絵という形式は、蔡驥本に始まる体裁なのか或はそれ以前から伝わるのか、これは明らかでない。ただし前述の如く宋代の絵であることだけは確かと言えそうである。図のことについて考えてみるに、『漢書』藝文志の「劉向所序」の注にも、「列女傳頌圖」と言うし、「別録」佚文にしても「頌義大序」を見たと思われる王回の文にしても、図を屏風にしたことと言及するのだから、もともと絵は描かれたのに相違なからうが、これらが挿絵の形式をとっていたとの証はない。視覚教育的な効果をねらったもので（『後漢書』皇后紀梁皇后「常以列女図画置於左右、以自監戒」と）、本文とは別行するものであつたらう。又、頌にしても、これも本来は伝そのものとは別の一卷をなしていたと思われる。『隋書』にも、『列女傳頌』一卷劉歆撰・『列女傳頌』一卷曹植撰・『列女傳讚』一卷繆襲撰とあるのもこのことは想像できそうである（『顔氏家訓』書證篇に、「其の子歆、頌を作る」とあるが、向本傳に「列女傳八篇」とあるのに合しないこともあって、王回以来、『隋書』の記載とともに、劉向作頌のことは認められないのが通説の様になっているが、顔之推にも依る所があつたであらうし、向が頌を作つたという積極的証拠は無さそうだから、不明要素も含めて歆作の可能性も残されて良いのではなからうか。『日本國見在書目録』にも『列女傳頌』一卷劉歆撰が録されている。頁36）。本来、伝の本文とは異なつた伝達効

果を具えている頌は、図と組み合わせにされる契機を多分に持ちそうである。即ち顧氏図に見られる様な、人物図に頌が書き加えられる（北魏司馬金龍墓『烈女傳圖』では伝文を簡略にした説明文が付いている）のが古くから続けられた形式だったのでなからうか（しかし顧氏『攷證』は「劉向所序六十七篇」について、「列女傳七篇、頌一篇、圖一篇」と数える。六七を他の書の篇数で見えいくと、列女傳圖一篇は存在したと考える方が都合は良い。頁36）。宋代蔡氏本においても、絵は必ずしも挿絵らしきを十分具えてはおらず、絵と本文とが別行していた時の絵図自体の個性を十分ぬぐい去って本文に付着している様には思えない。『隸續』に、「武梁祠堂畫記」を収し、ここには「京師節女」「齊義繼母」「梁節姑姊」「魯秋潔婦」「魯義姑姊」「梁寡高行」「齊鍾離春」等の『列女傳』図が見られる。これらの絵の特徴は、各人物を指示し説明する固有名詞が図の中に付されることである。この様な画像石の絵図の表現形式は、蔡氏本を模刻した余氏本絵にまだそのまま残されている（これは勿論本来の顧氏図の持つ形式だったからでもあるが）。後の「四部叢刊」本系統の本やその他の編成の異なる明代の絵図本『列女傳』等に付された挿絵の持つ絵自体の豊かさに比べると、余氏本の場合、本文と絵との融合にはまだ距離が感じられる。以上、この絵が蔡氏本から始まるにしろ、余氏本から始まるにしろ、この絵自体が宋以前のものでないと判定できるからには、挿絵という形式は宋代に始まるものと考えるのが自然であろう。

(ii) 嘉靖黃氏本と「四部叢刊」本系統の『古列女傳』

(その一) 嘉靖黃氏本

次に余氏本とは異なる形で、やはり蔡驥刻本の形式を取入れて、明代に刊行された本に、劉向『古列女傳』八巻（「崇文書局彙刻書」収）が有る。この本には嘉靖三一（1552）年黃魯曾序・朱衍後序が有り、特に序目の取り扱っている。『小序』を目録の間に散じたという蔡氏の「識」を載せながら、この「小序」をまとめて曾序の前に出し

ている。序目におけるこのような安易な処置は後の「四部叢刊」本系統の目録の混乱に影響を与えることになる。又、目録における伝の序列の一部が余氏本と異なる（巻一・二・四・六・八）。異同の詳細は次の「四部叢刊」系統の本の場合に比較して述べる。本文においては伝の序列が巻一の「鄒孟軻母」のみ異なり、外は余氏本に同じである。この本の特異な点は、各傳の「頌」の後に黃魯曾の贊を載せていることである。これについては『牧齋有學集』卷四六「跋列女傳」で、廢殿本・錢功甫本（次節で言及）以外に、「頌」（「四部叢刊」本には「贊」）に作るが「頌」字の誤りであろう。『百宋一廬賦』注に、黃丕烈はこの文を引いて「頌」に作る（の後に「贊」の有る本が有り、これは黃魯曾（「曾」）を、「四部叢刊」本は「直」）に作るが、前掲書黃氏注が「曾」に改め引用するのが正しい）が己の作を竄入したもので、本の価値を低めるものと貶している。しかし本文の文字の異同については余氏本と「四部叢刊」本の中間の存在と言うべく、或る字については前者と一致し或る字については後者に一致する。「贊」を付したことで卑しめられた感はあるがこの点に関して特に粗雑な本とは言えない。

（その二）「四部叢刊」本系統の本とその他の刊本

次に、萬曆三四（1606）年、黃嘉育の叙を持つ新刻『古列女傳』八巻が有り、「四部叢刊」本と同系統の本と思われる。日本承應二年にこれに依拠して利刻本が刊行されている。大正時代に刊行された「圖本叢刊」本の劉向『列女傳』（大村西崖校輯）もこの系統の本である。同系統とは言え本文の文字の異同から見れば、これらの本は概ね「四部叢刊」本と一致するが、処によっては余氏本の系統の本と一致する場合も有り、必ずしも単に同じ本とは言いがたい。共通した点はいずれにも一見同一と錯覚しそうな図柄の絵が収められていることである。しかし詳細に比較すると、同じ絵でも処によって絵の素材の詳略が有り、線の表現や図柄には微妙な異なりがある。余氏本の絵に並べると、こちらの絵の質は典雅で構成も整っている。ただ動感はまだ薄い。尚、王回・曾鞏序は筆書形式で筆勢に微妙な変化はあるものの、この形式は各本共通している。次にこれらの本の体裁は、蔡驥本を受け継いだと

思われる余氏本や後の顧氏刊本・阮福刊本等とは異なった点が多い。以下、「四部叢刊」本を中心にこの本の特色に注目してみると、序目の部分において、王回序・曾鞏（「目錄」二字なし）序の順は同じであるが、特に異なるのは、嘉靖黃氏本と同様に、蔡驥が目錄の中間に散じた「小序」をまとめて目錄の前に置き、これに蔡氏識を付け加えている。目錄について、伝の表記に余氏本との異同が有る他に、伝の序列が卷一・二・四・六・八の一部においてやはり余氏本と異なる。ところが不思議なことに本文における序列の實際に異なっているのは卷一の「鄒孟軻母」のみで、他はみな余氏本の系統のものと一致している。従って「四部叢刊」本の場合、目錄の伝の序列が卷二・八において本文の序列と一致せず、逆に余氏本では卷四・六において目錄と本文との伝の序列が一致しないのである。尚、卷五において、「四部叢刊」本には十六番目に「上谷魏母」（『平津館鑿藏記』補遺に、「劉向列女傳八卷」を載せ、「卷五後、又増出魏氏上谷土人趙天民妻一伝云々」とある。）が列せられるが、勿論今の本文にこの伝は認められない。目錄だけに限っても、卷四・七・八には伝の表記の異なるものや誤ったものも見受けられる。何故「四部叢刊」本にこの様な混乱があるのか説明し難い。未整理部分が多いということはあるいはこれが古い要素をそのまま止めているということなのかも知れないが、案外混乱は余氏本以後において、蔡氏本以来の序目を組み変えた段階から起こったことなのかも知れないのである。即ち前述の黃魯曾贊の有る嘉靖年間刊行の本に依ると、序目の異同は既述したとおりであるが、目錄の様子は余氏本との距離が目立ち、むしろ「四部叢刊」本に近い。具體的に言えば、卷一「鄒孟軻母」の位置・卷二・四・六の伝目の序列は「四部叢刊」本と一致するし、卷八の伝の表記も一致している。ただ「雋不疑母」「張湯母」は本文の序列と違うから、目錄における伝目の列べ方に誤りがあるであろう。伝の表記については、余氏本がすべて四文字に統一しているのに対し、黃氏本では「之」字を除くなどして三文字にしたものが卷一・二・四・五に一例ずつ、又、卷八には三文字五文字のものも見える。しかし伝の本文においては卷八以外はすべて四文字に統一している。この方式はほとんどそのまま「四部叢刊」本に受け

継がれている。ただ目録において卷一・二のみは「之」字を加えて四文字にしている。尚、劉向の『列女傳』とは編成を異にして、萬曆一九（1591）年に、茅坤補による『評林古今列女傳』が絵入りで刊行されているが、本文は劉向『古列女傳』からそのまま持込んだものも多い。目録では卷一における「鄒孟軻母」も、卷二の周宣、齊桓の序列は嘉靖黃氏本と同じで、本文における序列も余氏本以来の序列に合わせたこの黃氏本に一致している。しかしなぜか「晉文齊姜」の伝を脱している。以上によっても、「四部叢刊」本における目録の混乱は、嘉靖黃氏本における序目への安易な改変に因を發し、その後も目録への関心が輕視され続けた結果によるものと思われる。尚、「四部叢刊」本系統と一まとめにして本の特徴を述べたが、個別的には実は微妙な異同が各本の間には存する。例えば黃嘉育の叙を持つ承應二年刊の和刻本にも、上村次郎衛門板行（この名の部分には嵌め込みの跡が認められる）とあるものの他にも小嶋弥左衛門板行のものもあり、序目が少異なる（未見ながらこの他にも葛西市郎兵衛・上田卯兵衛・上田嘉嚮堂や明治印のものも存する。尚、後述する。頁37）。即ち前者は黃氏叙の次に、先に曾鞏序を於いて王回序を列ね、次に目録全体を掲げた後に、小序を付して本文に続けているのであるが、後者は黃氏叙に続けては、「四部叢刊」本と同じに、王回・曾鞏序・小序と列ねている。ただ目録は各巻の首に分散して掲げるのが特異である。「圖本叢刊」本では王回序が無く、曾鞏序を首にして黃氏叙・小序・全体の目録へと続いている。

以上明代に刊行された『古列女傳』の諸本について考察してみた。この時代には『列女傳』の需要は急速に伸び、かなり広い層にこの書が浸透していったことが想像される。様々な編成の『列女傳』もくり返し刊行され、読者の関心を深めたり、内容伝達の効果を高める工夫もなされている。贊が加えられたりするのもそのことの一つの表われと言ふべきであろうが、文字の読めない者にも関心を持たせ、内容への導入を視覚にゆだねる挿絵は、最も具体的な工夫の成果として注目されるべきである。前掲各刊本の他に絵入りのものとしては、仇英の絵のある『繪圖列女傳』一六巻もある（他の絵入り本と比較して、この絵は優美で場面も厳選され、線も美しく人物は躍動的に表現

されている。「四部叢刊」本の絵はこれに比べるとむしろ靜的であり、建物や背景に意が用いられ過ぎの感もある)。ただし劉向『列女傳』以後の伝が多い。又、解縉等撰による『古今列女傳』も永樂元年に刊行されている。出版の盛況は時代の要請でもあり、時代の活況を反映したものであろうが、他面この傾向は書物の中に俗の要素を増加させることも否めない。そこで、序目の組みかえや贊・絵が加えられたりすることは、一方では本来の本文表現への注意を軽くする傾向を強めるから、この角度からは批判的に見られる結果も招来するだろう。即ち書物を学問研究の対象とする立場からは、好ましい事象とは認められないことになるのである。明刊本にしみ込んだ俗臭を嗅ぎ分けてか、考証を尊ぶ清朝の学者達が研究の底本にしたのは、蔡氏本の序目部分への配慮が失なわれていない余氏本であり、これを整えて刊行した顧廣圻刊本であった。しかしこの傾向は、「四部叢刊」本系統のものにも恐らく残された古い要素への関心を薄めさせることになったのは残念である。民國になってから、「四部叢刊」中に選択されたのが、顧廣圻等が注目した明代の刊本とは系統の異なる本であったのは、以上の意味においても意義深いことと言えよう。しかし残念乍ら「四部叢刊」本に適當と思えない様な字が多いことも事実で、これは歐纘芳氏『列女傳校證』に詳細である。ただし「四部叢刊」本にも時として無視できない本来の姿と思える部分の見出されることもある。やはり劉向『列女傳』研究上で重要な一資料の地位を十分に具えていると言えるのである。

第六節 清代の刊本—余氏本の伝来—

この時代には多くの学者が『古列女傳』に関心を抱き、学問研究の観点からこの書に接近する傾向が顕著である。中でも西曆一八〇〇年代の百年間に、女性学者が三人続いて特色ある校注書を残したことは特筆すべき事実と言えるだろう。そこで先ず、清人の目に信頼に足りる『古列女傳』本としての安定感を抱かせた顧廣圻刊本に注目し、

明刊本の受け継ぎ方の様子を見ることにする。

顧廣圻刊本について、道光五（1825）年の阮福による「摹刊宋本列女傳跋」（「文選樓叢書」収『新刊古列女傳』）によれば、この書は、明内府蔵の宋刻『列女傳』であり、南宋余氏（名は仁仲）の刻する所で、かつて錢曾の家に有り（『讀書敏求記』に録す）、乾隆五三（1788）年顧之遠（字は抱沖）の手に入り、嘉慶二五（1820）阮福の家に転入したものと云う。清代に伝わったこの余氏本に含まれる問題点について、既に紹介した如く、嘉慶元（1796）年の顧之遠「重刻古列女傳跋」は、蔡驥本までは存した「頌義大序」を逸去し、「魯師氏母」（母儀）を失なっていることだと指摘する（後に掲げる黃丕烈の指摘によれば王回・曾鞏の序も欠落していたと思われる）。これに依れば「頌義大序」の欠落は明本に始まることが分かる（顧氏『攷證』では、王回・蔡驥本までは存在したこれらの部分は何時失なわれたのか未詳と云う）。ところが『讀書敏求記』には、「頌義大序目錄の前に列す」と云う。これは、清代において錢家を經由したといわれるこの書について、錢曾は頌義大序を確認していたと意味するのであろうか。そうすれば顧氏の指摘は誤解にもとづくことになるであらう。これを究める手だては今のところ無いが、明刊本たる嘉靖黃氏本にも「四部叢刊」系統の諸本にも「頌義大序」は見えないのであるから、顧氏の指摘では余氏本がこれを逸去したというふうにも受け取れるが、余氏が故意に削除したことはむしろ考え難いところであり、余氏が蔡氏宋本を刻せんとした時点で、既にこれは欠落していたのかも知れない。そうすると先掲の文は、錢氏がその所在を確認していたことを必ずしも意味するのではないかも知れぬ。この文は蔡驥の識語の一部に似ており、或は錢氏はこれを切り取って再録したに過ぎぬのかも考えられる。顧氏刊本は、明代よりの余氏刊本を重梓したものであるが、既述の如く顧氏は余氏本には載せられていた絵を除去した。これは後に阮氏（「文選樓叢書」収）によって回復されている。余氏本が清代において脚光を浴びるについては顧・阮両氏の功績が大である。

以下、顧氏が入手する以前の余氏本の様子を述べる。『讀書敏求記』によれば、この本は牧翁（錢謙益）が南城

麿殿中に得たものという。これについては『牧齋有學集』卷四六に、「跋列女傳」の一文が見え、謙益は自分の所有する『列女傳』の古本には、南城麿殿中に得たもの他に錢功甫から譲られたものの二本が有り、「此則内殿本（『百宋一廬賦』の黃丕烈注はこれを引いて「麿殿本」と読みかえている）」と言う。この二本のことについて黃丕烈は、『蕘圃藏書題識』に『古列女傳』八卷を録し、次の様に述べる。乾隆五七（1792）年、顧氏の宋本『列女傳』を見せてもらった。簡端に牧翁の題語が存るのにより、これがいわゆる内殿本であると分かった。この時錢功甫本は未見であったが、後に手に入った。両本を比べてみたが、錢本の方が図も字もきれいで、殿本には「楚野辯女」「阿谷處女」両葉が欠けているのに錢本は整っていた。王回・曾鞏の両序は二本ともに存せず、別本で補足したものだ。錢本宋本を校して顧氏の校した殿本宋本に比べると、殿本には修補の誤り、錢本には描写の病があると。そして乾隆五九（1794）と記す。以上が黃氏の言である。

顧氏『重刻古列女傳』は乾隆六〇（1795）年に梓に付し、明年嘉慶元（1796）年に梓成った。顧氏は関連書を参驗し本文を検討して、伝写訛脱を多数見出したが、本文はそのままにしておいて、別に『攷證』をまとめて後に付したのである。問題の字句を掲げてその下に校釈を加え、自信を持って誤りと云える場合には字を改めている。段玉裁の校語も多数取入れている（顧氏跋による）。ただし後には、錢大昕による「顧抱沖小傳」が付されたものも刊行されており、これは「攷證」の部分や「廣圻跋」を本文の前、目録の直後に置く。ところでこの顧氏刊本が、先の黃氏の指摘している錢本との異同検討の結果を反映させているのか否か定かではない。しかし黃氏の指摘によれば、殿本には「楚野辯女」・「阿谷處女」両葉が欠けていたのであるが、顧氏刊本にはこれが復元されているのであるから、顧氏跋にはこのことについては述べるところがないが、刊本完成に当っては、顧之遠が入手したと言われる殿本以外にも依拠するところが有ったのであろう。ただしそれがいわゆる錢本であったとしても、文字の異同まで比較検討した形跡は今のところ立証できない。

以上の事と関連して一つの疑問がある。即ち、これより後（嘉慶二五年・1808）に顧氏家より余氏本を入手した
 阮福は、顧氏は軽視した絵の重要さを確認して、本来の余氏刊本のままに摸刻している。ところがこれを顧氏刊本
 に比べて見ると文字の異同が数ヶ所にわたって存するのである。この阮氏本の字の特異な部分については、『列女
 傳校讀本』八卷（梁端校注）に付された梁端の從子曾の跋（同治一三年・1874）に、「齊相御妻」・「陳寡孝婦」・
 「齊傷槐女」・「齊東郭姜」・「齊桓衛姬」・「齊孝孟姬」と續傳二の計八ヶ所を指摘している。今これを顧氏刊
 本の同一個所に比べて見るに、すべて阮本とは一致しない。顧氏の依拠した余氏本はいわゆる殿本であると言われ
 （黄丕烈）、阮氏は顧氏家から余氏本を入手したと言っている。同一の本に依拠した刻本の字に異同があるのは何
 故であろうか。阮氏跋には「予本全摹宋式、絲豪不改、……皆不校改、庶存宋本之旧不失其真」と言っているから、
 これから考えると、むしろ顧氏刊本の方に殿本以外の本に依って改めた部分があるということなのであろうか。錢
 本と比較したこと（黄丕烈）がなんらかの影響を与えているのであろうか。今存疑としておく。

明刊余氏刻本は錢謙益から錢曾を経て顧抱沖の手に入り、顧廣圻の『攷證』を付して重梓された。顧氏は、絵の
 部分については余氏が補ったものとの判断に立ち、既述の如くこれを摹刻の対象とはしなかった。これを余氏本の
 旧のままに再現したのは顧氏家より余氏本を入手した阮福である。阮氏は「此乃最古之本」とその「跋」（前引）
 において述べている。これら信頼に足る刊本をもとに、次節に掲げる研究か手がけられるのである。

第七節 清代における劉向『列女傳』の研究

この書に対するまとまった研究として先ず掲げられるのは顧廣圻『列女傳攷證』であろう。「跋」に依れば嘉慶
 元年（1796）年に梓成り、「攷證」を後に付したと言う。特に王回・曾鞏序にも注釈を加え、前述の如く関連書を引

証し、文字の校定をして、段玉裁の校語を多数引用する。

次に王照圓『列女傳補注』が有る。嘉慶一〇（1805）年序によれば、この研究は曹大家注を補う気持ちに発すると
言う。底本としては顧氏刊本に依ったと思われるが、注の中にもこれには言及しないし、『攷證』についてもふれ
てはいない。しかし王注を詳細に調べてみると、『攷證』を見たときと判断できる個所が処々に認められるし、特に
「齊女傳母」・「宋恭伯姫」・「陳女夏姫」等には、「或曰」・「說有」・「或說」の様なかたちで『攷證』の説
を引いている。蕭道管（列女傳集解自叙）は、王氏は詮釈に長じているが、班注を遠希するために説の出所を明確
にしていないと指摘する。ただしこの王注も、夫である郝敬の説については「夫子曰」として紹介するし、曹大家・
綦母邃・虞貞節の注などは名を掲げて引用している。

注の施し方について、基本的には、『攷證』が本文の字の間に施さず、当該句を摘出してその下に注を加えた形式
を踏襲している。又彼と同じく或る字を誤字と指定したり、脱字又は脱文があると判断しても、本文に手を加える
ことをしない。彼の場合摘出した字句に対して改めたり書き加えたりの手を加えるが、この『補注』の場合は摘出
字句にも改正の手を入れていない。『攷證』は検討を加えるべき字句はすべてまとめて後に付けて一巻としている
が、『補注』はこれを各伝の後に分散して置いている。又、特に書物の編成において、目錄部分は巻八の後に置き、
曾鞏目錄序・王回序・補注序の順に列し、後に臧庸による臧庸・王念孫・王引之・馬瑞辰・胡承珙・洪頤煊・牟房・
王紹蘭等の校正の諸説をまとめて列する。巻首には嘉慶一六（1811）年臧庸序・嘉慶一七（1812）年馬瑞辰序が有
り、後に列なる王照圓序は嘉慶一〇（1805）年と記されている。

以上王注本の特色を紹介した。

次に梁端『列女傳校注』について、これは汪遠孫の妻で梁玉繩の孫にあたる梁端の手に成るものである。汪序に
よると道光五（1825）年に端が死し、道光一三（1833）年に汪氏が刊したのである。顧氏刊本に依拠している。校

注を本文の当該字句の下に直接連ねるのが『攷證』や『補注』と異なる形である。諸家の説を多く引き、説の出所も明確にするのは『補注』と異なる。王注も所々に引用している。しかし王説と明記しないでも同じ様な見解と思われるものが処々にある。又、王注を敢えて無視したのか、王注が既に指摘している字句について論評をしない所もかなり存する。又、他に梁注本の特異な点は、『攷證』・『補注』では本文に対する問題点を発しても、敢えてこれを改定しなかったが、梁注は本文を改定する。『御覽』などの諸類書、『文選』など諸書の注に引かれた『列女傳』の断片をできるかぎり拾い集めて本文を校定し、不足している字句を「増し」、誤っていると断定した字句を「改め」、不要な字句を「刪る」などして改変の手を加えている。このため読み易い形に整えられた良さも認められる一面、もとのままでも読める文句を無理に読み易い文形に変えたと思われる様な箇所も多い。梁氏は諸類書・諸書の注引の、関連する諸断片を、より古い『列女傳』の姿が止められているものと決めて作業を進めているが、これは必ずしも評価できる態度とは言えない。前掲の諸書に引用される断片がもとの書から正確に引き写されているのなら、梁氏の処置は正しかったと認められるべきであろうが、かの数々のいわゆる断片なるものが決って字句の正確な引用でないことは、かの諸書において、同様の箇所を紹介しつつも、A所の引用文句とB所のそれとは必ずしも契合しないことが多いのも明瞭である。これらの書の引用断片でもって本来の本文の正確な形を復元することは不可能に近い。これに関する問題の指摘は研究篇の当該箇所各々詳かである。ただ本来の姿は或は梁注の言う如くであるかも知れぬと思えるものも何箇所か有るから、梁注のこの作業の意義は、特殊な場合に限定するなら評価されても良いであろう。この書には、太平天国の乱(1851)で版の大半が失われたが、補刻されて、同治一三(1874)年に刊行されたものもある。

次に蕭道管『列女傳集注』本について

これは陳衍の妻蕭道管の手に成るものである。妻の死後十余年、刊行に際して凡例を加え整えた陳氏は、この本が

原名は『集解』であったことを述べ、王梁二本が『補注』・『校注』とあることから『集注』と改名したが、原名の善さも捨て切れず、道管の叙は、「列女傳集解自叙」のままに掲げたと云っている。「凡例」に言う如く、この本は旧序・目録をはじめとして王注本を底本とし、注解は王説を先に挙げ、梁注がこれに次ぐ。同説の場合は王注のみを挙げる。このように表明されるものの、伝文において校改すべき部分については梁注本に従うから、王注本を底本とするとは言いがらもほとんど梁注本の伝文のままである。時として蕭氏の見解で伝文を改めぬ場合もあり、遺漏を補う部分もあり、諸校注を集積した功績は認められるべきである。『列女傳』を読む場合はむしろこれをテキストするのが便利で、王・梁注本には補助的な役を果させるべきであろう。尚、蕭氏は「自叙」に言う。

『列女傳』には古来、曹大家をはじめとする諸家の注解が存在したが、諸書に断片を残すのみである。清朝になつてからは、王梁二家以外にも、盧校・顧校・段校・孫校・馬校の諸本に加え、臧庸・王念孫・王引之・馬瑞辰・胡承珙・陳奐・洪頤煊・牟房・王紹蘭等の研究が有り、裴駰や顔師古が『史記』に対する諸研究を集積整理したに等しい仕事だが、『列女傳』に対しても為されるべきだと考えたと。又、己の『列女傳集解』の意義と書名の依るところを明らかにする。一方、王・梁両校注を評しており、特にこの両書を強く意識している。王注本に対する指摘は既に掲げた(頁33)が、梁氏の書については、校勘に長じているのがこの書の特色とし、王注説と重複するところは有るが、曹大家や趙母に比肩する仕事を成したと言っても良く、後の研究者に与える影響は大きいと評している。この「自叙」は光緒一八(1892)年に記されている。この書の末尾には光緒三四(1908)年に記された曹元忠の「列女傳集注叙」が有り、蕭氏の書に注目した経緯が語られている。陳氏「凡例」には、友人の曹元忠に明晰なる校勘数十条が有り、妻の死後であったがこれを補入したと言っている。書全体の体裁は、蕭氏「自叙」を首に置き、陳氏「凡例」がこれに次ぎ、王序・曾序を列ね、「列女傳目録」を置く、王注本が目録を伝文の後に置くのと異なる。

る。以下、伝文卷一―卷七に至り、卷八に「續傳」を置いて、後に「列女傳集注補遺」が有る。陳氏「凡例」によれば、『集注』写定後に気付いた遺漏を集めたものという。この後に王照圖叙・臧庸序・馬瑞辰序・江藩題辭・阮福跋・汪遠孫序・藩介繁跋が列ねられ、末尾に曹氏叙が置かれている。

第八節 日本への伝来

『日本國見在書目録』には、『列女傳』十五卷劉向撰曹大家注、『列女傳頌』一卷劉歆撰、『列女傳略』七卷魏徵撰、『列女傳讚』二卷、『列女抄』二卷、『列女傳圖』十二卷などが見える。ここで興味深いのは『列女傳頌』一卷劉歆撰の見えることである。『隋書』にも同様に見え、『顔氏家訓』書證篇に、「其の子歆、頌を作る」と既に述べてもいるが、曾鞏「列女傳目錄序」は、『隋書』が「頌」を歆作とするのは向本傳とも合わないし、『藝文志』（班固注に列女傳頌圖と）にも合致しないことなどを理由に、向の作と見るべきだとする。王回もやはり「頌」を歆の作とするのを認めない。しかし彼の見た曹大家注十五卷では頌を歆撰と題していたと言う。『郡齊讀書志』は王回の指摘を「未必然也」とするが、『四庫提要』は、『藝文志』班固の自注を師古注と見誤ってたてられた晁公武の見解を否定し、「頌」は向作とする立場を認め、『隋書』を誤れるものとする。顧廣圻「列女傳攷證」は、『顔氏家訓』に言う「其の子歆、又た頌を作る」とは、向の「頌」が有ってまた歆が「頌」を作った意であると見、『文選』（卷十五）思玄賦（「雙材」の）李注引劉歆「列女傳頌」の「材女修身、広観善惡」は、向の「頌」には見えないのがその証であると言っている。尚、王回序に、「頌圖」は『漢書』本傳に言う（列女傳凡そ）八篇の中に在ると判断するに對し、顧氏は、『藝文志』に「劉向所序六十七篇」とある内訳を、『新序』『説苑』『世頌』計五八篇に、『列女傳』七篇・『頌』一篇・『圖』一篇を加えて六七になるとする。『漢書藝文

志講疏』も同様の数え方をしているようである。(しかし「圖」を「所序」の一と見ることに疑問もある、むしろ「頌圖」は一緒であるとするのがふさわしいと考えるなら、六七のうちの計二と数えるべきなのかも知れない。でも確定できる証は無い。頁25)。「頌」の作者をいずれと見るかについても、諸説を調整するに好都合な証は今のところ見あたらない。顧氏の指摘は向・歆両者の「頌」が存在したとするもので、諸資料間の不一致を調整する見解として注目ができるが、決定的とは断定し難い。『顔氏家訓』の指摘は両「頌」が存在したという意ではなく、やはり歆が「頌」を作ったという意に解すべきではないかと思う。そして『漢書』では歆の手の加わったものを特に区別せず、向の作としてひっくりくるめて録したのであって、歆作の「頌」が含まれることを明確に拒否しているとは言えないであろう。

以上「頌」の作者については疑問は残るが、歆が作ったという可能性は消去されるべきではない。『日本國見在書目録』に『列女傳頌』劉歆撰が見えるのは、『隋書』も『家訓』も誤っていないことを語る証左が有ると言っても良いことになろう。

九世紀後半の日本で確認された『列女傳』がこの後の様に注目されたのか知る由は無い。ただ服部宇之吉「古列女傳解題」(漢文叢書『古列女傳』)も指摘する如く、袈娑御前の話に「京師節女」が影響を与えたであろうことは想像に難くない(日本におけるこの話の問題点は同伝注解に詳説する。)この後は江戸時代における和刻本『古列女傳』の出版でこの書に向けられた関心の深さをうかがうことができる。長澤規矩也著『和刻本漢籍分類目録』によれば、承應二・三(1653・四)年刊『新刻古列女傳』八卷『新續列女傳』三卷・京都小島弥左衛門があり、同書は後印が変えられてくり返し版行されている。即ち、京都上村次郎右衛門、京都水玉堂葛西市郎兵衛、大阪上田卯兵衛、寶曆一・二(1751・二)年大阪上田嘉禰堂の他に明治印のものもある。明治時代には、十一年に松本万年標註の『標註劉列女傳』が東京で出版されている。これには訓点が付されている。大正十三年には大村西崖校輯

による圖本叢刊『劉向列女傳』が圖本叢刊會から発行されている。これには訓点は施されていないが、体裁は「四部叢刊」本に一致する。尚、このことについては既に明代の刊本の項においてもふれている（頁28）。又、昭和四年には漢文叢書（有朋堂書店発行）の二に『古列女傳』が収められ、全文書き下し文で、返り点の付いた原文も上部に収録される。

以上、日本に伝来して以後の『列女傳』について、きわめて簡単に紹介したに止まる。江戸時代以前にこの書が特に注目された形跡を明確に指摘することは難しい。恐らくこの書はそれまでの日本文化史の中で正しく評価されたことはなかったであろう。江戸時代以後『列女傳』がしばしば刻されたのは、一つの文化的要求のあらわれと見るべきかも知れぬが、書架に備え置かれる以上の深い関心が持たれたか否か定かではない。江戸時代にこの書が刊行されたという事は、近世の文化的状況が女性というものの存在に対して積極的関心を向けさせた結果なのかも知れないが、劉向『列女傳』が果してこの関心に全面的に応える内容であったかといえればこれは疑問である。女性の伝記ということで一応の目はひいたかも知れないが、その内容は、日本の女子を考えるうえでの興味深い示唆を必ずしも与えてはくれなかったのではなからうか。それは中国との差異によるのかも知れないが、劉向が女性を論じつつもこれを通して実は男性を論ずる意図を強く持っていたことを考えれば、この意味における女性論はその頃の日本人には直接うったえる衝撃が少なかったかも知れない。尚、中国においても、実はこの書がどこまで実質的な注目を浴びたかについては、必ずしも豊富な資料が有るわけではない。しかし日本の場合と決定的に異なるのは、中国においては女性によってこの書が実際に研究されたという事実の有ることである。この点は特筆すべき事柄である。又、一転して、近代、現代における女性への関心の新たな高まりの中では、この書は、東洋の女性を封建制の下でむしろ都合良く圧迫するための手段にされたくらいにしか受け止められず、深く研究されることもなく単に批判されるだけで、その書の独自の価値はひたすら軽視され続けている様である。この書が女性を儒教社会に

位置づける姿勢を持つことを否定する必要はないが、この書がそれ程に女性を封建的に制約することばかりに都合良く使える内容かどうか、一つ一つの伝を丁寧読んでいけば容易に了解できることである。むしろ我々は、前漢末という時期における、劉向の示す女性像の新鮮さに驚くはずである（このことに関しては、後の第二章第二節(v)の（その六）に再びとりあげる頁93）。

以上、劉向『列女傳』は今まで必ずしも正当な評価を得ているとは言い難いと思われる。従来とは異なつた角度からの資料分析が様々に試みられ、新たな研究対象としての意義が摸索されるべきではなからうか。

尚、東洋における女性への特殊な扱いは、むしろ劉向以後の各時代の女伝や女性教訓書において形成されたものである。これは、劉向『列女傳』と後代正史に見える「列女傳」との異質性の対比において別論される必要がある。

第二章『列女傳』の特質

第一節 伝の型式―『列女傳』の独自性―

『列女傳』に収録された話は、ほとんどが先行文献から引き出されたものと思われる。しかし一方、典拠不明の話もかなり多数を占め、これは典拠となった書が現在伝わっていないからなのか、劉向が創作したからなのか、明確な指摘をすることは難かしい。ところで『列女傳』の一伝一伝を詳細に検討していくと、典拠の分からぬ話が実は劉向の手によって創り出された可能性が高いと思われるものも多いのである。これはある意味では確証のない推論にすぎぬ弱点を具えていることも否定できないのであるが、一伝一伝の物語の性格を分析すると、これが必ずしも無理な想像とは言えなくなるのである。これが特殊な例であるにしても、先ず初めに全体的な性格として指摘できることは、『列女傳』中の話は大多数が先行文献に依拠するものではあるけれども、立伝内容が先行文献と同一内容であるものは皆無と言っても良いということである。きわめて良く似た話であっても、劉向は資料を抽出しつつ、話の主人公が『列女傳』の各篇の内容にふさわしい様に、話の形や人物の役割を微妙に改変しているのである。以下このことを証するために、『列女傳』全伝を、典拠との関連の度合を規準として分類し、作者が原典の文句や内容をどう受容しているかに目を止め、典拠への対応の特質を明らかにする。又、原典から抜き出した素材をどの様に主体的に利用しているかを解明しつつ、作者が、典拠とは関りを持たない、己の創作力を通しての話の素材作りをも、一方ではしているであろう様子を明らかにしてみる。そこでこのことを、次の様に分類しながら論を進める。尚、詳細については各伝の研究部分に論じているところであるから、これらを参照することが必要である。即ちその手順としては、典拠との関連の密接なものから希薄なものへ、そして典拠の不明なものへと列挙する。

○第一型式 原典と思われるものが分かるもの。そしてこれが話の骨組みになっている作品。

○第二型式 原典の見当がつくが、これと話の性格を異にする不明部分が分別され、これらが互に連なることで伝全体が構成されるもの。

○第三型式 典拠となる作品は不明に近いが、基本資料にされたかも知れないものは存在し、これに対する作者の改作ないし新工夫が著しいと思われるもの。

○第四型式 今、典拠を明らかにできないけれども、先行文献中に見出される人物や事件との関連から、その様な女性主人公や話の存在が全く無理だとは言えないと思われるもの。

○第五型式 前者と似て典拠不明であるが、女性主人公の相手である者が、歴史上の名のある権力者である場合。

○第六型式 今のところ典拠の全く不明である作品。

右の順に列挙し検討を加えていく。尚、「魯師氏母」（母儀）は以上の分類から外す。

(i) 第一型式

この例に属するものとして、「孫叔敖母」（仁智）をとりあげてみる。これは『新書』春秋篇に見える話を素材にしていると思われる。上段にこれを示し、下段に『列女傳』の話を掲げて、その改筆ないし加筆の様子を見ることにする。

楚令尹孫叔敖之母也、

孫叔敖之為嬰兒也、出遊而還、憂而不食、其母問其故、

叔敖為嬰兒之時、出遊見兩頭蛇、殺而埋之、婦見其母

泣而对曰、今日吾見兩頭蛇、恐去死無日矣、其母曰、

而泣焉、母問其故、对曰、吾聞、見兩頭蛇者死、今者

今蛇安在、曰、吾聞、見兩頭蛇者死、吾恐他人又見、

出遊見之、其母曰、蛇今安在、对曰、吾恐他人復見之、

吾已埋之也、其母曰、無憂、汝不死、吾聞之、有陰德者、天報以福、人聞之、皆論其能仁也、及為令尹、未治而國人信之、

殺而埋之矣、其母曰、汝不死矣、夫有陰德者、陽報之、德勝不祥、仁除百禍、天之処高而聽卑、書不云乎、皇天無親、惟德是輔、爾嚟矣、必興於楚、及叔敖長、為令尹、君子謂、叔敖之母知道德之次、詩云、母氏聖善、此之謂也、

下段圈点の部分が『新書』には全く見えない部分である。しかしこの内、伝初の「楚令尹孫叔敖之母也」と伝末の「君子謂云々」以下は『列女傳』全伝に共通した独特の形式による部分であることを考慮に入れるならば、これは『新書』に見える文と直接比較すべき対象から外すべきかも知れない。「徳勝……於楚」の部分は『新書』に対応する部分が無く、『列女傳』のみに見える特殊な加筆部分である。『列女傳』には、母や妻等の持つ洞察力や細かな配慮を敢えて強調せんがために、女性に似ぬいやに理屈っぽい固い言葉が使用されるものが多いのであるが、孫氏の母のこの部分などもこの例に入れられるであろう。『新書』に見える母親像に更に入念なる修飾を加えているのである。この傾向は『新書』にその対応部分を持つ個所についても表われており、同内容と思われるながら、実は同一文として対応する個所は一つもないことに気付くのである。『新書』を素材としたと思われるながら、作者は完全にこの材料を己の中で咀嚼し直し、新たな話として再構成しようとしていることが明瞭である。中でも特に意識的に話を組替えていることが分かるのは、「出遊見両頭蛇、殺而埋之、婦見其母而泣焉、母問其故」の部分である。この部分は『新書』では、「出遊而還、憂而不食、其母問其故」とある。『新書』では、叔敖の行動や様子そのものを効果的に叙述しようとして独特の工夫をこらし、先ず彼の謎めいた行動を初めに掲げ、母との対話を媒介にして、これを解明しつつ、叔敖の仁を読者に分からせる具体的行為を浮き彫りにしていく。叔敖への読者の関心をこの様にして引き込んでいくのである。ところが『列女傳』では、『新書』の様な方式は全面的に組替えられ、

叔敖の行動は初めから具体的に叙述されてしまい、その行動が何を意味するのかを、母との問答の中で、特に母の配慮の深い応答を目立たせるようにしながら、明らかにする形にしている。即ち、先ず両書に共通する表現「(其)母問其故」について見ても、「其故」の内容は、『新書』では「憂而不食」の原因理由であり、『列女傳』では「泣」の理由である。『新書』では「憂」と「泣」とに分けて叙述したが『列女傳』は一つに合わせてしまっている。読者の関心は叔敖が外で為したことの行動の意味に注がれることになるのである。『新書』によれば読者は先ず叔敖のなにが語られるのかに興味をひかれ、順序を追って次第に叔敖の仁に導かれることを気付かせられるのに対して、『列女傳』ではいきなり叔敖の行動の意味について直接に疑問を起こさせ、その解答を母の思いやりの深い言葉に包み、読者の関心を母の答え方の中に引き込んでいく。だから「吾聞見兩頭蛇者死」についても、『新書』では、母が「今蛇安在」と問うた後にこれが置かれる。これによって、「見兩頭蛇」と「死無日」の関連についても、謎を残そうとしている。これは叔敖の陰徳のことをいきなりすぐには出さず、いささか思わせぶりに読者を引き付けようとする意図の表れであろう。ところが『列女傳』では、読者はここで既に叔敖の行為が深い配慮に基づくことを察知できるのである。これらの相異は、表現に関する作者の単なる個性の異なりによるものとして処置できることは勿論であるが、『列女傳』の場合、これに作者の特別の意図が加わっていることを認めざるを得ない様である。即ち、この後に叙せられる部分を細かく対比し、更に劉向の手に成ると思われるもう一つの資料をこれにからめて検討してみると、『列女傳』での叙述には、母の深い思慮と見識が、特に明確に浮かびあがる工夫がなされていることが分かるのである。

そこで以上の作者の意図を更に明確にするため、『新序』雑事第一に見える『列女傳』に近似した孫叔敖の話に注目する。話の進め方は『列女傳』と同様であるが、語句表現の上では『新書』の要素が濃厚に残留している部分がある。断定は難かしいが、一応『列女傳』よりも先にまとめられた様に判断される。即ち、

孫叔敖為嬰兒之時、出遊、見兩頭蛇、殺而埋之、婦而泣、其母問其故、叔敖對曰、聞見兩頭之蛇者死、嚮者吾見之、恐去母而死也、其母曰、蛇今安在、曰、恐他人又見、殺而埋之矣、其母曰、吾聞、有陰德者、天報以福、汝不死也、及長為楚令尹、未治而國人信其仁也、とある。『列女傳』と比較すると、話の進め方は同一手法に依ることが明確であるが、語句表現を微妙に変じ、後半部分に特殊な重みを加えることで、『新書』と同じく叔敖を主人公とした『新序』の話は、『列女傳』では母を主人公とする話として本質的な変展を遂げている。そこで次にこれを細かく検討してみる。前引『新書』と比較すると、「恐去死無日矣」が、『新序』では「恐去母而死也」として、幾分変形はしているが採用されている。『新序』と略同形の『列女傳』がこれを削除していることに対比しても、『新序』の方が『列女傳』よりも『新書』に近いところに在ることがわかる。又、『新書』をこの様な形で受け止めた作者は、「母」の言を明確にすることで、叔敖の仁の中に、母への思いやりも含めようと意図していることが感じられる。そしてこの部分を取り去った『列女傳』に目をうつすと、前述の如く『新序』では『新書』を受けてなお叔敖が主人公であった話を、ここでは新たに母を主人公とする話に転換しようとした作者の推敲の跡がうかがえる。即ち作者は、『列女傳』では母の思慮と見識を明示することを目的としたから、『新序』では己の工夫で殊更に強調した叔敖の思いやりの深さを、省略してしまっただのである。叔敖よりも母を前面に出そうとした作者のこの試みは、『新序』では「婦而泣、其母問其故、叔敖對曰」とあるところを、『列女傳』では「叔敖」を削除し、逆に「婦」と「泣」の間に、「見其母」を加え入れて、「婦見其母而泣焉、母問其故、對曰」としている点にもはっきり見てとれるであろう。又、『新序』の「吾聞、有陰德者、天報以福」は、『新書』の「吾聞之、有陰德者、天報以福」をそのまま受け継いだものであるが、『列女傳』では、「有陰德者、陽報之、」と変じ、しかも『新書』、『新序』には無い予言的な内容を含む道德論をこれに続けて、母の見識の深さを強調せんとする。又、『新序』の「未治而國人信其仁也」は『新書』の「未治而國人信之」をほとんどそのままに借用しながら、「信」の内容を叔

放自身から叔敖の仁へと微妙に変えているが、主人公を母にした『列女傳』ではこれを削除してしまっている。こ
こをこの様に変えることに依って、この話は叔敖の仁徳よりも母の見識に目が転じ注がれ、これ以前に列ねられる
語句表現にも影響して、全面的に母を主人公とする話として改め整えられてくるのである。

以上『列女傳』に見える孫叔敖の話は、恐らく『新書』を典拠とするものと思われるが、劉向はこれに独自の手
を加えることによって全く質内容の異なる話に作り変えていることが分かる。そのことは仮に『新書』から『新序』
へ、又これから『列女傳』への変化が有ったものとして、これを比較検討してみることによって一層明確となつて
くること上に示したとおりである。

この「孫叔敖母」の様に、典拠と思われるものの見当が略ついでいて、これがほとんどそのまま再録された如く
見えながら、細かく見ていくと、かなり作者の手が丁寧に加えられていることが明確になったり、又、作者によつ
てもとの素材が並べ変えられ、まとめなおされた作品であると言えるものに、「有虞二妃」・「棄母姜嫄」・「契
母簡狄」・「啓母塗山」・「湯妃有嬖」・「周室三母」・「齊田稷母」(母儀)「齊桓衛姬」・「晉文齊姜」・
「秦穆公姬」・「晉趙衰妻」・「齊相御妻」・「楚接輿妻」(賢明)・「密康公母」・「楚武鄧曼」・「曹僖氏妻」・
「晉伯宗妻」・「齊靈仲子」・「趙將括母」(仁智)・「宗恭伯姬」・「息君夫人」・「齊杞梁妻」(貞順)・
「魯孝義保」・「管園懷嬴」・「代趙夫人」・「周主忠妾」・「魏節乳母」(節義)・「齊管妾靖」・「晉弓工妻」・
「齊傷槐女」・「阿谷處女」・「齊女徐吾」・「齊太倉女」(辨通)等が有り、この他に、「孽嬖」では最後の
「趙悼倡女」が典拠を明確にしないでだけで、他の十四伝はすべて基づいた資料の見当がつくものばかりである。尚、
典拠がはっきりしているとは言っても、右に連ねた内でも、「晉文齊姜」や「楚武鄧曼」・「齊東郭姜」・「趙靈
吳女」の如く、原典との距離が比較的近いものから、「齊田稷母」・「密康公母」・「齊女徐吾」等の様に、もと
の素材にかなり大幅の脚色が加えられ、作者が新たに加筆した部分も多いと思われるものまで、性格の幅は広く多

様である。そこで次の(ii)に分類するものとの差がつけ難い話で、ここに入れてあるものも有るが、特に話の本筋と典拠との関連が密接で、典拠部分が骨格として話の中に参与し、これに作者の諸工夫としての肉付けがなされていると思われる伝は、ここに分類したのである。

(ii) 第二型式

次に、依拠したと思われる原典の見当についても、全体としては不明の部分も多く、これらが連なり合って伝全体が構成されているものもかなり多い。ここではこの例として、「楚成鄭賁」（節義）の場合を取りあげる。

この話の初めの部分、即ち鄭賁が成王の目にとまり夫人となるまでの三分の一くらいに当る部分は、典拠が不明である。これに続く部分はその多くを『左傳』文公元年ないし『史記』楚世家に見える話に依拠していると思われる。しかしこれらと一致しない不明部分も多い。特に主人公子賁のことは両書に全く見えない。以下これを個別に検討していく。先ず『列女傳』で

処期年、王將立公子商臣以為太子、王問之於令尹子上、子上曰、君之齒未也、而又多寵子、既置而黜之、必為亂矣、且其人蜂目而豺聲、忍人也、不可立也、

とある部分について、これを『左傳』文公元年に依って見ると、

初楚子將以商臣為太子、訪諸令尹子上、子上曰、君之齒未也、而又多愛、黜乃亂也、楚国之舉、恒在少者、且是人也、蜂目而豺聲、忍人也、不可立也、

とある。『史記』楚世家もほとんど『左傳』に同じである。『列女傳』がいずれを素材にしたのかここだけでは速断は難しい。『列女傳』には初に「処期年」がある。これはこの話を子賁のことと結び付け話の性格を改めたために、ここで新たに付加された部分である。又、「多寵子、既置而黜之、必為亂矣」とある部分に注目すると『左

傳』での「多愛」の部分は「多寵子」に変えられ、「黜」の意味するところも、やや具体的に表現が改められ、「乱」の意味も従って微妙に変っている。又「楚国之挙、恒在少者」は、子上の言を必要最少限に止めるためか、削られている。

次に、『列女傳』ではこれを子皙に問うたことに続けて、

王退而問於夫人、子皙曰、令尹之言、信可從也、王不聽、遂立之、

とある。これに対応する部分と言えば『左傳』では

弗聽、

である。『史記』では「王不聽、立之」とある。この両書の話では子上の意見を聴かなかったのであるが、『列女傳』では、子皙の忠告を聴かなかったことに変わっている。

続いて『列女傳』には、

其後商臣以子上救蔡之事、譖子上而殺之

とあるが、『左傳』・『史記』の同処にはこのことは見えない。これは恐らく『左傳』僖公三年の「晉陽處父侵蔡、楚子上救、与晉師夾泚而軍、陽子患之、……陽子宣言曰、楚師遁矣、遂婦、楚師亦婦、太子商臣譖子上曰、受晉賂而避之、楚之恥也、罪莫大焉、王殺子上」を作者が切り取ってここに持込んだものと思われる。杜注には「商臣怨子上止王立己、故譖之也」と言っているが、これはむしろ『列女傳』の記載をもとにして杜預が思いついた事柄であろう。ところで『列女傳』ではこの後に、子上殺しと関連して子皙の心配事を記すから、『左傳』のこの素材は誠に都合良く利用され、恐らく原典では持ち得なかった意味内容を含ませたままここに列ねられたのである。『左傳』・『史記』はこの部分を持たず、後述の如く、太子の位を追われそうになった商臣が反乱を起す経緯が語られているのだが、『列女傳』はここを採らない。商臣の横行が子上の子言通りとなったことに不安を抱く子

誓の言は次の如くこれに続いている。即ち、

子誓謂其保曰、吾聞婦人之事在於饋食之間而已、雖然、心之所見、吾不能藏、夫昔者子上言太子之不可立也、太子怨之、讐而殺之、王不明察、遂辜無罪、是白黑顛倒、上下錯謬也、王多寵子、皆欲得國、太子貪忍、恐失其所、王又不明、無以照之、庶嫡分爭、禍必興焉、

とある。ここは話の冒頭の部分と同様に典拠がない。又、これに続く部分は

後王又欲立公子職、職商臣庶弟也

であるが、これは『左傳』文公元年には

又欲立王子職而黜太子商臣

とあり、『史記』には「後又欲立子職而黜太子商臣」とある。ここはどちらかと言えば『史記』の表現に近いことが分かる。両書では、潘崇からさずかった策でこの事実を知った商臣が兵を起す記載に続いているが、『列女傳』はこの部分を削除して、子誓が、王の処置によって引き起こされる事態を憂慮し、身を殺して諫めようとすることが語られている。即ち

子誓退而与其保言曰、吾聞信不見疑、今者王必將以職易太子、吾懼禍乱之作也、而言之於王、王不吾庇、其以太子為非吾子、疑吾讐之者乎、夫見疑而生、衆人孰知其不然、与其無義而生、不如死以明之、且王聞吾死、必寤太子之不可殺也、遂自殺、保母以其言通於王、

とある。この部分も『左傳』・『史記』には全く見えない。子誓の節義を語る話にするために、素材のすげ替えのなされたことが明白である。本来は単に子上の忠告を聴用しなかった王が、商臣の反乱に非業の最期を遂げる話であったものを取り出して、作者独自の肉付けをし、子誓を主人公とする話に作り変えたために、表面は古くから存在したこの事件の裏話の如くも読めそうであるが、本来の素材を生かすことに巧みであろうとすきて、子上の

事件以後の太子への不安を抱く子贄の話と事件の結末とは、必ずしも調和がとれてはいない様に思われる。これは他の見方をすれば、本来、子贄の話とこの商臣事件とが関連して語られる素材は存在しなかったことを露呈しているであろう。即ち要するに『左傳』などの一挿話が基本資料として取り出され、この全体が巧みに切断されて、この前後や間に子贄の話がはめ込まれているということなのである。子贄の自殺に続く部分は

是時、太子知王之欲廢之也、遂與師作乱、弑王宮、王請食熊蹯而死、不可得、遂自殺

とある。これは『左傳』には、

冬十月、以宮甲冑成王、王請食熊蹯而死、弗聽、丁未、王縊、

とある。『史記』には、「冬十月、商臣以宮衛兵圍成王、成王請食熊蹯而死、不聽、丁未、成王自殺殺、」とある。『列女傳』の「是時太子知王之欲廢之也」は、『左傳』・『史記』にも見える話を要約したものである。即ち両書には、己が黜けられそうな風聞を耳にした商臣は、潘崇から授かった策に依って、事実を察知するのである。

『列女傳』はこれを省いた代りに、商臣反乱のきっかけをここに略述しているのである。

以上この話の基本素材が、『左傳』ないし『史記』に得られたことは明白であろう。作者は本の素材の処々に切れ目を入れ、適当な変形をしたり、不要の部分を削除して、すき間をつくり、恐らくほとんどは己の考案した子贄の話を、この処にはめ込んで全体を整えたのである。だからこの話から子贄の話の部分を抜き取ると、そのまま『左傳』・『史記』の記載に返ってしまうのである。もしこの両書以外に、ここに見える様な話が存在し、これを劉向がそのまま採録したのなら、抜き取った部分の両書との整合がこれ程までに密であることは納得し難い事柄であり、劉向が採用できそうな話なら、少なくとも『史記』には、子贄の話の片鱗くらいは見えても不思議ではなからう。『左傳』にある様な話が本来伝わっていた話であり、作者が、この素材を大幅には変形し得ぬ制約を強く感じるからこそ、この子贄の話には、前述の如き不全の部分が認められるのではないか。子贄は商臣を位に即けるこ

とに反対をし、次には、太子となった商臣の横暴を批判し、将来の禍を心配する。そして次には太子を換えようとする王の処置が、商臣作乱のもとになることを諫めるために自殺するのである。この話によると商臣の貪忍を批判する部分と太子入れ換えに憂慮する部分とは必ずしもうまく調和していない様に思えるではないか。子皙が王の処置を断念させたのだとするなら、太子の貪忍を憂える子皙が、彼を太子のままにしておく方が良いとの内意を、自殺までして訴えるというのは少し大袈裟ではなからうか。即ち、子皙の望みからすれば、商臣をできるだけ早く遠ざけることを訴えるのが当然と思えるのである。この様な納得し難い話になったのは、作者が、『左傳』などに見える様な話の原形をそのままに、身を殺して王の惑いを解こうとした夫人の話を、無理にこれに結び付けようとした結果に外ならないであろう。かくして作者の創意はいささか先ばしりすぎ、又、典拠の制約を受けた結果、作者のもくろみは必ずしも成功したとは言えない。以上の詳細な文献比較に依って、我々は、この鄭魯の話が実は劉向の創作による部分を多く含むことを認めざるを得ないとの結論に至るのである。

以上「楚成鄭魯」の如く、典拠の明確な部分と不明の部分とが交り連なって全体が構成されたものも『列女傳』には数例存在する。例えば「衛姑定姜」・「齊女傅母」・「魯季敬姜」・「鄒孟軻母」(母儀)・「楚莊樊姫」・「柳下惠妻」(賢明)・「晉羊叔姬」(仁智)・「楚昭越姫」(節義)・「齊威虞姫」・「齊宿瘤女」(辯通)等がこれにあたる。話の典拠となったものが見い出されるという点ではこの前の(i)に分類したものに包まれるべきであるが、話の前置きにあたる部分の典拠が不明であったり、典拠部分の話を『列女傳』のものとしてふさわしく立体的に整えるために、典拠不明の新たな話が付加されていると思われる諸伝をこちらに區別してみたのである。

(iii) 第三型式

次に、伝全体の典拠は殆ど不明に近いが、或はわずかに基本資料とされたかも知れぬものが推定され、作者がこ

れをかなり改易又は増幅してしあげたのではないかと思われる伝もいくつかある。このうち「魯漆室女」（仁智）を見てみる。この話は魯穆公の時の名もなき漆室邑の女が主人公となっている。彼女は適令をすぎても結婚に恵まれなかった。ある日柱に倚りかかって嘯いているのを見た隣人が、結婚ができないのが悲しいのなら世話をしようとなぐさめてわけを聞いたところ、彼女の思ひはこれに違い、君主が老悖し、太子が少愚であるから国の行先が心配で悲しんでいるのだと語る。果たして三年にして魯は乱れ、外国から攻められたという。これは、固有名詞や話の形に異質の要素がかなり多いのであるが、『韓詩外傳』卷二にある一話を素材としているだろうと思われる。それによると即ち、

魯監門之女嬰、相從績、中夜而泣涕、其偶曰、何謂而泣也、嬰曰、吾聞衛世子不肖、所以泣也、其偶曰、衛世子不肖、諸侯之憂也、子曷為泣也、嬰曰、吾聞之、異乎子之言也、昔者宋之桓司馬得罪於宋君、出於魯、其馬佚而驅吾園、而食吾園之葵、是歲、吾聞園人亡利之平、越王勺踐起兵而攻吳、諸侯畏其威、魯往獻女、吾姊与焉、兄往視之、道畏而死、越兵威者、吳也、兄死者、我也、由是觀之、禍与福相及也、今衛世子甚不肖、好兵、吾男弟三人、能無憂乎、

とある。「魯漆室女」との間にかかなりの距離があるのも確かで、主人公の名や話中の固有名詞も異なっているが、話全体の設定は酷似する。『外傳』における「魯監門之女嬰」は「魯漆室邑之女」に置き換えられ、主人公の時代や境遇については述べず、ただ「中夜而泣涕」とあるものを「過時未適人、当穆公時」と定めて「倚柱而嘯」とし、場面の設定は全く異なるから、「相從績」は削除されている。相手も「其偶」から「其鄰人婦」に変じている。主人公は「衛世子不肖」を憂えているが、これは、国も変じて「魯君老太子幼」（魯君老悖太子少愚）とする。「宋之桓司馬得罪於宋君、出於魯」は、「昔晉客舍吾家」となり、「越王勺踐起兵而攻吳」や「諸侯畏其威、魯往獻女、吾姊与焉」の設定は全く用いられず、「鄰人女奔隨人亡」に変えられている。兄が死んだきっかけも、「道畏而死」

から「逢霖水出湧流而死」に変わっている。以上素材一つ一つを取り上げてみると、二つの話に共通性は認められないかと思われるが、話の性格は似ている。即ち、魯の国のある少女が、国の指導者が頼り無い状態なので不安を抱いている。知り合いの女がそんな憂いには現実性が無いと指摘するが、少女は自分の憂いにはそれなりの根拠があることを、己の二つの体験を通して語る。全く関りのない他国人の馬に暴れられて園中の葵が被害を受けたこと。

又、他人のもめ事なのに（『外傳』では他国どうしの争い）家族がまき込まれて、兄はこれで死んだというものである。劉向は素材を多くは置き換えたけれども話の外形や本質は殆どそのままに受け継ぎ、これを『列女傳』の話にふさわしく整えあげたのである。即ち、この女が憂慮したとおり、やがて魯国は他国に攻められて苦しんだことを書き加え、主人公の速き思いを贅える話にした上で上げている。穆公を用いたのもこれに実話らしさを持たせるためであろう。尚、作者が、主人公を婚期を逸した女としたのは、兄が死んだとあるのを利用したのでであろう。この前に置かれる「魯公乘嬖」も女の婚期のことを交えた話であり、後の「魏曲沃負」も婚姻の倫理について話をすめている。前後の話とのつり合いも考慮されてこの話の設定が決められたことがも一つ想像される。

以上は、話の基本資料らしきもの見当がつくが、作者によって大幅に素材の改変が行われ、見方によっては別話かのごとくに仕立て上げられているものの一例である。この系列に入るものに、「周南之妻」・「楚於陵妻」（賢明）、「許穆夫人」（仁智）、「召南申女」「衛寡夫人」・「蔡人之妻」・「黎莊夫人」（貞順）などがある。

(iv) 第四型式

次に、『列女傳』中には直接の典拠を見出すことができないものが多数ある。先ず登場人物や事件が先行文献に見えるけれども、話の主人公や素材の大部分が何処より引出されたものか分からないものがある。ただこの場合、話の内容から、その人物についてならその様な話が存在しても特に不思議はないと思える素材が、先行文献中から

探し出せる場合も多い。この形式の例として、「趙佛胥母」（辯通）を指摘することができる。この話は、佛胥が中牟で反乱を起こしたことに発し、その母の条理を尽した弁舌によって、反逆罪に問われなかったというものである。今、この話の直接の典拠となり得るものは不明である。特に佛胥の母に関する資料が何処に出るのか分らない。ところで佛胥ないし中牟と趙氏との対立を語る話に大きく二つの系統がある。一は佛胥が中牟を以て叛き、趙簡子がこれを伐ったというもので、『論語』陽貨篇や『史記』孔子世家に見え、これは『左傳』哀公五年の、趙鞅が中牟を囲んだという記載と関連を持つ如く思われる。そしてこれが発展した話は『說苑』立節篇や『新序』義勇篇などに認められる。又一つは、中牟が叛き、趙襄子がこれを攻めたというもので、これは『韓詩外傳』卷六に見え、同内容の話が、『淮南子』道應篇に見え、『新序』雜事四にもこれを引いている。『外傳』には中牟とのみ言っていて、佛胥の名を用いていないが、『列女傳』は佛胥の叛乱を趙襄子の時のこととしている。これは『外傳』などの話の素材が、『論語』や『史記』などの話と合成された結果ではあるまいか。この「趙佛胥母」を趙襄子に結び付けたのは、前に「趙津女媧」があり、これが趙簡子と関連する話であるので、続く話での重複を避けるということも作者は考えたのであろうが、この際『外傳』の話における中牟と趙襄子の話は都合の良い素材であったに違いない。この様な処置が『論語』・『史記』等の話との不整合を起こすことは勿論であるが、劉向の歴史資料に対するこの様な謂わば大胆な態度は、実は『列女傳』における作伝の性格とも関わるものである。これは、作者が歴史資料の制約に対してもある程度自由な姿勢を維持していたことを物語るものであろう。かく見てくるとこの佛胥の母についての話の典拠が不詳であるのは、典拠が今見出せないからということではなく、本来直接典拠とすべきものは存在しなかったということに依るのではないだろうか。ただし間接的な意味において典拠とされたものは存在し、それが前掲の諸書であると思われる。この中でも『外傳』の話が最有力であろう。話の骨子として中牟の叛乱と襄子が用いられたことは勿論であるが、『外傳』等が語る襄子の寛大な処置というテーマも、この佛胥の母の話に幾

分かの影響を与えているかも知れない。又、『外傳』における、襄子の義に感じて降服を請うた中牟の態度を記す話の結末部分について、これをそのまま佛肸のこととすれば、『列女傳』のこの話は、やはりなにかの間接的な影響を被っているのかも知れない。即ち、相手の深い配慮を感じできる佛肸の様な有能な指導者に、この様な母が有っても不思議ではないだろうと読者は一応の納得ができるからである。しかし以上の如く、先行文献との直接・間接の関連が想定できるにもかかわらず、この作品の大部分は作者の創作に依る可能性が大である。既に見て来た様に、『列女傳』の話は、先行文献に直接依拠していることが明確なものでも、作者の改筆部分が必ず加わって独自な形に整えられ、原典と目されるものと同内容であることは皆無である。劉向の、『列女傳』作成には独特の作者の判断が主動していることは確実である。このことは、(ii)に掲げたところの、典拠の分かる部分と不明部分の合成された話の形式の中で、既に十分了解されたことでもある。即ちこの形式の話における典拠不明部分には、作者の女性主人公形成への創意が特に生々しく表明されていることが明らかだったのである。そしてこの「趙佛肸母」の様な場合、骨子のみは歴史資料と一致する要素を持ちながら、話の内容そのものには全く典拠を確認できないのである。『列女傳』の話の性格を、以上の様に段階的に分類して見てみると、この「趙佛肸母」の様な形式の話が、劉向の創作に出るものである確率はきわめて高いと言って良いのではなからうか。『列女傳』が単なる女性の話を集積しただけの書でないことを、我々はこの書の以上の様な性格の中にも見出すべきであらう。

「趙佛肸母」と形式・性格の類似するものに、「楚子發母」・「魏芒慈母」(母儀)、「楚老萊妻」(賢明)、「魯臧孫母」・「晉苑氏母」・「魏曲沃負」(仁智)、「楚平伯嬴」(貞順)、「楚江乙母」(婦通)、「趙悼信后」(孽嬖)等がある。

(v) 第五型式

次に、話の素材が何処より得られたか分からぬ点で前者に同類であるが、登場する権力者の名から、女性主人公との提示された話の様な出来事も有り得たかと思えるものに、「周宣姜后」（賢明）、「衛靈夫人」（仁智）、「齊孝孟姬」・「楚昭貞姜」・「楚白貞姬」・「衛宗二順」（貞順）、「趙津女媀」・「齊鍾離春」・「齊孤逐女」・「楚處莊姪」（辯通）等がある。話の素材作りの面からは前者(v)の場合とほとんど差がないと思われるが、女性主人公の個性や行動を記述する上の制約は前者よりも希薄である点が異なっているであろう。

例えば「齊孝孟姬」の場合、孝公は春秋齊の君主であるが、孟姬に関する資料が何処より来るものか分からない。内容は婦節を厳守した華孟姬の話で、婚姻に対する孟姬の態度を記した部分は、未婚女性に対する古来からの期待を極度に理想化して示したかと思われる。又、次に述べる出嫁の儀式の部分は、婚礼の儀式に関する記載を資料としたものと見て良からう。『儀禮』士昏禮などの記載が影響を与えていることは容易に想像できる。又、これに続く部分は、公と琅邪に遊んで、孟姬の乗った車に事故が起こったので、公は彼女を駟馬の立車で帰らせようとしたが、車も状況もこれに従うべき条件を備えていないとして聞き入れず、「礼無くして生きる」ことに恥じて自殺する。しかし傅母が救って一命はとりとめたというものである。この部分は「宋恭伯姬」や「楚昭貞姜」の話の型に似通っている様に思われる。夜、火災が起こり、左右の者が危険だから逃げなさいとすすめるが、伯姬は、婦人というものは、保傅が一緒でなければ、夜、堂を下るべきではないと言ってこれに従わず、終に焼死する。又、共に出遊して、漸臺に貞姜を留めて去った王は、後で江水の大きいに至ると聞き、彼女を迎えにやるが、使者が符を持していないことを理由に命に従わず、流されて死んでしまうのである。今いずれが典拠と定めることはできないが、発想は近似するし、「宋恭伯姬」の場合には典拠が有るから、この典拠の影響を無視することはできない。しかし一方この影響に必ずしも拘束されることは無いとも言える。なぜなら今見得ぬでも似た様な話が他に存在したことも考えられなくはないからである。

以上、「齊孝孟姬」は、話の典拠との関連という面から考えると、かなり自由に創作素材が列ねられ形成された話である様に思われる。作者は、女性への社会的要請や古来の婚姻の理念というものを柱にして話を構成し、特定の固有名詞を選んでこれに結び付け、あたかも実話の如く仕立て上げたものではなからうか。決定的な断定の資料はないが、話を形成する素材はいずれも、なにがしか借り物という感が強いのである。

(vi) 第六型式

以上に掲げたものは、なんらかの意味において、典拠というものと関連を持っているのがその特質であったが、『列女傳』中には、典拠との結び付きを求め得ないものも多数存在する。例えば、「魯之母師」（母儀）、「宋鮑女宗」・「陶荅子妻」・「魯黔婁妻」（賢明）、「魯公乘妣」（仁智）、「魯寡陶嬰」・「梁寡高行」・「陳寡孝婦」（貞順）、「蓋將之妻」・「魯義姑姊」・「齊義繼母」・「魯秋潔婦」・「梁節姑姊」・「珠崖二義」・「邵陽友娣」・「京師節女」（節義）、「楚野辯女」（辯通）等は、歴史上の人物が登場するものもあるが、話の内容そのものとの緊密性は深くはない。典拠となったものが漢代には存在したがその後滅んだために、今我々がそれを見出し得ないのかも知れないが、むしろその可能性は低い場合が多いと思われる。

以上(i)~(vi)において、典拠との関わりを中心に『列女傳』全体を六つの型に分類しなおして、劉向による各伝制作の特徴を検証して来た。(i)における原典と『列女傳』の伝との相違は、収録する際の作者の主體的な改作の跡を明瞭に示していると言えよう。この傾向は(ii)において更に具体的に表明されていると理解できると、このことは(iii)・(iv)などの型に属する諸伝が、作者の独創的な素材作製に依って成立したであろうことを容易に想定せしめるものである。そして、以上の様に段階的に見てくると、(v)・(vi)の如き典拠というものから遠い所に位置する諸伝のほとんどは、多くの部分を劉向の創作に負っていることを認めざるを得ないことになるであろう。勿論、典拠不明という

ことはあくまでも今見出し得ないということでもあるから、(iv)に属する如き諸伝が即ち全て劉向によって創作されたと断言することはできない。しかし以上の如く検証を進めて来ると、『列女傳』がただ単なる古来の資料をそのまま再録したものでなく、劉向の人間観や思想が基盤に据えられ、主体的な資料処理ないし作制が為されたもので、創作の可能性を含むものも多く、これを劉向の著作と判断して良い書物であると言っても過言ではなからう。又、以下に節を改めて、観点を変えて諸伝の内容を分析し、『列女傳』における劉向の姿勢には、伝記形式を通じて、己の思想を表現しようとする目的意識がもとも強く認められることを明らかにしていく。これを検討しつづり返れば、劉向においては、資料の改作が行なわれるのは躊躇されることではなかったし、特殊な場合には創作がなされる姿勢に移行することは、むしろ当然でもあったことが更めて確認されるであらう。

第二節 史料の扱い方と思想表現の特質

(i) 歴史事実に対する態度

『列女傳』には、歴史上の人物の扱いを誤っていると指摘される個所がいくつかある。例えば、「楚平伯嬴」(貞順)における秦穆公、「齊傷槐女」(辯通)における宋景公、「晉獻驪姬」(孽嬖)における楚穆公などがこの誤った例として従来しばしば指摘されている。

先ず「楚平伯嬴」の場合について、問題とされるのは、伝初の、「伯嬴者、秦穆公之女、楚平王之夫人、昭王之母也、当昭王時、楚与呉為伯莒之戰、呉勝楚、遂入至郢云々」とある部分である。王照圓(『列女傳補注』)は、呉が郢に侵入したのは、秦では哀公の世に当たる。秦穆公から隔たること遠いとし、梁端(『列女傳校注』)も、「穆」字は誤りである。伯莒の戦は魯の定公四年(BC 506)である。秦穆公は文公(魯)の六年(BC 621)に卒してい

る。『史通』（外篇、雜説下）に、「校以年代、殊為乖刺」と指摘していることから、唐代の本からすでに誤っていたのだと述べている。

その事が歴史上の事実か否かを考察する立場から見ると、この様な人物の扱いは誤りと言わざるを得ない。平王はBC 528～BC 516に在位し、穆公はBC 659～BC 621に在位しているのであるから、秦穆公の女が楚平王の夫人になることは明らかに不可能である。

次に「齊傷槐女」の場合についてみよう。この話は齊景公（BC 547～BC 490）の時代のこととされているが、登場する女性が、宋景公（BC 516～BC 469）の話の昔のこととして取上げている。王注は、宋景公は齊景公よりも後であり、『晏子』にはこの話は見当たらずと指摘する。梁注も、『晏子』にこの文は無いことを指摘し、『史通』で『列女傳』にしばしばその年代に誤りがあると譏めるのはこのことであると述べている。ただし宋景公と齊景公とは、BC 516～BC 490の間は在位が重なっており、この話で齊景公に忠告する晏嬰も、『史記』齊世家に、「（景公）四十八年、……是歳晏嬰卒」とあるのに依ればBC 500まで生きていたことになるから、齊の景公や晏嬰の話に宋景公が話題にされても、この場合は全くの時代錯誤とは言えないことになる。ただここで昔の人として話題にされているのが適当か否かということになれば、やはりふさわしい処置とはいえないであろう。

次に「晉獻驪姫」の場合、問題とされるのは、「自吾先君武公兼翼、而楚穆弑成」の部分である。これは驪姫の言であり、彼女をめぐる事件は魯では僖公の時に当たる。ところが彼女の言にある楚の穆王（太子商臣）が父の成王を自殺せしめたのは、これより三十年以上も後の文公元年のことである。しかもこの話が依拠したと思われる『國語』晉語一には「楚穆弑成」のことは見えないから、劉向が時代考証を厳密にすることなくここに持込んだものと判断せざるを得ないだろう。これも歴史上の事実という立場からは前の例と同じく誤りとせねばならない。

さて以上の如き従来の諸家の指摘は、歴史事実の観点からすればこれを否定することはできない。しかしこの様

にただ単に誤っていると指摘するだけで劉向の意図するところや作品を正しく評したことになるのであろうか。作者自身が話の登場人物の歴史上の言動を正確に記しとどめるのを第一の意図としていたのなら、時代を隔てた人物が同一場面に登場することも許容できないし、登場人物がその人の死後に生きた人物を評するという設定も、作者の意図に合致しない結果となることは論ずるまでもなからう。ところで作者がこれらの素材をその意図に違うて、うっかり誤用したと想定して良いのであろうか。『列女傳』中で上掲の三例だけに問題が指摘されるのなら、この想定には妥当性が高い。ところが後述の如く、この他にも、時代設定の当否を議論するなら、実は問題の個所は存在する。又、劉向の作品だとされる『説苑』や『新序』にも、作者の時代錯誤にもとづく指摘されているものがある。『攷古質疑』巻四には、『説苑』より、復恩・正諫・奉使・權謀（三ヶ条）・雜言・尊賢・善説の各篇に、人物の時代考証の適確でないものが有ること、復恩篇には所謂「龍蛇之章」を、介之推と舟之僑とに結び付けた話が並載される矛盾がある等の指摘をし、巻二には『新序』について三ヶ条の問題点を指摘している。例えば『説苑』の場合について一・二紹介すると、正諫篇では、楚の莊王に諫言を為す諸御己は、彼より百年以上も後に登場する伍子胥を話題にしている。又、時を同じうして語り合える可能性のない孔子と趙襄子が善説篇では一緒に登場し、復恩篇では趙襄子の行賞に対して、既に死んでいるはずの孔子が評論している話（『呂覽』義賞篇にも見ゆ）が見える等である。以上、話の中における人物の扱い方は前掲の『列女傳』の場合と類似している。これよりして言えることは、劉向は登場人物の生存の時代を単に詳細に考察することにのみこれらの書の目標を定めてはいなかったであろうということである。極端な言い方をすれば、彼は単に様々な史実話を紹介するのが目的ではなかった。史実話に体を仮り、この話を媒介にして己の論を形成しようとしていたのである。それは例えば『説苑』にしても、その篇目を見わたしてみれば明瞭である。君道・臣術・立節・貴徳・尊賢・正諫・敬慎・權謀・至公等々いずれも『荀子』や『呂覽』・『新語』等に類似の篇名が見えており、かの書等が目的とした為政の主張とある程度類似の

方向を目ざしていたのだと考えて良からう。又、篇名の性格に多少の異なりは認められるが、その姿勢は戦国諸子に似かよっていると把握して良いのではなからうか。ただその表現形式に異なりが見られる。従来の諸子においては、論説や主張を強調したり整えたりする効果を期待して、いわば補助的に用いられた説話ないしは寓話が、劉向においてはむしろ主張表現の主体としての役割を荷わされているということである。従ってここでは主張者の考えは、後述の如く、主として登場人物の弁舌を通して語られることになるであろう。登場人物が、説話を採用又は形成した者の思想を、代弁するのであるから、その弁舌を支える条件についての配慮が整えば、それが特に生存年との関連性を強く必要としない場合であれば、登場人物の生存年がある程度軽く扱われることがあろうともそれは大して気がかりなことではなかったであろう。だから上掲三伝の様な場合、作者は注意を怠ってこれらを誤ったのでなく、用いた素材の思想的内容やその人物の使用効果の方に視点を定めていたから、時の問題は特に深くは考慮しなかったにすぎないのである。結果として人物の生存年代を誤りと指摘するならば仕方無いことであるが、これは作品の意図するところを知ろうとしない者の単なる無用のあらさがしに過ぎないということになる。作品の真価を見誤ってしまうことになるであろう。又、逆に言えば、登場人物の歴史上の存在の問題を厳密にしなれば、語られることの効果に重大な影響を与えるのだとするに拘泥するならば、諸子における論説叙述などはほとんど空しい内容と評せざるを得ないのである。歴史上でネームバリューを持つ人物に、奥深い人生の哲理や真実の指摘をさせるのは、中国古代における、思想表現の一手段として特に珍しいことではない。

(ii) 「楚子發母」の場合

以下『列女傳』の中で、前掲三ヶ条以外に時代設定等と関連して、いささかの疑問の存する伝をとりあげて検討を加え、劉向における歴史資料の利用の特質を、具体的に明らかにする。

まず「楚子發母」（母儀）に注目する。これは楚の将であった子發とその母についての話である。秦を攻めて凱旋した將軍子發に対して、戦いにおいて士卒への処遇が粗略であったと聞いた母がこれに厳しい教訓を与えたという内容である。ところで劉向はこの話をどこから引き出したのであろうか。今典拠を明らかにすることは困難である。とりわけ子發の母に関する史料は見当たらない。ただ子發に関する話はいくつか見当たり、この様な名將を育てた母の話として、この『列女傳』のこの伝が存在しても良いと思えそうな話はいくつか有る。例えば『荀子』疆國篇に、

子發將西伐蔡、克蔡獲蔡侯、歸致命曰、蔡侯奉其社稷、而歸之楚、舍厲二三子、而治其地、既楚免其賞、子發辭曰、堯誡布令而敵退、是主威也、從莘相攻而敵退、是將威也、合戰用力而敵退、是衆威也、臣舍不宜以衆威受賞、とある。又、『淮南子』にも、子發に関する話を数ヶ条拾うことができる。

先ず「道應」篇には、この『荀子』のと類似の話が「子發攻蔡、險之、宣王郊迎、列田百頃、而封之執圭、子發辭不受云々」と見える。ここでは王名を「宣王」と明示する。又同篇には、子發が技道の士を求めたところ、一人の盗人が応募した。左右は諫めたが子發は敢えてこれを採用し、齊軍を退けるのに役立った話が見える。「人間」篇には、子發が上蔡令であった時、ある罪人に判決が下され、「子發喟然、有悽愴之心」であったという。その恩情に感じた罪人は、後に彼が威王に罪を得て追われた時、彼をかくまったという。また「脩務」篇には、「蓋聞、子發之戰、進如激矢、合如雷電、……沢戦必克、攻城必下、彼非輕身而樂死、務在於前、遺利於後、故名立而不墮、」とある。ところが以上の資料はいずれも「楚子發母」の直接典拠とは言い難く、作者がどこまでこれを参考にしたのかも明確にはできない。ところでこの伝における直接の問題ではないが、作者は子發の生存年をどのあたりに定めていたのかについての疑問が、他の文献との関連で浮上する。ここでは楚王の名を掲げていないのであるが、『新序』卷二には、莊辛が楚襄王を諫める話が見え、この中に、「蔡侯之事故是也、蔡侯南遊乎高陵、……不以國

家為事、不知子發受令宣王、……庚子之朝纓以朱絲、臣而奏之乎宣王也」と言う。これからすれば劉向は子發を宣王の時の人と見ていたであろうと先ず想像される。これは先掲の『淮南子』で、子發を宣王と威王の時の人としていることと矛盾はしない。ところが子發を楚宣王の時と決定するにはいささかの問題がある。それは、これらの話には蔡を伐つたことが同時とされているのであるが（『荀子』・『淮南子』等）、そうすると、他の歴史資料との折合いが難しくなるからである。即ち、楚が蔡を滅ぼしたのは歴史上では二度とされ、一は楚靈王一〇年、蔡靈侯一二年（BC 531）であり、一は楚惠王四二年、蔡侯齊四年（BC 447）である。『史記』昔蔡世家には二度目の時、「蔡遂絶祀」とあるから、楚宣王（BC 369～340）の世に、既に絶祀の蔡を伐つということは有り得ぬことになろう。ところで前掲『新序』卷二の莊辛の言に、蔡侯・子發・宣王がとりあげられる話は、『戰國策』楚策四に、蔡聖侯・子發・宣王として既に見えているものである。これについて、宣王の時に蔡は存在せぬこと、蔡に聖侯は無いことなどから、従来、鮑彪や呉師道は、蔡聖侯は蔡靈侯に、楚宣王は楚靈王に各々改めるべきであるとする（『戰國策校注』卷五）。これをBC 531に定め置くことは、『春秋』昭公一一年に「冬十有一月丁酉、楚師滅蔡、執蔡世子有以歸、用之、」とあり、『史記』昔蔡世家に、「（靈公）十二年、楚靈王、……誘蔡靈侯于申、伏甲飲之、醉而殺之」とあることから妥当な見解と思われる。しかしこれらに子發の名は出て来ない。黄丕烈（『戰國策札記』卷中）は呉氏説を非とし、『新序』に、蔡侯・宣王に作るのを見ても、『戰國策』はもともと聖侯・宣王に作っていたのである、これは蔡靈侯・楚靈王の事ではない。『淮南子』高注も子發は楚宣王に仕えたと述べているとする。黄丕烈の指摘にもかかわらず、『史記』等の記載に従うなら、やはり鮑・呉の指摘の如く、これらは「靈」字に改めて読むのが当然だということになろう。ただ一方では子發がこの事件に関わったとする記載はこれらには見当たらないのであるから、『戰國策』の本文はもとから「聖」「宣」に作っていたらうとする黄丕烈の見解も否定はできないことになる。結局『戰國策』に、子發が宣王の命に依って蔡を伐つた話が何故存在するのか、蔡聖侯の名は何にもとづ

いて使用したのか明確にする手だてではないのである。こう見て来ると、子發についての時代設定には、解決不可能の要素が本来から多いことがわかる。しかし『新序』（巻二）にこの話を採用した劉向は、もし時代考証を多少とも心がけたとすれば、少くとも子發を宣王の將として把握しようとしたのであろう。それ故にこそ、どう処置して良いか判断しかねる「蔡聖侯」の「聖」字は自己判断によって削除したのではあるまいか。劉向は勿論『淮南子』にも子發・宣王の組合せが存するのを見ていたに違いあるまい。そして『列女傳』におけるこの子發の話も、宣王の名は明示せぬけれども、母の言の中には越王句踐が呉を伐った（BC473）話を入れているから、（作者がどちらかに決めようとしていたか否かは定かではないのだが、これを押して想定するなら、）これからは少くとも子發を靈王の時代に置くことは明らかに不可能であることが分かり、この場合むしろ宣王の時の人とする方が難の少ないことが分かるであろう。ところで、一応以上の様な考証はできるものの、実際には、漢代において、名將子發と宣王の組合せは特に疑われる事柄ではなく、歴史上の記載からは絶祀の蔡を伐つことになる子發の話であっても、それらの説得力を持つ素材として定着していたのもあろうから、劉向はなぜ子發が宣王の將とされることになったのか自分自身では厳密に考証を加えはしなかったかも知れないのである。だから上述の想定も可能ではあるが、劉向の(i)の態度と結び付けて理解するなら、結局のところ彼は既にポピュラーとなっているこの組合せをそのまま暗黙に了承して、時代設定のみに重きを置かず、この話を展開したのが実情なのであろう。

さてこの「楚子發母」の子發が、諸書に散見する子發と同一人であること、作者はこれを前提としてこの伝を掲げていると見てさしきわりはなからう。子發に関する名將としてのかくの如く定着したイメージが有るからこそ、この伝における母の諫言はそれなりの重みを持つし、賛辭を受けるにふさわしい母親として読者に納得されるであらう。作者は畢竟母というものの社会的役割について述べたいのだから、子發についての厳密な時代考証よりも、この場合はこの子發という人物についての一般的評価がどの様に定着しているか、どう了解されている人物かとい

うことが自分に納得できていれば良かったのである。蛇足ながら、作者はここでは、子發の時代設定について、従来の資料に納得し得ないところがあると幾分かは感じていたふしもないではない。なぜなら子發を蔡攻伐と結び付けず、これを特に秦を攻める話にして居るからである。しかしこのことは『列女傳』における作者の意の用い方としてはむしろ二次的なものに属する。いずれにせよ作者は物語に使用する素材がどれほどの説得力を持つかを、より重視しているに違いないからである。そこでこの推定に立つてもう一つ考え付くことがある。それは、初めに指摘していた如く、この母の話に典を見い出せないことに関してなのだが、その理由は恐らくこれが作者の創作に出るものだからだろうという仮説である。このことは既に前節でも指摘しておいたことであるが、以下の検討の過程でもこれは明らかにされるであろう。第一節に指摘した如く『列女傳』には、必要とする素材を借用して、作者の観点から新たに脚色され構成されたと思われる伝がかなり多い。それにもかかわらず話の典拠が明確なものは勿論多い。しかしその様な作品でも、原典の話と全面的に同一の内容というものは、実は皆無である。作者は、引き出した資料に、女性を主人公とする話にふさわしくまとめあげるために、様々な独特の工夫を加えているのである。又、これら以外に、典拠を明確にしない作品もかなりの数にのぼる。それは、作者の依拠した資料がその後滅んだことによるのかも知れないが、作者がむしろ大部分を創ったと考える方がふさわしい作品が多いことに原因があると思われるのである。この「楚子發母」において、作者は、子發生存の時期についての考証を特に厳密にしているとは思えない。種々の古典に散見する子發像が各々に適当に拾い取られて子發像が形成され、これにふさわしい母親像がこれに似合うかたちで形成されたらしく思われる。即ちこの「楚子發母」には典拠との直接関係の認め得る条が、具体的な形としては抽出できないのである。(i)以来見て来た様に、劉向には歴史資料の使用について自由な態度が認められる。この態度が創作に発展する契機は十分に存在するだろう。「楚子發母」における先行文献との特殊な関係は、劉向における創作の可能性を積極的に裏付けるものであろう。『列女傳』の内容は典拠の明確

なものとそうでないものとの二種類に大別され、後者の場合、なんらかの関連資料をもとにした作者による創作的性格を有するものが相当数含まれると思われる。この「楚子發母」はこの系統に属する作品なのである。既述の如く、『列女傳』は本来単に女性の伝記を紹介することだけを目的として編まれたものでなく、劉向自身の現実社会に向けての問題意識が結晶して、これを人物伝記の形式を通していわば公表することを意図した作品であったと思われる。登場人物の時代考証よりも、その人物の言動により多くの意が注がれ、用いる固有名詞がどれ程重い説得力を持つかに特別の気が配られるのはこのためである。だから、『列女傳』が創作的性格の強い作品を多く収めることになったのは当然と言うべきである。「楚子發母」における諸々の問題点は、むしろ逆に如上の劉向の根底にある意図を明瞭にするものであり、従来 of 学者が劉向の歴史資料の扱いに関して陥っていた誤解も、劉向の意図を読み取ることによって容易に解決されるであろう。

かく見てくると、劉向は『列女傳』等の作品をまとめる上で、先行文献に対して、後世の学者が神経質である程には窮屈に拘泥していないことが納得されてくる。だからこのために登場人物の時代設定が歴史資料と完全に整合しない様な話をためらうこともなく紹介することは容易に有り得るのであり、これを単に作者の不用意な誤りだと指摘することにはほとんど意義がないことになるのである。この意味において、はっきり先行文献との時代設定のずれが指摘できるものがこの他にも有り、付け加え掲げておく。先ず「楚江乙母」（辯通）を見る。

話は、楚の江乙が郢の大夫と為った時、王宮に盜が入ったことで、江乙が罪せられた。江乙の母は、処罰の非なることを弁じて恭王を感ぜしめ、江乙は名譽を回復するを得たという内容である。ところでこの伝で江乙は楚の共王の臣とされている。『說苑』權謀篇にも「安陵纏以顔色美壯得幸於楚共王、江乙往見安陵纏曰云々」とあり、こと同様に、江乙は楚の共王の時の人とされる。ところがこれと同じ話が『戰國策』楚策一に、「江乙説於安陵君曰云々」と見え、同じ「楚策」に、「荆宣王問羣臣曰、吾聞北方之畏昭奚恤也云々……江乙対曰云々」とあり、こ

ここでは江乙は宣王の時の臣と設定されていることが分かる。『列女傳』や『說苑』ではBC 6cの共王の時代の人とされる江乙が、『戰國策』ではBC 4cの宣王の時代の人物だとして示されているのである。これと同様の性格を持つ伝に、又、「晉弓工妻」（辯通）がある。

晉の繁人である弓工が作製した弓を不満とした平公は、これを殺そうとするが、弓工の妻が、王者の処罰は寛大であるべきだと説いて平公を感ぜしめ、夫は釈される。この話は『韓詩外傳』卷八の、齊景公と蔡人の話に酷似する。これを典拠と考えて良いであろう。ところが『列女傳』では話は略そのままにして、登場人物を入れ換えてしまっているのである。これらもまた劉向がうっかり誤ったとする必要がなく、むしろ意識的に固有名詞を変じて使用する場合があることを知る例とし得るであろう（詳しくは各伝の注解に解説している）。

以上二例のうち、前者は歴史上の人物の時代設定が歴史文献と違い、後者では話は先行文献を略そのままに用いながら、登場する人物を変じているのである。作者の真意は不明であるが、次の様な想定はできる。即ち「辯通」における「楚江乙母」「晉弓工妻」「齊傷槐女」はいずれも、権力者の感情的処罰に反省を促す内容で一致し列ねられている。他篇の場合もなべてそうである様に、話が時代順に列せられているとすれば、楚共王（BC 590～560）・晉平公（BC 557～532）・齊景公（BC 547～590）各々の王の時とされていることになる。共王が宣王（BC 369～340）とされたのは時代は続く二話より後へ下りすぎることになるからだし、「晉弓工妻」で、もとの話では齊景公が用いられていたのに、これが晉平公に置き換えられたのは、次の「齊傷槐女」が『晏子春秋』より発する話だし、ここで齊景公が続いて登場することを作者が避けたからであろう。尚、このことは劉向が実は時間の前後のことも考察して『列女傳』を編成していることを表明している。これまでの論述では、劉向が登場人物の言動を重く見、その人物像により強い関心を持ったために、時代考証には神経質でない場合があることを殊更に取りあげて指摘したのであるが、これで劉向が時代考証を全面的に無視したのだと一方的に誤解されてはいけない。即ちそれは、伝であるか

ら、本来時の流れを基本的には大切にしたと言ひべきであるが、どちらに説得力がより多いかを作者は常に考慮するから、作者の語りたいことが先行して、時代設定を軽視することも有り得たという意味なのである。

(iii) 創作部分の点検―「楚莊樊姫」「曹僖氏妻」「鄒孟軻母」―

以上劉向は、説話によってどんな事柄を論ずるかに意を用いるため、時代設定や固有名詞の用い方が先行文献と違う場合のあることを指摘した。ところで歴史的資料又はそれ自体説得力を有する固有名詞を用いることによって、己の論を立てることを目的とするならば、このことは当然、先行文献を基本資料として、己の考えに従って、発展した話を作り出して付け加えるという態度へと発展していく。これは前節に既に述べたことでもある。この例の一として、ここでは、前節で第二型に入れた「楚莊樊姫」（賢明）の場合を見る。

「楚莊樊姫」の話の典拠は『韓詩外傳』卷二にある。話は莊王に事えた樊姫が賢能者についての王の認識に足らざるところがあると指摘し、これに感じた王は賢者を更求めて孫叔敖を得た。これによって莊王は覇者たり得たというのである。『列女傳』ではこの話を採って、二・三の異同は認められるが、殆ど原典の姿を失わぬ形で持込んでいる。ところが、『韓詩外傳』に見えない一部分を伝の初頭にくっつけている。即ち「樊姫、楚莊王之夫人也、莊王即位、好狩獵、樊姫諫不止、乃不食禽獸之肉、王改過、勤於政事」の部分である。この伝全体からすればほんの付けたしにすぎない分量であるが、樊姫が政事に意を注がぬ莊王を諫め過ちを寛らせたと言ふ点は、前半部分としての重みを十分に持っていると言ひ得る。賢者のことを説いた中心部分は、政務に目覚めた後の莊王について語るものであるから、それ迄の莊王の墮落の様子を説明することは、王の自覚して後の業績を強調するうえで大きな意味を持つことになる。この伝では主人公はむしろ樊姫なのであるから、この両方に彼女が影響を与えたことを語るることによって、樊姫の存在意義は一層強調される。『外傳』においてはむしろ莊王成功に関する一挿話にすぎない。

い話が、この前半部分を新たに設けることによって、樊姫という偉大な女性を語る話へと質的転換を遂げたことになるであろう。

さてこの様な意義を持つこの部分について今出典を見出すことができない。それは典拠とされた資料が失われたからではなく、作者がこの部分をつくり加えたことに依るものと思われる。莊王即位初期における怠惰と逸楽を諫める話としては、臣を素材としたものの方が古くから存在していたと思われる。例えば『史記』楚世家によれば、「莊王即位、三年不出号令、日夜為樂、……伍舉入諫、莊王左抱鄭姬、右抱越女、坐鍾鼓之間、伍舉曰、願有進隱、……居数月、淫益甚、大夫蘇從乃入諫王曰、若不聞令乎、对曰、殺身以明君、臣之願也、於是乃罷淫樂、聽政」とある。これに類似の話は、『呂氏春秋』重言篇・『韓非子』喻老篇・『新序』雜事篇二などに見えるが、王は「不聽而好讒」であり、これを諫めるのは成公賈・右司馬・士慶などとなっている（滑稽列傳にも齊威王に似た話が見える）。そしてこれらの話の人物を樊姫に変じて莊王が熱中するのは狩獵であることにすれば、この「楚莊樊姫」の冒頭の一条はできあがることになるであろう。又後半に続く『韓詩外傳』よりの引用の部分に関しても、作者の考えによって微妙に変じられたと思われる部分が散見するが、今ここでは一々ふれない（詳細については「楚莊樊姫」の注に解説している）。

以上「楚莊樊姫」の如く、出典と思われる対象がある程度明確である場合には、これを比較してみると、原典の中には見られぬ設定や主人公の言動が新たに加えられたもの、あるいは原典から削除された個所が明確に指摘できる（第二章・第一節(ii)参照）。これらはいずれも作者が、『列女傳』中の一伝とするために、女性主人公を特に目立たせる工夫をした結果に出るのである。次に前節で第一型に入れた「曹僖氏妻」（仁智）の場合を見てみよう。

これは曹の僖負羈の妻が、晉の公子重耳が亡命して曹を過ぎた時、これを見て将来諸侯に霸たり得る器と見抜き、夫に對してこの一行を丁重に扱うよう諭したという話で、『國語』晉語四や『左傳』僖公二三年・『史記』晉世家

などが典拠として考えられるが、『列女傳』は主として『國語』に拠ったと思われる。この伝で妻が僖負羈を論ずる部分は次の様な内容である。

吾觀晉公子、其從者三人、皆國相也、以此三人者皆善戮力以輔人、必得晉國、若得反國、必霸諸侯、而討無礼、曹必為首、若曹有難、子必不免、子胡不早自弑焉、且吾聞之、不知其子者、視其父、不知其君者、視其所使、今其從者、皆卿相之僕也、則其君必霸王之主也、若加礼焉、必能報施矣、若有罪焉、必能討過、子不早凶、禍至不久矣、

これに対応する『國語』晉語四には、

吾觀晉公子、賢人也、其從者皆國相也、以相一人、必得晉國、得晉國而討無礼、曹其首誅也、子盍蚤自弑焉、とあるのみである。妻の言葉の内容は簡潔である。同じ部分について『左傳』僖公二三年には、

吾觀晉公子之從者、皆足以相國、若以相夫子、必反其國、反其國、必得志於諸侯、得志於諸侯而誅無礼、曹其首也、子盍蚤自弑焉、

となつてゐる。『國語』の場合より更に簡潔になつてゐる。『史記』晉世家になると、妻の言は省かれ、僖負羈が共公に論す言に置き換えられている。即ち、

晉公子賢、又同姓、窮來過我、奈何不礼、

とある。この部分については『列女傳』からかなり距離がある。以上『列女傳』が典拠としたのは恐らく『國語』ないし『左傳』であろうが、原典の素材に作者独特の肉付けのなされたことが明瞭に認められるのである（詳しくは『曹氏妻』の注に解説）。この様な事例は枚挙にいとまがないが、今一つ前節で第二型に入れた「鄒孟軻母」の場合を見てみよう。伝中に孟子が妻の礼に違つた行為を語り、孟母が孟子の言動が不当であることを論ず話がある。これは『韓詩外傳』卷九の

孟子妻独居、踞、孟子入戸視之、曰其母曰、婦無礼、請去之、母曰、何也、曰、踞、曰、何知之、孟子曰、我親見之、母曰、乃汝無礼也、非婦無礼、礼不云乎、將入門、將上堂、声必揚、將入戸、視必下、不掩人不備也、今汝往燕私之処、入戸不有聲、令人踞而視之、是汝之無礼也、非婦無礼也、於是孟子自責、不敢出婦、

を典拠とするものに相違なからうが、『列女傳』においては、これをいくつかの部分において変形している。即ち、

孟子既娶、將入私室、其婦袒而在内、孟子不悅、遂去不入、婦辭孟母而求去曰、妾聞、夫婦之道、私室不与焉、今者、妾竊墮在室、而夫子見妾、勃然不悅、是客妾也、婦人之義、蓋不客宿、請歸於父母、於是孟母召孟子而謂之曰、夫礼將入門、問孰存、所以致敬也、將上堂、声必揚、所以戒人也、將入戸、視必下、恐見人過也、今子不察於礼而責礼於人、不亦遠乎、孟子謝遂留其婦、

とある。『外傳』における「妻」は「婦」に変じ、「踞」が「袒」に変じられて表現も異なる。最も顕著な異なりは、『外傳』では母に妻を去ると訴えるのは孟子であるが、『列女傳』では婦が怒って自ら帰ると孟母に訴え、しかも妻の立場からの主張部分が鮮やかに示される。母の説得部分も『外傳』の場合よりも整っている（「鄒孟軻母」注に詳しい）。これを詳細に見れば、原典の資料は全くの別物に変形されたと言っても良いほどである。

(iv) 伝記説話に託される作者の思想

(その一) 「貞順」の場合

以上三例にも見えるとおり、作者は典拠より抜き出した資料に、己の立場から手を加え、原典には表現されていないなかった様々な人間、とりわけ女性について、新たな姿を、その言動を通して提示しているのである。その理由は、作者がただ単に先行文献に存在する話を集積することに終らず、又、歴史上の出来事をそのままに再録することだ

けを目的とせず、むしろこれを素材とし主人公の言動に託して、己の論を立てる話にすることに、主目標を定めていたからであろうと思われる。従って『列女傳』の中には、様々なかたちで、作者自身のなまの主張も組み込まれている場合があるに違いないのである。この傾向の顕著なものとして「貞順」の各伝を注目することができる。各伝は「貞順」をテーマとするのであるから、勿論各々それにふさわしい伝記が列せられているのであるが、どの伝も昏儀に詳しい。最初に掲げられる「召南申女」は、『詩經』召南・行露のテーマに従い、『韓詩外傳』卷一に見える「見一物不具、一礼不備、守節貞理、守死不往」などを素材として『列女傳』中の一伝として整えたものと思われる。作者は特に申女の言の中に「伝曰、正其本則万物理、失之豪釐、差之千里、是以本立而道生、源治而流清、故嫁娶者、所以伝重承業、継続先祖為宗廟主也」を加えて昏礼の儀式の厳肅な意義について述べようとしている。

「宋恭伯姫」では、『穀梁傳』・『公羊傳』・『左傳』などの資料を組合せて話を形成し、特に昏儀における親迎の意義を強調する。「衛寡夫人」・「蔡人之妻」・「黎莊夫人」は「適人之道、老与之醮、終身不改」を同一のテーマとして連なるが、典拠は明確ではない。作者が昏儀に関する倫理を素材として、話が逆に作り出された可能性が高い。「衛寡夫人」では夫に対する喪の問題がからみ、「蔡人之妻」には、夫に悪疾が有った場合、妻は去ることを許されるか否かが問われ、「黎莊夫人」は、夫の妻に対する処遇がゆきとどかぬ場合、妻は婦道をいかに実践すべきかについて説かんとする。次の「齊孝孟姫」は婚姻における女性の対応が、親迎の儀節を中心に前後のことも混えて述べられ、昏儀を略論するかたちにとめられる。即ち、「好礼貞老」・「礼不備、終不往」・「躡男席、語不及外、遠別避嫌」・「乃修礼親迎乎華氏之室、父母送孟姫、不下堂、母醮房之中、結其衿纈誠曰、……父誠之東階之上曰、……諸母誠之兩階之間曰、……姑姉妹誠之門内曰、……孝公親迎孟姫於其父母、三顧而出、……三月廟見、而後行夫婦之道」・「妃后踰闕、必乘安車輜駟、下堂、必從傅母保阿、進退、則鳴玉環佩、内飾、則結紉縹繆、野処、則帷裳擁蔽、所以正心壹意自斂制」などの文が列せられ、孟姫がこれに従う模範的な女性を演じるので

ある。この話の典拠も明確ではない。基本になる資料が存在したとしても、作者によって増幅された部分が多く、作者の考えの中に在る婚姻の理想の姿が示されようとしている如く思われる。「息君夫人」は『左傳』莊公一四年に見える息嬀の話を原資料とするものであろうが、彼女の語る「吾一婦人而事二夫」を特殊に強調して、「終不以身更式醜」を守って自殺する話に変形している。「齊杞梁妻」は、『孟子』・『禮記』・『左傳』などに見える杞梁の妻の話をもとに貞節な女性の話として整え、特に「内外皆無五属之親、既無所帰、乃枕其夫之屍於城下而哭、……十日而城為之崩」の部分に作者の新工夫が込められていると思われ、他伝にも再三強調される「貞壺」の話の一としてしている。「楚平伯嬴」は、話の大半は楚の平王の夫人伯嬴の主張で占められ、しかもこの部分の典拠は定かでない。話そのものの素材は、『左傳』・『公羊傳』・『穀梁傳』などに見られる呉王闔閭が楚を攻略した個所の記載が用いられたに違いあるまいが、伯嬴の弁は諫臣の言に似て理屈っぽく、ほとんど作者の思想に出るものと思われる。その内容は「妾聞天子者、天下之表也、」で始まり、夫婦の道を人倫の始め、王教の端であるとして、「今君王棄儀表之行、縦乱仁之欲、……若使君王棄其儀表、則無以臨国」と厳しく批判し、死を以て呉王の意には従わざることを表明する。「楚昭貞姜」は「宋恭伯姬」に似て、主人公は貞女の義に厳しく従って死に至る。この話の典拠も定かでないが、夫人の弁にある「貞女之義、不犯約、勇者不畏死、守一節而已」を主軸に据えて、作者が新たに形成した女性像という感じが強い。「楚白貞姬」は、基本的には『左傳』・『史記』などに見える白公勝の事が素材とされたのであろうが、貞姬に関する資料は見出せない。夫白公の死後、呉王から聘せられた貞姬は、「妾願守其墳墓、以終天年、……且夫弃義從欲者、汗也、見利忘死者、貪也、……忠臣不借人以力、貞女不假人以色云々」と弁じて拒絶する。士を支える道徳理念を以て貞女を主張するこの弁もやはり妙に理屈っぽく、いかにも作者の考えの中で新たに構築された女性像という感が強い。「衛宗二順」も明確な典拠は指摘出来ない。宗室を守る二人の女性の対応の型を、作者の考える倫理概念を通して示したものと思われる。この伝では「靈王」や「衛君」

などについて、『史記』を拠として、固有名詞の誤りが指摘されているが、これも恐らく作者の意図から外れた無用の考察に属すると思われる。作者は史実よりも、婦道の提示に力を入れ、極端な言い方をすれば、史実の体裁に借りてこれを論じたと思われべきかと思われる。「魯寡陶嬰」・「梁寡高行」・「陳寡孝婦」はいずれも貴顕の位にない女性の婦道を掲げ、「一醜不改」を説く、いずれも出典は見あたらない。話の素材そのものは作者がどこからか持ち込んだものかも知れないが、やはり伝の大半は作者による新作の可能性がきわめて高いと思われる（詳しくは「貞順」諸伝の注参照）。

（その二）思想表現の手法とその形式

以上の諸伝の例に明らかかとおり、『列女傳』は女性の伝を集めたもので、概ね歴史上の人物や事柄と関連を持ち、実話の体裁を具えてはいるが、各伝を詳細に検討してみると、特に先行文献などとの比較を通して、女性の実伝の形を借りて、作者の女性論ないし社会政治思想が語られるのが本体であると分かる。だから既述の如く時には歴史上の文献資料と合致しない場合、又、先行文献に無い表現が新たに付け加えられ、或いはもとの表現が變形されることもしばしば存することになるのである。そこで作者は、具体的には女性主人公の言動を通して己の思想を表明しようとしている。ここに言動と言うのが、作者の思想は言の部分即ち女性主人公の主張部分を通して語られるのが最も多い普通のかたちであり、特にこの部分には典拠の明確な伝の場合でも、様々のかたちで作者の工夫が加わり、原典には無い言葉が付け足されたり、他の表現に置き換えられることがしばしばである。

例えば「齊田稷母」（母儀）は、『韓詩外傳』卷九の「田子為相云々」を典拠とするものと思われるが、これに見られる母の主張部分を比較すると、作者の新作部分が明瞭に浮かびあがってくる。先ず『外傳』には、

母曰、子安得此金、対曰、所受俸禄也、母曰、為相三年、不食乎、治官如此、非吾所欲也、孝子之事親也、尽力

致誠、不義之物不入於館、為人子不可不孝也、子其去之、

の如く極めて簡略にまとめているのに、『列女傳』には次の如く長く細かく改め語られている。

母曰、子為相三年矣、祿未嘗多若此也、豈脩士大夫之費哉、安所得此、対曰、誠受之於下、其母曰、吾聞、士脩身潔行、不為苟得、竭情尽実、不行詐偽、非義之事不計於心、非理之利不入於家、言行若一、情貌相副、今君設官以待子、厚祿以奉子、言行則可以報君、夫為人臣而事其君、猶為人子而事其父也、尽力竭能、忠信不欺、務在効忠、必死奉命、廉潔公正、故遂而無患、今子反是遠忠矣、夫為人臣不忠、是為人子不孝也、不義之財非吾有也、不孝之子非吾子也、子起、

『外傳』の対応部分では、母は田子の行為が孝にかなうか否かだけを述べているのであるが、『列女傳』では、士としての身の処し方が論じられ、孝は忠の理論で構築しなおして君臣論に置き換えられてしまっている。いやに理屈っぽく、家庭の母の言に似ずいかめしく、社会機構の上に位する者の側から提出された要請のものになりきっている。母の姿を借りて国家倫理が唱導されているのである。そしてここには母の扮装をした実は作者劉向がはっきりその姿を表わしていると言つて良いであろう（詳しくは伝の解説参照）。この様な傾向は『列女傳』全伝に略共通している。女性の主張部分は作者の思想で一旦消化し直されて掲げられ、なべて女性の言に似ず堅く論説的である。典拠が略確かな場合でも、この特徴ははっきり指摘できること以上の如くである。典拠の不明確な多数の伝の場合、作者の思想が更にのびのびと展開することは論を待たぬところであろう。女性の鮮やかな弁舌を称える「辯通」篇の各伝には、特にこの傾向が顕著に認められるのである。そこで次にこの「辯通」篇を中心にして、作者の思想が実際にどう反映しているかを明らかにしてみようが、これに進み入るために、先ず一つ指摘しておきたいことが「辯通」篇には有る。

(その三) 「辯通」における作者の姿勢

先ず、この篇における女性の扱い方ないし紹介の仕方の特色について説明し、この形式の中に、二つの面で作者の思想表現への意志表明が語られていることを明らかにする。

「辯通」篇に登場する女性達は、その発言の性格において、男性をしばしば凌駕し、甚だしきは、天下国家を論ずるに至ると評するも過言ではない。作者が何故この領域までも発言する女性を許容し紹介し、更には評価する様な姿勢を示すのか、その真意は一言でつかみ切れるものではない。しかし『列女傳』に寄せる作者の期待を拠にして考察すれば、作者の真意の幾分かは推定できさうである。更に、この真意を託した話の形式を分析していくと、女性主人公の弁舌は即ち作者自身の弁舌に他ならないのだということが明らかとなってくる。そこで先ず、本来は男性が積極的に形成し発動せしめるべき社会的な問題意識を、かえって女性が具体化していることについて、この意味を考えてみる。これは結論から言えば、この領域にまで見識が至り、問題点の所在を明示し得る様な、明敏にして強烈な女性に対しても、十分対応し得る男性の意識の確立を、作者が期待しているということであろうから、作者は、要するに政治的危機感の希薄で現実認識の軟弱なる男性に、覚醒をうながしたいのだと解釈しなければならぬ。即ち男性の自覚に刺激を与え、男性の責任において政治社会の強固な論理が確立されることを作者は期待しているのだと思われる。従って女性の発言が取りあげられていても、実は、これはこの様な言動をなす女性そのものが、単に直接に評価・賞賛されているのではなく、この根底では、逆にこれに対応する男性の社会的自覚が要請されていると読むのが作者の真意に近いのだと思われるのである。このことを裏付けるために、「孽嬖」や「節義」の女性達の激しい生き方が紹介されることの真意と照合してみても、以上の如き作者の姿勢は略理解できる。前者では、権力の機構を崩壊に至らしめた女性の伝を列しつつ、結論的には、女性を批判するよりも男性権力者達に対して間接的に警告を与えている。即ちそれは女性の強烈なる存在エネルギーとでも言うべき力の処置を諷り、

又はこれに対処する能力を持たない男性への批判であり警告だったのである。又、後者においては、女性それ自体には殆ど必須とは思われない程に、厳しく己を律して生きる主人公の姿が紹介され、これを通して逆に士たる者の仕えることの論理の確立が示唆されるのである（「蓋將之妻」注参照）。即ち女性以上に社会的に己を厳しく律すべき臣の道がそこには暗に示されていることになるであろう。これらを通してうかがえる作者の真意より推察すると、女性の生き方や主張は、それがそのまま女性に向かつて教訓的に語りかけられ、世に向かつて彼女らが賞賛される効果よりも、むしろ逆に男性の懦弱を叱咤し、間接的に男性を社会的自立に向けて駆り立てる効果に、より多くの期待がかけられていたことが分かってくるのである（尚、このことは次の(v)において再び説くことになる）。

かくして作者は独自の意図の下に「辯通」篇の様な女性の伝記を列ねたのであり、従ってこれらを単に理想的な女性像として紹介することだけが直接の目的だったのではないのである。ここに先ず女性の弁舌に仮りてむしろ男性に語りかける作者の姿を確認することができる。そしてこの様な作者の意図は、女性の発言というものを、いかなる特殊な形式を通じて伝の中に位置付けているかを見ればもっと明確に理解できるであろう。そこでこれを証する第二の資料に目を転ずる。即ち、劉向は国家を論ずる女性を紹介するが、これを少し角度をかえて見なおすと、彼は恐らくすべてにおける男性と平等の主張・発言の権限を、いわゆる女性一般に対して、積極的に与えてはいないことを表明している様に思われるのである。如上の作者の真意からもこのことは概ね察知できるし、「母儀」以下の諸篇に作者の示すところの、社会生活における女性の男性に対する補佐的役割について考えても、作者のこの態度は当然であるが、「辯通」篇の場合には、別の面からもこのことに対する明確な姿勢が検証できる。そこで二・三の伝における女性の扱いに注目してみよう。

先ず「齊鍾離春」・「齊宿瘤女」・「齊狐逐女」の三伝は、主人公の言論が国勢の中核をついて掲げられることで特徴的である。しかもこれらに登場する女性はいずれも女性としての本来的な魅力を肯定し難い人達、即ち醜女

であるのもう一つの特徴である。発言の主人公は、一般に女性と認められる位置からやや外れたところに在る人に定められているのである。又、「齊傷槐女」や「楚野辯女」では、その発言が男性の重要な主張領域を直接に侵害することが、その立場や地位からしても、不可能であると思われる女性が論述を展開しているのである。表面では女性が論理的でやや過激な発言をする形式をとりつつも、こんな女性だからこんな発言も許容できるのだとさえ作者は言う如くである。即ち作者は主人公の女性を定めるに、巧みにいわゆる女性を忌避していることが分かるのである。以上の様な女性主人公の扱いを通して、作者は、国家を論ずるに至る女性の伝を立てはするが、これは彼が、女性のこの領域における発言を、全面的実質的に認めているのでなく、積極的に賞賛し奨励しているのでもなく、他に意図するもののあることを物語るものであろう。この意図を具体的に解説するには、前述の如く、先ず「母儀」以下で作者がくり返し説く女性の理想像ないし社会的役割が何であつたかを思い起こせば良い。女性の社会的役割は男性に対する従の立場の積極的確立であり、男性の社会的活動を効果的に補佐し助成することであつた。「辯通」の場合でも作者のこの姿勢に変わりはないことを示すからこそ、形の表面ではこの様な女性を賞賛しつつも、実質的にはこれを推賞してはいない姿勢をとるのである。だから作者はこの様にすぐれた見識と能力を持つ女性を紹介し賛えつつ、実質の問題としては、この様な女性をも従として主導する男性意識の確立を唱えているに他ならないことになるであらう。即ち劉向には、社会的に主導すべき責任を持つ男性が墮弱に流れる傾向に痛く感ずるところが有り、男性の欠けたる現実認識を強く鼓舞したい気持ちがあつたのだと思われる。ただし誤解があつてはいけないのは、劉向は、女性に「辯通」で紹介する様な諸能力が存することを根本的に否定していたのではないということである。彼の真の意図が以上の様な方向を持っていたから、指摘した様な特殊な手法を用いたけれども、彼は、女性の中にも男性に劣らぬ社会的見識や諸能力の現実に存することを認めていたのも、又事実としなければならぬ。だからこそ男性は現実をよく見詰めこの様な女性を越える程の真の己の自立を完成しなければならぬ。

らないのである。逆に男性の自覚と自立をこそ語るのが真意と思われる篇としてはこの後に続く悪女伝としての「孽嬖」の場合に最も強烈であり、「節義」と共に以上の様な作者の意図を立証する資料とし得ることは既に述べたとおりである。尚、これらは『列女傳』の本質やその作成の目的とも直結する重要な特徴であるから、重複する部分も有ってやや煩わしいが、後の(v)(その六)でも再び取りあげる。今ここで一とおり注目したのは「辯通」における作者の特殊な姿勢を理解するためである。今までにもしばしば述べたが、各々の女性紹介を通して実は作者は男性のあるべき姿を論ぜんとするのである。これを「辯通」の作者の姿勢として一先ず確認しておきたい。

以上、作者は「辯通」において、女性に国家を論じさせつつ、この女性を女性ならぬ存在のごとく特殊化する形式を用いている。ここに我々は、作者がこれらの伝に託した独自の意図の一片を見い出す様に思うのである。そしてこれは更に『列女傳』全体に込められた作者の意図でもある。ところでこれらの観点に立つてもう一つ明確に出来ることが有る。それは即ち、女性の発言を通して、作者は実は己の論をこの弁舌の中に展開したということである。このことは以上の様な作者の姿勢によって十分理解できるし、これが最も顕著となる例として今の醜女三伝を注目することができるであろう。女性の基準から外れた主人公に、国家を論じさせ、大きな政治的影響を与えた話の形式から、これを、作者が、いわゆる女性にこままでの発言を全面的に許容しているのではないことのみかしの見ることができたのであるが、これをもう一度視点を改めて見直せば、女性にして女性ならぬ者の発言ということとは、女性主人公の発言の形を採りつつ、実はこれがこの主人公ならぬ者の発言という内実を暗に語っているのだとも読み得るであろう。これは即ち女性ではない者の思慮に発することを一面では意味するものであり、更に言えば、これは発言の主体が作者そのものであることを露呈した記述形式だとも言って良いのではあるまいか。ただしこれは、作者が女性も高度な見識を持つことを認める態度と矛盾する程に強い形式ではない。男性に向かって言ひ度いことのある内実を暗に示すために採った形式として解すべきである。

作者は女性の姿に仮りて己の思想を陳述しているのである。即ち国政の問題点を指摘し展望を論述できる程の明敏なる女性に対しても、十分対処できる男性王者を期待し、男性一般の社会的自覚をうながし、己の政治責任に負付かせるといふ姿勢を持しつつ、劉向は具体的な社会政治の要諦を着実に述べていくのである。『列女傳』諸伝は、女性を主人公として、その明敏なる見識や社会対応を賞賛し評価する如くまとめられ、その資料の大部分は一見単に先行文献より抜き出して列せられたものの如く見すごされ勝ちであるが、これらは単なる再録ではない。既述の如く、作者は、独自の思想と意図をもってこれらを読者に提供するために、様々な工夫をしているのである。かくして伝中における女性主人公の言は、実は作者の問題意識を前提として展開する作者の思想そのものと見ても良いことは、既に指摘した『列女傳』各伝の特色を分析することでも次第に明らかとなつて来た。ところで今取り上げた「辯通」篇には、主人公の特殊な扱いに注目すると、そこには作者が己の思想表現のために各伝をまとめる姿がありありと検証できることを論述した。

以上で『列女傳』が作者の思想を濃厚に反映した書であること、これを資料として劉向の思想を論じ得ることをほぼ明らかにし得たと思うので、以下は「辯通」篇を中心に、作者劉向の思想が如何様に展開しているかを述べてみたい。尚、醜女三伝における作者の姿勢に、今は作者の思想表現の意欲を読み取っただけであつて、これに託された作者の思想そのものについては、この後に明らかにされるであろうし、以上と関連する男女の關係についての劉向の総合的な立場も、再び後述するであろう。尚、以上と関連する政治的見解についての一端は、「齊鍾離春」注⑮や「齊孤逐女」注③などにおいても論ずるところである。

(v) 作者の思想を確認する―「齊鍾離春」を中心に―

既に述べた如く、『列女傳』は、単に理想的な女性像を掲げる目的で編まれた書として見すごすべきではなく、

思想家劉向の政治理念が女性主人公の言を通じて様々に論じられている書として扱われるべきである。各篇における資料の扱いや伝のまとめ方、更に女性主人公の現実認識確かな弁舌等を分類・整理しつつ、女性主人公が劉向の思想を代弁するものであることを、一つ一つの段階に応じて確かめようとして来たのであった。そしてこのことの確証は、「母儀」以下で作者の提示していることや、「節義」「孽嬖」の作者の意図などをもとにし、更に「辯通」の特殊な姿勢を分析することによって、略得られたと言っても良い。このことを前章に論じたのである。その女性主人公の特殊な扱いの意味するところを明確にしつつ、我々は、主人公を通して語る作者劉向の生の声をはっきり聞き得た思いがあるのである。そこで以下に、主人公の言説を分析しつつ、これらの中に、劉向の政治思想や現実への願いが、具体的にどう語られているかを明らかにしてみたいと思う。

劉向の思想が主人公の論弁に託されている様子を最も明確に語っている伝としては、先述の醜女三伝を注目することができる。このうち「齊鍾離春」を中心にとりあげて、他の二伝も併せ視つつ、主人公の言説の論点を分析し、ここに劉向の思想が集約されていることを確認する。尚、この際これらの考え方が他の篇の各伝における作者の態度とどう結び合っているかに目を配ることは勿論であるが、劉向の手になる他の文献中の思想的要素との比較検討も重要である。これらとの間に存する有機的な関連を見出すことによって、更に『列女傳』の各伝にも、劉向の思想が様々な形でちりばめられていることを確かめていく。

(その一) 君主への警告

「齊鍾離春」は、ほとんど同じものが『新序』雜事篇二に収められている。これとの異同や成立の前後について考えられることは伝の解説で取上げるのでここには略す。内容は、無鹽邑の女鍾離春が国の四つの殆について列举して述べるものである。即ち先ず

今大王之君国也、西有衡秦之患、南有強楚之讎、外有二国之難、内聚姦臣、衆人不附、春秋四十、壯男不立、不務衆子、而務衆婦、尊所好、忽所持、一旦山陵崩弛、社稷不定、

これが一の殆にあたる部分である。厳しい天下の情勢を論じ、これに対処すべき国君の責務を指摘するところは、女性の弁に似ず『戰國策』などに見える遊説の士に弁じさせた内容としても殆ど遜色がない。ただ「而務衆婦云々」の様な着眼に女性らしいところがあると云えば言える程度であらうか。又、特に注目すべきは「一旦山陵崩弛、社稷不定」の部分である。この述べ方には劉向自身の災異説がかすかではあるが反映しているかも知れないからである。『漢書』五行志下之上に、僖公一四年の「沙麓崩」を、劉向は「臣下背叛、散落不事之象」と言い、成公五年「梁山崩」に対しては「天戒若曰、吾道崩壞、下乱百姓将失其所矣云々」と述べる。又漢成帝元延三年の「蜀郡岷山崩」に対して、「漢家本起於蜀漢……殆必亡矣」と言い、班固はこれを王莽篡位に結び付けている。劉向の本傳によれば、『洪範五行傳論』を奏上するきっかけは、「是時帝元舅陽平侯王鳳為大將軍、秉政、……兄弟七人、皆封為列侯、時數有大異、向以為外戚貴盛、鳳兄弟用事之咎」に見られるとおり、王氏政權の跋扈に対応しきれなくなっていく漢家への危機感に発するものであった。その意味において向の危惧は単なる学者の妄想ではなかったのである。この鍾離春の言葉には、『洪範五行傳論』に託した思いが濃厚に反映していると見て良からう。尚、「齊鍾離春」注②にもこれを論ずる。以上の外に、「尊所好、忽所持」も、劉向の当時の王室を中心に展開する官僚の権力抗争や、彼自身の被った苦しい体験などを考え合せると、これも一つの興味深い指摘と言えそうである。しかしこれに関する劉向の具体的苦悩や様々の指摘については、後の尊賢についての提言の中で自ら明らかにされていくことであるからここではただ注目するに止める。尚、『列女傳』中で劉向災異思想との直接の関連を裏証することはやや困難である。ただその発想は以下の様々の警告と同一性格である（例えば特に頁84等）。

(その二) 愛民

次に、漸臺五重、黃金白玉、琅玕籠疏、翡翠珠璣、幕絡連飾、万民罷極、

と言う。これが二の殆である。君主の奢侈が民の疲弊をもたらすことを指摘する。これは後の四の殆とも関連するテーマであり、君主の奢侈を諫め、節儉に安んずるのが民への仁義の実践であることは、次の「齊宿瘤女」においても宿瘤女の専らにして論ずるところであり、「楚處莊姪」では王の五患を説きつつ莊姪の指摘するところである。又、「齊傷槐女」においても、傷槐女は「明君之泣国也、不損祿而加刑、又不以私恚害公法、不為六畜傷民人、不為野草傷禾苗」と述べ、これに感じた晏子は景公に対して、「今君窮民財力、以美飲食之具、繁鐘鼓之樂、極宮室之觀、行暴之大者也、崇玩好威嚴令、是逆民之明者也」と諫めている。民生の安定を君主の要務とし、民を天とする政治論は儒家思想の伝統的な姿であり、民を愛することを説く語は『列女傳』各篇に頻見する。『新序』・『說苑』にもこれに関する説話や論説はきわめて豊かである。又、民を疲弊せしめる君主の奢侈を批判し節儉を説くのが劉向の政治思想の一つの柱であることは既に池田秀三氏「劉向の學問と思想」（『東方學報』五十）も論ずるところである。この様な諸方面の傾向を綜合して「齊鍾離春」を検討するに、鍾離春の口を通して語られている諸論が、実は劉向自身の政治思想に他ならないと見て間違いないであろう。君主の奢侈については四の殆でもう一度論ずる。尚、民生の保護を君主の重任とする考え方は、君主の奢侈を諫める面と、もう一方君主の権限の行使としての刑罰について、支配的立場に在る人がこれにどう対処すべきかを論ずる面とも密接につながる。「辯通」においてこれを取上げるのは、「楚江乙母」「晉弓工妻」「齊傷槐女」「楚野辨女」「趙津女嬀」「趙佛舛母」「齊太倉女」等である。「齊太倉女」では、罪に問われ処刑されることになった淳于公の娘が上書して「夫死者不可復生、刑者不可復属云々」と述べ、これに対して文帝は詔を下して「今人有過、教未施、而刑已加焉、或欲改行為善、而其道無繇云々」と肉刑の廃止を表明するに至る。「齊傷槐女」では景公の愛する槐樹を傷つけて刑を受けること

になった衍という者の娘が、「今吾君……欲槐之故殺嬖之父、孤妾之身、妾恐傷執政之法、而害明君之義也云々」と陳情し、これを聞いた晏子は「犯槐者刑、傷槐者死、刑殺不正、賊民之深者也」と景公を戒めている。「晉弓工妻」では、不良品を献上したとして処刑されることになった弓工があり、妻は平公に対して、公劉の草木にまで及んだ恩徳、秦穆公が盗人に与えた恩情、楚莊王の罪人への配慮を掲げ、「此三君者、仁著于天下、卒享其報、名垂至今、」と述べている。この処罰への理念がやはり劉向の政治思想の一要素であることは、『新序』・『說苑』にもこれに関する論述が頻見することによってもうかがえるであろう。例えば『說苑』政理篇に、「政有三品、……夫至於刑者則非王者之所貴也、是以聖王光徳教而後刑罰、立榮恥而明防禁云々」と述べる。池田氏論考においてはこれらを「教化と刑法」として把握される。かく見てくるときこれら諸篇における女性主人公がやはり劉向の思想を代弁するものであることは明白である。

(その三) 尊賢

以上、君主の任が愛民にあるという考え方が『列女傳』における女性主人公によってしばしば語られることを見ながら、これに関してこの「辯通」では、君主の任として挙げるものに、この他に、賢者を大切にせよと説くものがある。これはいわゆる尊賢の思想である。尚、これを説く劉向の姿勢には災異を論ずる意識とやはり源を一にする部分があると思われる。そこで再び「齊鍾離春」に注目する。鍾離春は二の殆を明らかにして次に、

賢者匿于山林、諂諛強於左右、邪偽立於本朝、諫者不得通入、

と言う。これが三の殆である。これに似通った観点から君主に上奏する劉向の言葉は、『漢書』本傳に多数求められることのできる。即ち周堪や張猛らが位に在って權勢を得るを懼れた向は永光元（BC 43）年、三七才にして上奏する。君側に邪偽の人がはびこり、守正の君子が退けられることを幽厲の時に仮りて述べる。即ち「君子独処守正、

不撓衆枉、勉強以從王事、則反見憎毒讒愬」として『詩』の句を紹介し、この様な人の世の不調和や憂はやがて自然における様々な異状現象を惹起し、「天変見於上、地變動於下、水泉沸騰、山谷易処」となる。これはみな「不和賢不肖易位之所致也」と言う。又、春秋時代における様々な天変地異を掲げつつ、「由此觀之、和氣致祥、乖氣致異、祥多者其国安、異衆者其国危、」と述べて今上に説き至る。即ち「今陛下……今賢不肖渾殺、白黑不分、……分曹爲党、往往羣朋、將同心以陷正臣、……是以日月無光、……列星失行、皆怨氣之所致也、……原其所以然者、讒邪並進也、……既已用賢人而行善政、如或譖之、則賢人退而善政還、……讒邪進則衆賢退、羣枉盛則正士消、……小人道長、君子道消、君子道消、則政日乱、……用賢未能三旬而退、是転石也、……不仁者遠、而衆賢至、……放遠佞邪之党、壞散險詖之聚、杜閉羣枉之門、広開衆正之路」の如く、羣邪の害を述べ正賢に活躍し得る場を与えるべきだと説くのである。鍾離春の説く三の殆の「賢者匿於山林」は、讒邪によって賢者が退けられて君側に近づき得ない状態を言うものであって、更にはこれは賢者自身が絶望し又危機を回避して隠居し、出仕しない状態をも暗示していよう。『漢書』五行志にも邪臣がはびこり、君主の權威が侵害され、賢者が所を得ないことを警告する劉向のものと思われる言辭は多い。例えば卷二七上「火不炎上」の「説曰」に、「賢佞分別、官人有序……如此則火得其性矣、……讒夫昌、邪正勝、則火失其性矣」とあり、「定公二年五月、雉門及兩觀災」に対して、「天戒若曰、去高顯而奢僭者、……今舎大聖而縱有臯云々」とあり、哀公四年の「亳社災」にも「天戒若曰、国將危亡、不用戒矣、……不用聖人而縱驕臣、將以亡国云々」と言う。定公二年や哀公三・四年等の宮殿の災について、「天災之者、若曰、僭礼之臣可以去、……欲其去乱臣而用聖人也、」と述べている。昭帝の「燕城南門災」に、「天戒若曰、邪臣往来、為姦讒於漢、絶亡之道也」とある等、賢邪の臣の災異における影響力は極めて重視されている。他にも中之下には、僖公三二年の「李梅実」には、「象驕臣当誅云々」とあり、元帝元初四年の「墓門梓柱生枝葉」に対しては「王氏貴盛將代漢家之象也」と言う。下之上の「皇之不極」に対して、「一曰、上失中、則下強盛而蔽

君明也、……君有南面之尊、而亡人之助、故其極弱也云々」とも見えている。又、下之下の文公一四年の「有星孛入于北斗」に対しては、やはり劉向の判断として、「君臣乱於朝、政令虧於外、則上濁三光精云々」と示されている。いずれも本傳の向の考えに連なる見解である。尊賢の思想はなにも劉向だけの説くものとは限らないが、少くとも鍾離春は、向が切迫した状況下で痛感した尊賢の主張を代弁していると見て良いであろう。「周南之妻」（賢明）には、乱世を憂えて、危機を敏感に察知する聖獸ないし鳥獸に仮りて「夫鳳凰不離於蔚羅、麒麟不入於陷穽、蛟龍不及於枯沢、鳥獸之智、猶知避害、而狀於人乎」（「周南之妻」注⑥参照）と述べている。本来害を察知しこれに遠ざかる叡智を持つのが賢者であり君子であるという発想は古来のものである（例えば『論語』衛靈公「君子哉蘧伯玉、……邦無道、則可卷而懷之」、公冶長「邦無道則愚」、泰伯「危邦不入、亂邦不居、天下有道則見、無道則隱」等）。「陶荅子妻」（賢明）には、「南山有女豹、……欲以泐其毛而成文章也、故威而遠害」と言い、「鄒孟軻母」（母儀）に「夫君子学以立名、問則広知、是以居則安寧、動則遠害」とある。鍾離春の言う賢者が山林に匿れるという指摘はこの様な考え方と関連を持ちつつここに掲げられるものである。これは同時に、君主が邪偽の臣に囲まれ、更に賢臣が排除されていることを意味し、又、君主の果すべき愛民の理念は凝滞していることもすべて連なって意味する。したがって民生の安定は君側が賢正の臣で満たされること無くしては達成され得ないであろう。君主が賢者に注目し、これを招致するに努めねばならないのはこのためである。「楚莊樊姫」（賢明）では賢者を君主に推薦するのが宰相の任務であるとし、「衛靈夫人」（仁智）には「国多賢臣国之福也」と彼女自身が賢智者である夫人に言わしめている。この「辯通」篇で尊賢を説くものに「齊管妾媵」があり、妾媵は甯戚の眞価を管仲に知らしめる。「齊威虞姫」も君側に在る者の賢能と讒諛を正確に見分けよと説く。「楚處莊姪」では五患を説いて、そのうちの一に「邪臣在側、賢臣不遠」を掲げ、間接的に賢者の招致を説くのである。「齊孤逐女」では、主人公は相国を国の柱とし、「国家安与不安、在於相」と述べ、これを求めて得ることが国家安泰の必須条

件と言う。そして虞邱子・孫叔敖・郭隗・樂毅等を賢相の例として示している。尚、ここで「齊孤逐女」には注目しておきたいことがある。これより続いて列なるこの醜女三伝を見渡すと、この伝は先ずが賢臣の招致をテーマとしている。次に三伝のうちもう一つの「齊宿瘤女」では、君主が権力を私有化して淫樂奢侈に流れることを専ら諫めていた。これより振り返ると、この「齊鍾離春」ではこれらをすべてまとめて列挙する形にまとめているのである。恐らく劉向は国政全体の問題点を先ず鍾離春に述べさせ、このうちの重要な論題を二つにまとめて後に連ねたのである。このことから、賢臣の処遇と君主の奢侈は、劉向にとって重要な現実問題であつたらうことが想像されるのである。

さて、かくの如く賢臣の重要性を説くものが以上の諸篇に見えるが、そこでもう一つ注意しておきたいことがある。それは、これを説く女性主人公を改めて見ると、これもまた実は女性賢者であり、夫を補佐し君主に助言し得る高度な見識の持主であることが分かることである。この意味においては、「母儀」「賢明」「仁智」「貞順」「節義」「辯通」に登場する主人公たちも、やはりみな同様の存在であると思われることができるであろう。彼女等はすべてその賢明さに依つて、男性がその社会的責務を有意義に遂行し得るように、補助する役割を果しているのであるが、この男女の関係は、臣たる男性がその賢能を發揮して君主の国政遂行を補佐する関係に似ている。女性は夫や子に対して、君を補佐する臣の如く関わる故に、男性の主従関係たる君臣に対しても、そのいづれにも綜じてまたこれを補佐する臣の如く関わっていることになる。又、君主に対しても、男性たる臣の如き特殊な立場も形成し得る存在ともなる。この角度から見ると、劉向は男女の関係を君臣関係の中に、實質的に位置づけようとしていることが判明してくるのである。このことの問題は改めて後の（その六）で述べたい。

（その四）賢者と隠者

以上、鍾離春の献言には、劉向の思想の諸要素が集約されていることが分かるが、このうちその尊賢思想は、『列女傳』においては独特の手法に依つて説かれていることに注目しておきたい。今述べた如く、尊賢を説く女性主人公が実は即ち賢者だという設定には、女性を政治社会に積極的の位置づけた劉向の新鮮な態度を見ることができ、ここには、尊賢に關してもう一つ注意しておかねばならぬ特殊な意図が潜んでいる。

鍾離春は即ち賢者である。そして当然これら醜女三伝の中の宿瘤女も孤逐女も同様に賢者の条件を具えた主人公である。更に明敏なる見識で子や夫や君主を支え補佐する社会的役割をここに見ていくなら、『列女傳』における「辯通」までの女性主人公はすべていわゆる賢者の条件を具えた存在と言ってしまうことができることになろう。しかし特にこの醜女三伝においては作者の重要な尊賢主張が託されている。即ちそれは次の如くに把握できる。賢者は隠者である。彼等は賢なる見識を持つにもかかわらず、世俗の評価によって排斥される状況の中に在るからである。醜女等は正しく、冷静な現実批判と建設的な未来を語れる賢者であるが、世俗の規準からは欠けたる者と見られ無視されて孤立の世界に押しやられたいわゆる隠者に等しい存在者だと言えることになる。ここには作者の、賢者は愚かな現実感覚のさばっている環境においては隠者さらざるを得ないという主張が、暗示的に語られている。賢者は愚かな現実感覚のさばっている環境においては隠者さらざるを得ないという主張が、暗示的に語られている。賢者たる隠者を保護するのは君主の重任であり、この自覚こそが君主の健全にして安寧なる治世を確立するのだと述べる如くである。「辯通」においては、前述の如く「齊孤逐女」をはじめ、佞臣と賢臣を識別せしめた「齊威眞姫」もこれを直接語るものとして注目して良いし、君主自らが身を正し賢邪を見分けて賢者を達せしめよと説く「楚處莊姪」もこれらと同じ見解に連なる伝である。尚、隠れた賢者を採用して王者となった桓公を話に採り入れた「齊管妾媾」も、同様に以上の作者の意図に直結しているであろう。この篇以外では、特に顕著なものとして、「楚莊樊姫」（賢明）は眞の賢者を主に考えさせ、「衛靈夫人」（仁智）には主人公が賢者を察知する話が見える。又、

「魯漆室女」は、嫁時を失った名もない女性が国の危機を予知した話として、醜女三伝にも通ずる内容である。

『列女傳』において尊賢を特殊なかたちにして説くので注目されるのは「辯通」であるが、ここに説かれる様に、隠者を賢者に結び付ける態度は、既に隠者三伝、即ち「楚接輿妻」・「楚老萊妻」・「楚於陵妻」（賢明）が特に注目される。ここに列せられる隠者は、いずれも国王から丁重に招聘されるのであるが、「楽道而遠害」（楚接輿妻）、「授人官祿、為人所制也、能免於患乎」（楚老萊妻）、「乱世多害」（楚於陵妻）を各々理由として、更に厳しい退隱の世界に逃避していくのである。表面は隠者の清志を賛える形になってはいるが、単にそれだけのために置かれた伝ではあるまい。既に掲げた聖獸が乱世や危機を察知して近づかず姿を隠す（周南之妻）という指摘や、「陶荅子妻」（賢明）や「鄒孟軻母」（母儀）などに見える「遠害」の発想等に照すれば、これら隠者三伝に劉向の尊賢思想が変装して深く関わることは明瞭である。即ち君主やそれを取りまく環境の中に賢者を受容する条件が整っていなければ、君主の宝とされねばならぬ賢者は隠者とならざるを得ないのである。これらには尊賢を警告のかたちで間接的に説く劉向の姿勢がうかがえる。隠者三伝のみではこのことは必ずしも明確に認められるとは言い難いが、醜女三伝や「辯通」の諸伝、又他篇に見える劉向の態度からすれば、如上の隠者三伝の意図するところは看過し得ぬところである。そして逆に、この隠者三伝が「賢明」に置かれていることを考慮するなら、『列女傳』における劉向の尊賢の論は独特のかたちでかなり複雑にかつ執拗に展開していることが判明してくる。尚、醜女三伝の主人公を見出されぬ賢者に比定する見解については「齊鍾離春」注⑤に解説し、隠者三伝の問題点については「楚接輿妻」注⑦⑨、「楚老萊妻」注④、「楚於陵妻」注③⑧（以上いずれも「賢明」）などにおいて解説している。又、これらと醜女三伝との関連については「齊孤逐女」注③に論ずる。そして、「周南之妻」（賢明）注⑥には、聖獸・隠者・賢者を遠害と結ぶ考え方と他の文献との関わりに言及している。

以上鍾離春の述べる三の殆に注目し尊賢の概念を抽出し、これが即ち劉向の思想であることを確認し、かつ『列

女傳』におけるこの思想の實質的な展開についてもふれた。

(その五) 君主における公の自覚

次に鍾離春の指摘する四の殆について見ていく、彼女は、

飲酒沈湎、以夜繼晷、女樂俳優、縱橫大笑、外不修諸侯之礼、内不秉國家之治

と述べる。公の存在としての君主の自覚を強調する内容である。これは君主の奢侈を諫める二の殆の指摘と共通する内容を持つ。二の殆においては、君主の豪奢への欲望が人民を疲弊せしめる結果を招いて、愛民の重任が果せないと諫めており、ここでは豪奢を実現できる立場の君主が淫楽に身を投じて、国の長たる任務と自覚を放棄する点が諫められている。これらはいずれも君主における権力の私有意識が異常に増殖して生起する問題であり、奢侈の欲は公の権力を私有して労費を極め、人民を困窮に追いやって国力は衰弱し、終に君主は民の信頼を失う。又、淫楽は公に与えられた権限を私有化して貪る心をあおり公たるべき己を喪失させる。対外的に君主としての威力も發揮できず、国内に対しては君主としての政治行為も衰弱し、諸国の間で国としての機能を自ら失うこととなる。だから二の殆と四の殆とは、君主の権力の私有化がもたらす二つの殆として理解される可能性を内包しているのである。現に劉向はこれを合一して説くのが普通であり、次にその例を見る。醜女三伝のうちこれをテーマとしてまとめられているのは、二の殆でも指摘した「齊宿瘤女」である。主人公は、堯舜が仁義で己を飾ることに心を致して、節儉に努めて奢侈に溺れなかったのに対して、桀紂は虚飾に没入して己を失い仁義を捨てたとして、閔王の自覚をうながす。王はこれに感じて「卑宮室、填池沢、損膳減楽、後宮不得重采」を実践し、この努力は鄰国を感化するに至り、「諸侯朝之」となったという。ここには、二の殆で説く愛民の実現と、この四の殆で説かれるところの、君主が冷静なる公の自覚を持つべしとの主張を一つにまとめて説いている様である。奢侈淫楽に対して厳然た

る態度を確立することが、一方では愛民のための基本的配慮を形成するのであり、一方では公たるの自覚が失われることなく君主の責務が遂行される結果に至るのだから、これが一つにして説かれるのは当然でもある。ただしこれを細かく言うならば、巨大な費用と過大な労力を使い果す奢侈が愛民を妨げることにつながり易く、君主の私欲を異常にかりたてる淫楽が公の自覚を麻痺させることにつながり易い各々の特徴を具えていることは確かである。鍾離春の指摘に、これが二の殆と四の殆とに分けて掲げられるのはこのためであるだろう。そしてこの「齊宿瘤女」の場合、どちらかと言えば王の奢侈の方を特に強く指摘していることも否定できない。しかし奢侈と淫楽は前述の如く、共に権力の私有化を異常に推進して、公たる君主を破壊に導く魔力であるから、別々には説き得ない緊密な関連性も具えていると見得るのである。「楚處莊姪」は王の淫楽・奢侈を問題にし（辯通）、「夏桀末喜」・「殷紂妲己」もこれを一にして君主の狂気として掲げている。これらの諸伝の形からしても、劉向は、政治行為の重要なポイントとしての愛民をたて、一方では君主における公の自覚を強調したいから、これを個別に扱うことはあるものの、奢侈と淫楽とがその根を一にすると明確に認識していたことが分かるであろう。

さて奢侈を追究して人民を苦しめ、淫楽に陥って公の自覚を持たず、諸侯に対する配慮も威敵も失って敗亡する王者が語られるのは、今指摘した「夏桀末喜」・「殷紂妲己」（孽嬖）であり、淫楽・奢侈の最も典型的な例として掲げられる。又、やや異なるものの、公の自覚を建立し得ず滅亡する君主を語る「周幽褒姒」も同類のテーマを含む伝と見て良い。そして「孽嬖」の諸伝には、女色に迷い込んで冷静なる己を確立できず、権力者に必要な公の自覚と責任を見失う君主の話が列ねられている（従ってこれが男性一般に対して自立を示唆していることは勿論である）。又、これらは他篇における男女の節に関する話や、私愛をすてて公義に依るべきだと説く話などにも勿論関連していく要素を具えている。

君主が単なる一人に墮し、その公としての実を失うことは、劉向が生きた漢代後期の王朝が直面していた切実

なる問題であり、『列女傳』成立の事情ともからめて言えば、劉向の思想の中での重要な柱の一つであったことが明白である。だから「辯通」で見られる劉向の政治思想の一テーマが、改めて一つの篇としての「孽嬖」に展開しているのだと言ふこともできる。又、「孽嬖」が存在することから、逆に「辯通」のこゝを評するなら、二の殆ないし四の殆に、劉向の心に強いかかる政治思想の一テーマが確かに語られようとしているのだとも言えるだろう。だから「齊鍾離春」の後に、醜女三伝のうちの一つをそっくりきいて、君主の奢侈・淫楽を諫める「齊宿瘤女」が置かれているのも、これが劉向の重要関心事であれば当然のことなのである。「辯通」においては、「楚處莊姪」も王が奢侈・淫楽を好んで国事を顧みないことを心配して諫める主人公が登場し、終には夫人の位を与えられる。そして彼女は王に節儉愛民の事を陳述して、楚国をたてなおしたと賛えられる。この他の篇にも君主の奢侈や淫楽を戒めるものは多い。「齊桓衛姬」（賢明）は桓公が淫楽を好むので衛姬は鄭衛の音を聴かぬようにしたとあり、「周宣姜后」（賢明）には「夫苟樂色、必好奢窮欲、乱之所興也」と言う。「楚莊樊姬」（賢明）では狩を好んで政事に努めぬ莊王に対して樊姬は肉を食わなかつたとする。「楚昭越姬」（節義）には越姬が「吾先君莊王、淫楽三年、不聽政事、終而能改、卒霸天下」と述べている。「魯秋潔婦」（節義）は臣としての場合ではあるが、「好色淫泆、是汙行也、汙行不義、……処家不義、則治官不理云々」と述べている。本来君主は国を統轄し民の生活の安定を保証する責任者として最高唯一の地位に在るから、公の任を遂行するために必要な絶大なる権限が、個人的な期待を超越して身の周りに備わっている。この君主に奢侈や淫楽が戒められるのは、君主が公の自覚を麻痺させて私の貪る欲に埋没し、権力が私有化されて無義に陥る最大の契機が実はこの奢侈・淫楽に存するからである。本来君主に与えられた権限は公のものとしての絶大な拡がりを持つ。この中で展開する奢侈・淫楽の欲は、公の力に乗り込んで、許された領域の限り、本来一人たる君主にも受容しきれぬ程に、私の欲を拡大せしめて、終には君主自身をも破滅させてしまう。公の存在にして私の存在でもある君主は、この奢侈・淫楽に対して最も危険な所に

在る唯一者であり、同時に私の意欲を君主としての公の奉仕に置き換えねばならぬ比類なき重責者なのである。劉向がこれを重視したことは、『新序』に、雜事篇でも処々にこれを取上げ、刺奢篇を設け、『說苑』に反質篇を置き君道篇を配していても明らかである。尚、これらは主として国の首長たる君主の抱くべき公の自覚として説かれるが、仕人たる臣に対しても勿論公の自覚と遂行は強く求められている。この場合それは忠義の実践として提出される。これについては私愛と公義の問題として、「節義」を中心として扱われるテーマである。このことは「蓋將之妻」注④⑦（頁116）において論ずる。

鍾離春の指摘する四つめの殆は、前述の如く二つめの殆と重なり合う部分を持つ。君主権の私有化は結果として君主自身を実のない存在に陥れてしまうことを憂慮し、これが進行する趨勢にある現実を牽制して、君主に公の自覚を要請することを意図するものと思われる。劉向の生きた時代の諸状況や彼の著作に見える諸要素との緊密な関連から考えても、この四つめの殆もやはり劉向の思想の眼目を代弁していると把握して良いであろう。

以上、「齊鍾離春」で主人公の掲げる国の四殆を分析しつつ、これが即ち劉向の思想に外ならないことを検証した。これには次の様な要素が認められた。先ず国内には君主の正視すべき様々な難題が生起し、国は崩壊する危機に向かいつつあること。そのために、愛民の理念の確立と実践をなすべきこと。君主を正しく着実に支える賢者を見定め尊重すべきこと。そしてこれらを推進するために、君主における公の自覚とその堅持が肝要であること。以上がその骨子であった。これを醜女三伝のうちの後二伝に照しても、尊賢が重要なテーマとされ、愛民や君主における公の確立を期待しての奢侈・淫楽への自粛がやはり重視されていることが明らかであった。又、「婦通」全体の傾向に注目してみても、尊賢愛民の思想が表現を変えながらもくり返し説かれているし、特に奢侈・淫楽に関して君主における公の確立が切望されるものは「孽嬖」全伝に顕著であることも指摘できるのである。そして以上のような社会政治の論は『列女傳』全伝と有機的な関連を持ちつつ執拗に取り上げられるテーマであることも、各々の

場合において検証できたし、更に、劉向の思想や動向を伝える他の関連文献に照合しても、以上のとらえ方に誤りのないことが明らかであった。尚、劉向の思想の中で主として君主を対象とする提言は以上の様な内容を持つが、これに対応して、仕人としての臣に対しても、公の自覚は当然強く要求される。それは主として「節義」において、忠義の実践として説かれることになる。

(その六) 『列女傳』における女性の社会的地位

既に(v)(その三)で指摘しておいた如く、劉向は『列女傳』において、男女の関係を君臣関係の中に位置付けようとしていると思われる。そこでここでは、劉向が女性を社会的にどう評価される存在と考えていたのかをまとめしておく。尚、(iv)(その三)と重複する部分もある。

儒教における君臣関係は、従来は父子の関係と対置され、親への孝を忠へと変換する精神的エネルギーが熱っぽく語られるのが常である。しかし『列女傳』をまとめあげた劉向は、この図式にやや異なった要素を加え入れることになった。『列女傳』作成にあたって、彼は独自に男女の関係やその存立の意義について基本的に問い直し、整理し直したと思われる。本来宇宙の原理が二元的なものとして理解されるうえで、女性が男性に対する固有の存在意義を持っていることが指摘されなかったわけではない。しかし君臣の関係や社会上での具体的な存在意義について、女性を総合的な見地から、積極的に評価し論じたものは無い。劉向は、先ず儒教社会が正面から論ずることを忘れていた女性の存在意義について考察し、これを社会的に位置づけようとしている。そしてこの角度から社会や政治の問題点を見出し、従来には無い新たな問題解決の方途を模索したのだと思われる。逆に言えば、それは女性を意識せざるを得ない文化的社会的状況が現前していたからだとも言えるのであろうが、この劉向の試みは、女性の中に新たな可能性を発見しようとした点と、社会政治を、男性を論ずることだけで把握しようとした従来の見

方が見落とし欠いていた要素に初めて一つの形を与えたという点において、独創的であったと言えるであろう。

社会や政治を論ずるポイントとして、女性という一要素を設けた劉向は、女性を、当然のことながら男性との関わりにおいて、独自の役割を有する存在としてとらえ、前述の如く、男性たる君主に、主体的政治の確立を示唆する存在者としての役割を持たせている。そして同時に、これを総合的にして見るなら、女性を、更に君臣の関係の中に明確に位置づけようとしていることが分かる。このことによって彼は社会的に女性を論じ得る場を形成し得たし、又、これによって『列女傳』の成立意義ないし理念も確立し得たのであった。そこで女性を君臣の関係の中に具体的にどの様に位置づけようとしているか注目してみる。

彼は先ず、臣が君の社会的功業を補佐する如くに、女性は、君に臣たる男性が臣の役目を完遂し得る様に援助しなければならぬとする。この意味における女性の社会的役割は、「母儀」以下の諸篇にくり返し説く所である。女性はある場合には母であり、又、妻である。しかし単にこう見る限り、この考え方は特に新しいというわけにはいかない。そこでその複雑な構造を分析してみる。劉向の、男性に対する女性の対置のさせ方で、特異な点は次の部分に在る。即ち、女性はあくまでも協力補佐の位置に在る従の存在には違いないのであるが、『列女傳』では、時には男性の見識や能力さえも超える様な女性を登場させて男性に対置するのである。婦人の従順の立場を終始力説するのは「貞順」であるが、家において己を貞順に向けて強く律する内攻的情念は、外に対しては、男性にひけを取らぬ忠義の実践として、質的変換を遂げる可能性を持つ。これが語られるのが「節義」であり、この可能性が社会的な見識として発揮される場合は「辯通」に紹介される。女性の中にも独特の社会的見識や能力の存在することを認める劉向は、特殊な状況下でこれが制禦を失って正常ならぬ噴出をした場合、これは男性を圧倒し破滅せしめ、社会を崩壊に導くエネルギーにさえもなると把握する。この例を「孽嬖」に列ねたのである。劉向は、しかるべき対象を失った場合の女性が、社会的に異常な破壊的存在ともなる絶大な可能性を本来抱いていることを認めて

いる。これは男性には持てない女性独自の存在意義を認めていることでもある。ここにおいて劉向の考える女性の社会的役割とは具体的にどうとらえられるであろうか。それは「孽嬖」から逆にふり返ることによって明らかとなる。

「孽嬖」の各伝を見ていくと、女性の内包する独自の諸可能性を反社会的な破壊の力にしてしまうのは、男性の持すべき社会的自覚が欠如しているからだ、暗に述べている如くである。男性は、女性の見識や能力を受け留め、これを己の中で質的に変換せしめて、これを社会的活動のエネルギーとして発揮できる己を確立しなければならぬ。君に有能な臣であるためには、后妃に対する君主の場合に似て、女性の持つ異質の情念や意識のエネルギーを吸収し得る男性としての社会的自覚と責任を持たねばならない。これは君臣関係に似て、君が臣を導く十分な総合的力量を持たねばならぬ如く、男性は女性の言動をあくまで主体的に受け留める存在とならねばならないことを意味する。逆にして言えば、男性の社会的自覚と責任を堅持せしめる存在として、女性の社会的役割は定分されていることになるだろう。『列女傳』において女性が男性を補佐する立場に在るとされるのは以上の様な意味あいにおいてなのである。例えば「節義」で、男性にひけをとらぬ女性の忠義を紹介するが、この中には、臣たる男性における更に厳しい忠義の実践を要請する意図が含まれるのである。このことは「蓋將之妻」（節義）において明確に了解できる（頁122）。

以上女性の社会的役割とは、男性を有能な臣として社会的に自立せしめることであるならば、最終的には女性は従来どおり従の立場を出る存在ではなく、女性を新たに位置づけているとは言えないことになるだろうか。「辯通」にかがえる如く、劉向は女性に対して、臣たる男性と全き同等の社会的活動が許され期待される存在とは考えていない（iv）その三）。この見方は勿論動かし難い劉向の立場である。しかし男性に社会的存在としての自覚を持たせ、臣としての責任を遂行せしめる役割と能力が有ると認める点においては、女性も、君主に対して、男性とは異

なるけれども、特殊な意味における臣なのだと言えることになる。この観点からは女性も、男性とともに君に仕える臣としての位置づけを得ているのである。又、畢竟従ではあるけれども、一方これを貞順のみに限定してしまわず、女性にも、男性に比敵する社会的見識や能力が存することを認めるのは、『列女傳』において注目されるべき特質である。ここでは時としては男性を凌駕する程の豊かな激しい可能性が認められることによって、男性に社会的緊張感を維持させる女性の社会的役割が明確にされたのであるから、これが注目されなければ、『列女傳』の成立意義や女性観の進展は見出せないことになるだろう。男性の言動が社会政治の問題とされるばかりで、女性の社会的な役割が積極的に具体化されることはなかったのだから、女性の社会的意義を、ある意味においては男性と対等だとする見方を確立した劉向の態度は見なおされて良いであろう。しかし如何に劉向といえども、女性の実質的地位に関しては、特殊に進展させることはできなかった。見方によっては、以後の女性をむしろ社会的に限定し、生き方を厳しく制約する枠の中にとじ込める地盤を作ったとも言えるが、この意味においては、男性もやはりいわゆる枠の中に在らしめられたのであり、これはこれ以後の歴史社会制度との関連において論じられねばならぬ別の問題でもある。尚、又『列女傳』は、女性を論ずる視点に立つて儒教社会が論じられたという新しさも持つ書である。

劉向は、女性を社会的な観点からとらえ、これを通して儒教社会の論理を整理しなおそうとしたと評価することができるであろう。この中で、男女の関係は君臣の如く見定められ、更に女性は、従来はとりあげられなかったことであるけれども、君に仕える臣の如き存在としても包括されるに至っているのである。ついでながら女性における特殊な地位としての后妃の場合も見えておくなら、政治の最高責任者たる君主に対して、后妃もやはり特殊な次元における賢臣の如き存在でもある。従って君主はこれを単なる女性としてだけではなく、臣の要素を持つ存在として主導していかねばならぬ責務を、一方では担っていることになるのである。

尚、山内正博氏「舊唐書の烈女傳と宋史の列女傳」(宮崎教育学部紀要二一九)や、山崎純一氏「近世における列女伝の変遷」(中国古典研究一二)等の論考が有る。

第三章 『列女傳』と三家詩の関係について

— 『列女傳』魯詩説への疑義 —

前章においては、『列女傳』の特質を説明するため、第一節では、原典との関わりを規準として、全伝を六つの型に分類し、その結果、『列女傳』全伝に涉って、作者劉向の個性的な工夫が細かく加わっていることを確認した。又、第二節においては、前節で確認した事柄を裏付けるため、いくつかの特徴的な伝を抽出して、劉向における史料の扱い方の傾向性を分析し、彼が歴史事実や史料というものをどの様に把握しているかを究めた。そして『列女傳』において劉向は相当な創作を試みているに違いないと思われる具体的形跡を見出すことができた。この結果から更に進んで、この様な創作への意欲は、思想学者劉向においては、社会へ向かっての己の主張や思想表現の欲求に淵源するものであろうから、各伝の中には、作者の現実政治社会への独自の見解が、様々に表明されているに違いないと推論した。そして作者には、先ず女性伝記における特殊な女性像を掲げる篇を設け、その姿勢を通して、己の思想を暗示的に表し、女性に語る如くして実は男性の自覚を求める態度が認められることを見た。又、具体的には、概ね女性主人公の弁舌を通して己の思想を語っていることを、その伝のまとめ方の特殊な手法の中に読み取ることができた。そしてこのことは「辯通」を中心にした詳細なる資料分析を通して確認できた。そこで本章では、作者の創作的態度が認められるもう一つの特例に注目し、これによって従来の学説が形式的理解に拘るあまり陥っていた文学思想上の誤解を立証し、訂正する。これも『列女傳』の特質の一端として第二章を別の側面から補足するものであり、過去の研究が看過していた問題を新たに指摘するものである。

第一節 従来の学説とその問題点

三家詩の伝承に関する従来の学説によれば、劉向は家学として魯詩を学び、魯詩説を伝えた学者だとされ、従ってその『列女傳』に引用される詩は魯詩であり、詩の解釈も伝統的な魯詩の学説に基づくのだと、極く当然の如く了解されている。先ず一例をあげるに、「衛靈夫人」に、「詩云、我聞其声、不見其人」とあり、これは今、『毛詩』小雅、何人斯に見える詩句であるが、これには「人」でなく「身」となっている。『詩三家義集疏』卷十七に、魯詩は「身」を「人」に作ると説明し、陳喬樞も『魯詩遺説攷』十一に、「与魯詩文微異」と言っている。又、『列女傳』中には、本来『詩經』の詩句であったものが話の展開に利用された伝、又、詩の解説かと思われる伝がいくつか認められる。「棄母姜嫄」・「契母簡狄」・「周室三母」・「衛姑定姜」・「齊女傅母」(母儀)、「秦穆公姬」・「周南之妻」(賢明)、「許穆夫人」(仁智)、「召南申女」・「衛寡夫人」・「蔡人之妻」・「黎莊夫人」・「息君夫人」(貞順)、「衛宣公姜」(孽嬖)などは程度の差はあるものの、いずれもなんらかのかたちで『詩經』を素材としてまとめられた話と見ることができものである。これらの話に用いられる詩の解釈ないし内容は、従来の学者によれば、すべて魯詩説に依拠するものであると説かれている。ところがこれらの話と詩句との関連を詳細に検討していくと、作者は、伝統的に存在した魯詩の解説をそのままここに再現したのか、更に或いは魯詩の解釈の特殊性を、他詩に対して取えて紹介しようとしたのか、これらを積極的に立証するものは全く無いことに気付くのである。先述の如く、劉向の家学は詩については魯詩であったと常識的には言われるが、これは果して不動の学説と断定すべき実質のあるものであろうか。今ここでこれを全面的に否定するに十分な実証的証拠を、完全にそろえることは難しい。然るに、例えば本傳にも、魯学たる『穀梁傳』を学び、五經を石渠閣に講論したと言われる劉向が、『列女傳』では、必ずしも『穀梁傳』のみに依らず、『左傳』を多く用い、『公羊傳』の資料も忌避することなく使用している事実をどう処置すべきであらうか。この彼が、使用可能な資料が有っても、魯学以

外は無視するという様な偏狭な対応を敢行したと断定するのは、むしろ是認し難いことではなからうか。既に論じた如く、『列女傳』に収録された話に見える、劉向の大胆とも言える主体的な資料処理から考えても、単に彼が魯詩説のみに固執したとは受け止め難いし、極端に言えはいわゆる三家詩にすら実は拘わっていないかも知れぬと思えるのである。現に例えば馬瑞辰（後掲）でも、韓詩にもとづくものも多いと指摘する。かくして『列女傳』に見える詩説が魯詩説であるか否かについては再検討を要することが明らかである。又、三家詩の実態についても、従来の学説が追いついたものはほとんどその幻影部分であったことを改めて認識する必要があるうし、今後の新たな研究が切に待たれるところである。

『列女傳』の詩説の性格を考察するに先だって、劉向魯詩学派説に対する疑問をかけたものとして、余嘉錫『四庫提要辨證』を見ておく。彼は『提要』が「向本魯詩」とすることに對して、「未必然也」とする。その論の内容は以下の如くである。即ち宋の范處義（『逸齋詩補傳』卷六）が、魯詩は浮邱伯に出で、楚元王交に授けた。劉向は交の孫だから、其の説は「蓋本魯詩」であると言ひ、項安世（『項代家説』卷四）もやはり劉向父子は代々魯詩を受けたとし、王應麟（『詩攷』後序・『漢書藝文志考證』卷二・『困學紀聞』卷三）もこれに従っている。しかし范・王ともに疑念があるから「蓋本魯詩」と言うのだ。これらの説をただちに定論とは為し難く、従来疑う者もある。例えば全祖望（『經史答問』卷三）は、劉向の詩説が魯詩にもとづくか否か、儒林傳においても何詩を師承したかに言及してはいないから定め難いとす。王引之（『經義述聞』卷五）や馬瑞辰（王昭圓『列女傳補注』序）は向は韓詩を学んだとしている。以上の諸家の説に對して、余氏は魯・韓いずれかに定める根拠はないから、范・王・馬説には従い難いとし、全氏説の態度を是認する。そして王瑞履（『重論文齋筆錄』卷五）の説が注目し値するとして紹介する。即ち『說苑』・『新序』・『列女傳』における引詩証明の説には『韓詩外傳』に依るものが多い。全部魯詩ではない証の一である。『漢書』儒林傳には、申公は浮邱伯に詩を教授されたが、「傳」な

しと言ふのだから魯詩には本来「傳」が無かつた筈なのに、『說苑』引の詩説には「傳曰」を冠するものが多い。これが魯詩でない証の二である。劉向は穀梁を受けたというが、『新序』・『說苑』中には公羊・左氏を雜引している。その引詩も齊・魯・韓三家の説を雜引しているに違ひない。証の三であるとする。

以上、余氏は劉向魯詩学派とする説には実証性なしとする。この指摘は傾聴すべきである。従来の学者が真剣な考察を怠つて、単に形式的にすぎぬ部分も含む經学史の上に、仰仰しい學説を易易として構築し、これで事足れりとして来た態度に、根本的な反省を呼びかけるものである。しかし余氏の論に全くの不備なしとは言ひ難い。即ち、三家詩の影響を前提とした従来の學説から、必ずしも脱却し得ているとは言えないのである。『列女傳』に限つて言うならば、例えば『韓詩外傳』を素材とする場合でも、この使い方には獨自性があり、これを単に韓詩説とは断定できないのである。余氏の指摘は従来の學説を、己の実証的學問の観点から冷靜に批判しているけれども、一伝毎における詩の用い方について、これを詳細に検討する重要な手順を通過してはいない。だから劉向の素材利用は、時としては劉向が三家詩の詩説のわくを超越することさえあるに違ひない点については気付き得ていないのである。すべてが魯詩とは言えないという興味深い論を展開しつつも、劉向の詩説の本質を積極的に究明しているとは言えないのである。余氏の論には敬意をばらうものの、『列女傳』の場合には、伝の成立における作者のかかわり方を含めて、詩素材の用い方を細かく検討しなければ、劉向詩説の論を立てる意義は薄れてくることになる。

以下、実例により、『列女傳』魯詩説への疑義を提起し、劉向詩説の性格について明らかにしてみたい。先ず詩句における問題点のある伝を足がかりにして論じ、他伝に論及する。

第二節 『列女傳』における詩句の利用の特殊性

(i) 「息君夫人」「召南申女」「許穆夫人」の場合

「息君夫人」（貞順）は、『左傳』莊公十四年の「蔡哀侯為莘役故、繩息媯以語楚子、楚子如息、以食入享、遂滅息、以息媯婦、生堵敖及成王焉、未言、楚子問之、對曰、吾一婦人而事二夫、縱弗能死、其又奚言、楚子以蔡侯滅息、遂伐蔡」の話を用いて脚色を加え、特に「吾一婦人而事二夫、縱弗能死、其又奚言」の、楚王に対して終に親しまなかつた点を更に敵しい形に改め、夫人に「終不以身更忒醜」と言わせて、更に自殺に至る話としてまとめあげたものと思われる。この話で、夫人の決心を延べた「乃作詩曰、穀則異室、死讎同穴、謂予不信、有如皦日」の部分は、『詩經』の句を利用したものに相違なからう。今『毛詩』王風、大車に、「穀則異室、死則同穴、謂予不信、有如皦日」とある。

ところで『列女傳』の「謂予不信有如皦日」の部分は、「文選樓」本以下この様に作っているが、「四部叢刊」本には「有如不信死如皦日」に作るのである。歐韻芳『列女傳校證』（『文史哲學報』第十八期）は、「謂予」に作るのは、『毛詩』に依って改めたのであらうと述べているが、この見解は略首肯できる。即ち「四部叢刊」本がむしろ『列女傳』の古いかたちを伝えていると判断すべきで、『詩經』の詩句をこの話に利用した作者が、ここにふさわしく独自の判断で字句を改めたのだと見るべきなのだと思う。歐氏は見落したのか、指摘していないが、「有如」の部分をも、「四部叢刊」本『列女傳』では「死如」に作っているのである。これも『詩經』のかの句を知る者によって改め伝写されたのであって、実は「死如皦日」とあるのが『列女傳』の古いかたちだったのだと指摘すべきであらう。さて「有如不信、死如皦日」が『列女傳』におけるこの部分の本来の姿であるとするれば、このことをどう考えるべきであらうか。さすれば劉向は『詩經』のこの句に相当する部分がかくあることを知っていて、敢えてこの話ではこの様に字を置き換えて用いたのである。彼がこのことを認識していた証がある。即ち「梁寡高行」に引用する詩句には、正しく「謂予不信、有如皦日」としているからである。だから後世『列女傳』の「有如

……死如」が「謂予……有如」に改め写されたのにはわけがある。一書中に存在する同じ詩のこの様な異表現は、当然典拠と思われるものと相違する方が誤写された結果だと判断されたから、後世だけかによって改められたのであり、一方（「梁寡高行」）で「謂予……有如」とある以上、劉向の見た『詩經』大車にはこの様にあつたと当然考へるべきだからである。さすれば、「有如……死如」の部分は、これが魯詩の詩句だと断定する証拠もない誠にやっかいな存在とならざるを得ないことになる。だから結局この部分は、詩をよく知るある知識主義の伝写者によって「大車」の詩句に返して伝写されることになったに違いない。しかしこの処置は作者や『列女傳』の立場からはよけいなおせっかいであり、知識を持ちすぎた学者の思いあがり押しつける結果になってしまった。作者にとつては、ここは「有如……死如」のままでも良かったのである。作者は魯詩がこうなっていたからこの様に用いたのではない。「謂予……有如」をこの話の詩句にするために字を変じたにすぎないのである。

以上のことによつても、『列女傳』の引用詩は即ち魯詩という固定概念の一角は崩れること明らかである。即ち、作者は恐らく「大車」の詩句であると思われる部分を、先掲「有如……死如……」として用いている。又、一方他伝においてはこの詩句を今の『毛詩』大車に見える如く「謂予……有如……」のままに引用している。同じ詩から出たと思われる詩句がこの様に異なるのは、一方が作者によつて改変を被つた結果によると判断されて良い。もし作者が魯詩の詩句を実直に固守する態度を変えなかつたら、この「息君夫人」の如きこの様な詩句の用い方をするわけはないであろう。魯詩の存在を敢えて否定はしないが、それが今の『毛詩』大車の詩句と同様だつたであろうことは、「梁寡高行」の引詩によつても検証されると言つて良からう。『左傳』の前掲の資料をこの「息君夫人」の如く整えまとめた作者が、更に詩句をもこの様に改め用いることは容易に想像できる事である。「梁寡高行」の引詩から「息君夫人」の詩句を見る時、この詩句が断じて魯詩に依るとし得ないことは明瞭である。かくして、詩句をこの様に用いることで話を成立し得ているこの「息君夫人」が、魯詩の伝統的な解釈に依拠しているという考

え方は根拠の無い幻想にすぎないであろう。尚、詳細については、「息君夫人」の注②・③における。解説を参照されたい（Ⅲ・頁90）。

次に典拠に肉付けして組み立てた跡の明白である詩話形式の話として、「召南申女」を見る。これが『韓詩外傳』卷一の「伝曰、夫行露之人許嫁矣、然而未往也、見一物不具、一礼不備、守節貞理、守死不往、君子以為得婦道之宜、故拳而伝之、揚而歌之、以絶無道之求、防汙道之行乎、詩曰、雖速我訟、亦不爾従」を典拠とし、『詩經』召南、行露を参考にして成立していることは略間違いなからう。今『毛詩』行露の序には、「行露、召伯聽訟也、衰乱之俗微、貞信之教興、強暴之男、不能侵陵貞女也」とある。『列女傳』は、『詩經』とこの部分を解説した『外傳』を本にして、夫婦や婚姻の理念を、古来の礼制で飾り付けして整えたものと思われる。伝初の「申女」や「鄆」は何に基づくのか分からない。作者の作り出した固有名詞であると見ても、なぜ特にこれを選定したのか不詳である。次に展開される礼理論は勿論作者の工夫して加筆した部分と思われるが、『列女傳』の各伝に共伝して見られる様に、伝の女性主人公が陳述する形式を用いる。しかもその内容は理屈っぽい倫理概念に塗り立てられていることは他伝の場合と似通っている。女性主人公の姿を借りて、作者劉向が女性倫理を述べていることは言うまでもないであろう。『禮記』その他に似た文句の存在することは、「召南申女」注③の解説に述べている。『列女傳』の「女終以一物不具、一礼不備、守節持義、必死而不往」が、『外傳』を小変して用いていることは明らかである。又、「君子以為、得婦道之儀、故拳而揚之、伝而法之、以絶無礼之求、防淫慾之行焉」も『外傳』の表現をやや改めて用いたものと思われる。尚、申女の「作詩曰、雖速我獄、室家不足」と「又曰、云々」とは『詩經』行露の詩句を切り取ったもので、「言夫家之礼、不備足也」は作者の加えた解説部分に違いなからう。

以上「召南申女」は、『詩經』行露を用いて『外傳』のかの文を増幅し、更に礼理論で肉付けして成立したもので、女性主人公の言が作者の創作部分であることは、『列女傳』の全伝の形式（第二章参照）に徴して明白である。

又『外傳』を採用した部分を比較してみても、字句の改変部分を詳細に対応させて見ると、『外傳』を典拠としながら、作者は決してそっくりそのままを持込まず、己の作品として表現を巧みに工夫していることも、他伝の場合と同様である。『外傳』との比較を通して見ても、「召南申女」が作者の独特の筆運びで成立したことが分かるし、女性主人公の言の部分もほとんど作者の筆先から生まれ出たものに相違なからう。作者が魯詩の伝統的な解説に従って、そのままそれをここに再録した作品とは言えないこと確実である。尚、詳細は伝の解説を参照されたい。

次に、先行文献における事実と対照すると、固有名詞の用い方に、明らかにこれと契合しないものがあり、これが従来の学説では魯詩説に依る所以と処置されている例を見る。「許穆夫人」（仁智）は、衛国の敗亡に関わる話で、許穆夫人の遠識をテーマとするものである。即ち、衛の懿公の女であった許穆夫人は、初め齊からも興入れを望まれたが、懿公は許に嫁せしめた。夫人は国の将来を慮るなら、近くて大きい齊国に嫁するのが正当と父に説くが、公はこれを聴入れなかった。後に衛は翟人に攻められ、奔走する衛公は許穆夫人の言を用いなかったことを後悔したというもので、後に、衛侯を弔信した許穆夫人の詩を載せる。この話が『詩經』鄘風、載馳を基本素材とすることは略まちがないが、『毛詩』とは少異なる。又、許穆夫人のことは『左傳』や『史記』にも見えるが、これらを史実とするなら、合致しない部分が多い。先ず『毛詩』序を見ると、許穆夫人について、「閔衛之亡、傷許之小力不能救、思婦唁其兄、又義不得、故賦是詩也」とある。これに依ると許穆夫人は衛侯を唁わんと心に願うがそれがかなわずこの詩を作ったとし、衛侯は兄であるとしている。ところが『列女傳』は、許穆夫人は馳驅して衛侯を弔唁しそして詩を作ったとしているし、衛侯は兄ではなくて父で、しかも懿公をさしているようである。確かに『毛詩』の解釈とは合致しないことが指摘できるのであろう。

しかしこの観点においては、実は『左傳』とも合わないのである。『左傳』閔公二年に、「冬十二月、狄人伐衛、……及狄人戰于榮澤、衛師敗績、遂滅衛、衛侯不去其旗、是以甚敗、……初惠公之即位也少、齊人使昭伯蒸於宣姜、

不可、強之、生齊子・戴公・文公・宋桓夫人・許穆夫人、…立戴公以廬于曹、許穆夫人賦載馳」とあるから、これに依れば衛懿公は狄人に伐たれていることになるのであり、許穆夫人がこれに会って唁うことはできない。又許穆夫人の父は懿公ではなくて、昭伯であり、唁わんとした相手も戴公である様である。「左傳」と『毛詩』とは特に矛盾するところは見えないが、これらと『列女傳』とは合わないところが明確である。この不一致は、従来の学者の指摘の如く、魯詩説だからという理由で処置すべきなのであろうか。もしそうだとすれば、伝統的な詩の解説に歴史記事と合致しない要素を含んでいることが許容されているのは先ず納得し難いことである。恐らく作者が『列女傳』中の一篇とするために創りあげた部分の存在することが、先行文献との不一致を生じさせた原因となっているのであろう。作者が基本素材に手を加えて、女性主人公を浮彫りにする様な操作を加えていることは『列女傳』全篇に涉って明瞭である(第二章第一節)。又、固有名詞の使用でも歴史資料の制約を越えることがしばしばである(第二章第二節)。この一篇も作者の創作部分が多いのに違いないのである。衛の敗亡と暗愚な君主懿公のこと、故国の命運に純粹な憂いを吐露した許穆夫人や、齊の桓公が衛を救ったことなどを基本的な骨組みとして、これに『詩經』の詩句を加え、作者は、女性にして熟慮し、遠識の有った人として許穆夫人に新たな肉付けを施したのである。詳しくは「許穆夫人」注に解説している。この他に女性主人公の作った詩を紹介するものに「衛寡夫人」・「蔡人之妻」・「黎莊夫人」・「息君夫人」(貞順)、「周南之妻」(賢明)、「衛姑定姜」・「齊女傅母」(母儀)等があるが、程度の差はあるものの、いずれも『詩經』の詩句を引用し、時には歴史資料をこれに混えて脚色したもので、『毛詩』と違う場合も合う場合もあるが、特に魯詩説が深い影響を与えていると断言できる作品は無い(各伝注解説参照)。

(ii) 「衛姑定姜」と「齊女傅母」の成立における問題点

『詩經』の詩句や歴史資料が作者によって特殊な扱いを受けているものとして「衛姑定姜」と「齊女傅母」も注

目される。この二伝は「母儀」中に連なつて載せられている。前者は『左傳』成公七年・一四年・襄公一〇年・一四年などから素材を取出し、後者は『左傳』隱公三年・四年や『史記』衛世家に素材を求めている如く思われる。ところでこの二伝の順序を見るに、時代の前後を規準にすると明らかに逆になっていることに気付くのである。『列女傳』各巻を見渡すに、時代順に列せられるのが普通である。さすればこの伝の序列は後人が誤つて置き違えたのであろうか。しかし二伝を詳細に比較検討すると、実はこの序列こそが恐らく本来の姿であらうことが分かる。そして更に、この並び方の中に劉向の『詩經』の詩句利用についての実の姿が潜んでいることが分かるのである。

先ず「衛姑定姜」は、その伝のほとんどは『左傳』に典拠を求めることができ、冒頭の部分、即ち、

衛姑定姜者、衛定公之夫人、公子之母也、公子既娶而死、其婦無子、畢三年之喪、定姜歸其婦、自送之至於野、恩愛哀思、悲心感慟、立而望之、揮泣垂涕、乃賦詩曰、燕燕于飛、差池其羽、之子于歸、遠送于野、瞻望不及、泣涕如雨、送去婦泣而望之、又作詩曰、先君之思、以畜寡人

は直接の典拠を持たぬ部分である。しかし引用された詩句は『毛詩』邶風、燕燕に出るものであり、話の素材は「燕燕」から採られたのではないかと想像される。ところがこの詩は『毛詩』序によれば「衛莊姜送婦妾也」とあり、定姜とは別人で時代も異なる莊姜に関する話がその背景とされている。莊姜は即ち『列女傳』ではこの後に載せられている「齊女傅母」に登場する齊女のことである。『毛詩』では莊姜（BC8c）、『列女傳』では定姜（BC6c）の詩として各々紹介されていることについて、従来の学者は、『列女傳』が魯詩説に依拠することの一証とするのであるが、この定説は誤っていると思う。なぜかについて論ずるに、結論から先に言えば、「燕燕」を劉向は定姜の詩として借用したに過ぎぬとしか考えられないからである。

『詩經』邶風の緑衣・燕燕・日月・終風・「衛風」の碩人等は、『毛詩』では莊姜に関わる詩とされ、彼女を憐れむ内容である。『列女傳』成立時における魯詩説が、これを定姜に関する詩だと紹介していたとしたら、それは

「燕燕」以外の各詩について、どの様に解説されたと想像できるであろうか。又、もし定姜に関する詩であるとすると資料を劉向が見得たのなら、この「衛姑定姜」で、この話の後に続く部分にもっと詩と関連づける記載を展開して良いのではなからうか、しかるに後に続く『左傳』より持ち込んだ話の部分には、定姜と詩とのつながりに言及することが全く無いのである。それとも「燕燕」だけが定姜の話であったと考えるべきなのであるか。そうすれば「緑衣」や「日月」等との詩の序列に関する問題は起こらないであろうか。そこで結局『詩經』の上掲の詩についての理解は、当時においても、実は今の『毛詩』の紹介するものと大差なかったと想像する方が無理がない様に見えるのである。「燕燕」も莊姜の詩とするのが（例え魯詩説が存在したことを否定せぬまでも）、本来伝えられるごく普通の解釈だったのであろう。それでは何故劉向はこの詩句を定姜の作品としてこの伝の中に特別に持ち込まねばならなかったのであろうか。

定姜に関しては、既に揚げた如く『左傳』にその賢知を伝える事跡が見える。即ち、成公七年に定公に適切な助言をしたこと、成公一四年、敬似の子衍を太子にしてから定公は卒するが、太子の服喪の様子を見た定姜は、この人物がやがては衛の憂いの種にならうと予測する。襄公一四年、国を逐われた獻公（衍）に対して、罪を自覚せよと教える。襄公一〇年、鄭国の侵害に際し、定姜の判断で事なきを得た等である。定姜に関しては以上の様に『列女傳』中に収めるにふさわしい話が存在し、特にその母性的な活躍が注目されるにもかかわらず、この定姜に関するその母親像を伝える資料が存在しないのである。そこで作者は、定姜に「母儀」中の女性としての位置付けを与えるために、形式的な境遇に似たものを持つ莊姜の資料を借用したのである。己の子が無く、夫である君主の位を継いだ王に苦勞するところは莊姜・定姜共通している。だから作者は、莊姜に関する資料の一部分を借用すること、定姜が衛の王室においていかなる位置に在った女性か、なぜ「母儀」中の女性とし得るかを語れたのである。

この冒頭部分は、だから創作に近い性格を十分有しているとも見得る。定姜に関するこの資料を作者が作ったこと

は、「公子之母也」として固有名詞を掲げるのを明確に避けていることに依つても察知できるであろう。作者は恐らくこの公子の名をどこからも得られなかったし、必要がない以上、敢えて新たに作り加える無理もしなかったのである。さて定姜は、他人の資料を借用することで『列女傳』中にその伝を形式の整ったかたちで止めることができたのであるが、一方『詩經』中に、しばしば彼女に関連する詩が取り上げられるこの莊姜を、全く女性の伝記から外すことはできないのが作者の気持であつたに違ひなからう。ところが莊姜については彼女自身には『列女傳』中の人とするだけの顕賞される様な具体的な事跡は伝えられていないのである。そこで作者は莊姜を登場させるためにも一つ新しい話を作り出さねばならぬことになつたのである。

「齊女傅母」は、莊姜が本来は先行文献中に名を止める人だから、彼女を題名とするのが当然かと思われるのであるが、伝そのものは、むしろ彼女の傅母を称える形式をとりながら莊姜が紹介されていくのである。内容は、その初め操行哀情なる莊姜に対して傅母がこれを論ず。この時傅母の作つた詩として、『詩經』衛風、碩人を引用している。これに続く話で、己の子を持たず、夫君の死後州吁の暴に苦しむ後半部分は、『左傳』ないし『史記』に依拠してまとめたと思われる。ところで「碩人」を莊姜の傅母の作とするのは『列女傳』の新解釈であるが、従來の学説ではこれは魯詩説にもとづくと言われる。しかしこれも安易な処置である。『毛詩』序では「碩人」は、莊公が嬖妾に惑い、莊姜は不遇にして子が無かつたので、国人が閲んで作つた詩だとする。内容は興入れた時の莊姜の美しさを賛えている。これを莊姜を論ず傅母の詩として新解釈利用をした劉向は、「碩人」の第一章をば、華美と驕りを慎み、己の出身に対する誇りと責任を感じなければならぬと諫める傅母の言葉として把握した如くである。その他の章について、具体的にどう関連付けたのか不明であるが、或いは二章・三章あたりを、姜の美しさと淫泆の心が指摘される内容とし得ると考えたのかと思われる。しかし、『詩經』において、この詩全体を傅母の与える論旨の観点に従つて解説することには困難が感じられる。文句のままに素直に、女性の美しさを賛える内容と

解するのがごく自然の様に思われ、これもむしろ『毛詩』の示す様なのがやはり初めに劉向の知り得たこの詩の解釈だったのではなからうか。ところが彼がこの詩に特殊な解釈の可能性を見出さねばならなかったのは、莊姜を『列女傳』中の人として取り上げるための引掛りを必要としたからである。『左傳』・『史記』にも衛の州吁の乱との関連で登場する莊姜は、『詩經』にも彼女を関れむ詩が多く、女性の伝を集める『列女傳』から外すこととはできないのである。ところが前述の如く、彼女についての悲劇的な話は存在するのに、贅えられる彼女自身の女性像を語るものは無いのである。だから作者は莊姜を登場させるために、彼女に香り高い論旨をした傅母の存在を先ず作り出し、これに詩句を連ねてこの伝を整えたのである。「齊母傅母」は題名と語り出しから見ると、傅母が主人公という形式を踏んでいるが、全体としては莊姜を紹介しているという印象が強く、又、『左傳』などから持ち込んだ話との結び工合は今一つ緊密でない様に感じられる。例えばこれ程に心を込めて説得をした傅母が後半部分に全く登場しないのも、傅母を主人公とする形式の伝にしては語り足らぬ内容であろうし、典拠を持つこの部分の話は、この伝の前半を十分補助し発展させる役割を持たない。むしろこの後半部分の方が読者には重要な話題として印象付けられ、伝名が『莊姜』でないことが増々納得できないのである。伝の形成そのものにもと無理のあることが分かるであろう。以上の様々の問題が生じるのは、「衛姑定姜」をつくるに無理をし、そのしわ寄せの結果、傅母の話の部分が作者によって新たに作られ付け足されねばならなかったということの間接的に露呈していると言えるだろう。尚、これらに関する詳細な比較や論証は各伝の注を参照されたい。

以上「衛姑定姜」・「齊母傅母」はいずれも『詩經』の詩句を利用して詩の解説を思わせる伝であるが、詳細に検討を加えてみると、これらは劉向の発案による詩句引用であろうことが判明するのである。そこで右に注目したことを再びたどりつつ、この両伝の詩話部分が劉向の創作に出るものであるか、もう一つ提出しておく。即ちそれはこの二伝の序列について、時代順から言えば逆になっている点にある。何故逆になったのか、それは作者が、

定姜こそが先ず『列女傳』中の人とされるべき評価が先行文献によっても明らかになっていることを知っているからである。くり返すことになるが、この伝の冒頭部分で、本来は莊姜に関する詩話として伝えられた資料だが、強烈な女性を生きた定姜の伝に重要な母性像を彩りとして与えるために、先ずこの「燕燕」は借用されたのである。さて莊姜の「燕燕」を定姜に借用した故に、作者は、『詩經』でしばしばうたわれる莊姜をも無視し得なくなり、これを『列女傳』の中に登場させねばならぬ気持ちに迫られたであろう。ところが彼女自身の女性としての強烈な活動の記録は伝わっていないため、彼女の傅母を贅える話を、莊姜をうたった詩を利用することで伝は成立可能となったのである。だから定姜の伝は莊姜に関する素材を利用することで先ず「母儀」中に位置付けを得、その故にこそ本来の伝承資料を抜き取られて素がらになった莊姜は、強引に傅母の存在と関連付けられることで『列女傳』中からうじて登場し得たことになるであろう。この二伝の序列は以上の如き成立事情を背景に持って定められたものと思われる。このことは、『列女傳』においては、主として女性の個性的な生き方に作者の関心が置かれるのが本来で、個々の序列については、この関心が先行する場合には、必ずしも時代順を不動の規準としないことも有り得たと推測させるものである。第一章にも考察した如く、時代考証のみを作者は第一義とはしないことも、以上の事実と関連を持つてであろう。この様な諸々の事情が想像されることから考えても、この両伝の中に示される詩の解釈も、特に魯詩説に基づける決定的な証拠を持っているとは言えず、むしろ魯詩説とは全く関わりのない作者の新解釈がこの両伝を支えている可能性が極めて高いこと明白と言わねばなるまい。

これらの仮説をもとに、他伝における詩話についても、これが魯詩説というような固定的な学統にしばられているのではなく、作者の基本的姿勢である創作的態度の観点から、その伝に必要なふさわしい解釈が各々に選ばれ創られているものとして、すべて改めて見なおされるべきであろう。第二章に示した如く、『列女傳』全伝における作者の改筆部分や、創作の可能性の高い部分が数多く認められることを考慮に入れるなら、以上の指摘は更に確度を

深めることになるであらう。

以上、『列女傳』即ち魯詩説という考え方には全く根拠の有り得ないことを、幾つかの伝の性格を分析することによって実証した。従来、漢代の学問については、家学が決定的な影響を与えたことが常に指摘されているが、三家詩の実在するか否かの問題を含めて、これらは根本的に究明され直すべきではあるまいか。中国学術史ないし思想史上における単純な形式説は、かえって個々の学問や思想の生々しさを偏狭に歪める結果にもなることを更めて反省すべきである。

三つの章に涉って劉向『列女傳』の性格を論じ、作者のこの書に対する独特の意気込みを明らかにしたつもりである。しかしこれはいずれもまだ試論的性格も強く、今後尚新たな角度から、様々に分析究明される必要は有るが、『列女傳』が劉向研究において重要な位置を占めていること、また思想史上の注目されるべき一資料であることも略明らかにし得たと思う。又、この書は、中国の女性史上において、女性を初めて社会的に位置付け、女性を積極的に評価する特異な存在であることも看過されるべきではあるまい。更に歴代社会におけるこの書の様々な役割も含めて、東洋の女性史研究に資するため、今迄以上に積極的に根本的な研究が、今後において始められなければならないであらう。

(附) 『列女傳』注釈及び解説 Ⅰ V

はじめに

以上、序説に続く本論篇では、『列女傳』全一〇五伝（『續列女傳』は除く）を個別に取上げて、その内容に関する詳細な研究を展開する。即ち具体的に言えば、先ず従来の研究成果としての王・梁・梁・蕭注等を総合的に検討してその当否を考察する一方、各伝記と先行文献との接点を検索し、これ等の間の異同を具さに対比して、個々の伝が先行文献に対して各々に独特のまとまりを為している様を明らかにした。又、以上の様な比較検討の結果を踏まえて、『列女傳』所収の各伝が、すべて劉向の創作と評価し得る新鮮な感覚によって再構成されていることを実証し、更に、ここには彼自身の独創的な女性観・人間観を初めとして、個性的な倫理観や政治的提言が様々なかたりに認められることを指摘し、これ等を具体的に解説している。尚、彼の他の著作との関連についても可能なかぎり考察した。この書は、従来単なる女性伝記の書にすぎぬと見なされる傾向が強いが、それはこの書が深い研究の機会に出会わなかったからにすぎない。姿勢を更めて細密な分析を試みると、処処に作者の思想表現の意図が確認されるのである。この書もやはり劉向思想研究における重要資料とならねばならぬと考える所以である。

各伝研究の内、今迄に公表し得たのは次の七八伝である。発表順に掲げると、

○「孽嬖」六伝

『列女傳』孽嬖傳注釈及び解説(一)(二)

(広島大学文学部紀要四一・四二卷 一九八一・一九八二)

○「母儀」一五伝・「孽嬖」九伝

『列女傳』注釈及び解説 I

(広島大学・文学部紀要四三 別冊 一九八三)

○「賢明」一五伝・「仁智」七伝

『列女傳』注釈及び解説 II

(広島大学・文学部紀要四四 別冊 一九八四)

○「仁智」八伝・「貞順」一五伝・「節義」三伝

『列女傳』注釈及び解説 III

(広島大学・文学部紀要四六 別冊 一九八六)

計七八伝である。残り二七伝のうち、次に『列女傳』注釈及び解説Ⅳとして、「蓋將之妻」を載せる。後の二六伝節義一一伝・辯通一五伝)は紙数の都合で割愛する。尚、順序としては「節義」の四にあたる「楚昭越姬」を載せるべきであるが、この「序説」に論ずる事柄に関連して、特にこれを補う解説部分を持つ「蓋將之妻」を敢えてここに選んだのである。「節義」は、女性の中にも男性に劣らぬ忠節が存在することを説く点で興味深い篇であるが、劉向はこの女性の忠節の理念を臣における忠義に対してどう位置づけているのか重要な問題を展開している。この「蓋將之妻」はこれを考察するうえでの一資料を提供している点において注目される伝である。

五 蓋將の妻

蓋の偏將 邱子の妻なり。戎 蓋を伐ちて 其の君を殺す。蓋の羣臣に令して曰く、敢へて自殺する者有らば、妻子尽く誅すと。邱子自殺す。人 之を救ひて死するを得ず。既にして帰る。其の妻 之に謂ひて曰く、吾聞く、將の節 勇にして生を果たさず。故に士民 力を尽くして死を畏れず。是を以て戦へば勝ち、攻むれば取る。故に能く国を存し君を安んずと。夫れ戦ひて勇を忘

ふは、孝に非ざるなり。君亡びて死せざるは、忠に非ざるなり。今 軍敗れ、君死して、子独り何ぞ生くるや。忠孝 身に忘ひて、何ぞ忍びて以て帰るやと。邱子曰く、蓋は小、戎は大。吾が力 畢き、能 尽く。君 不幸にして死し、吾 固より自殺す。救はるるを以ての故に死するを得ずと。其の妻曰く、曩日は救ひ有り。今は又た何ぞやと。邱子曰く、吾 身を愛むには非ず。戎 令して曰く、自殺する者は、誅 妻子に及ぶと。是を以て死せず。死するも又た何ぞ君に益せんと。其の妻曰く、吾 之を聞く、主憂ふるときは臣辱あり、主辱あるときは臣死すと。今 君死して、子は死せず。義と謂ふ可けんや。士民を多殺し国を存する能はずして、自らは活く。仁と謂ふ可けんや。妻子を憂へて仁義を忘れ、故君に背きて強暴に事ふ。忠と謂ふ可けんや。人にして忠臣の道 仁義の行無し。賢と謂ふ可けんや。周書に曰く、君を先にして臣を後にす。父母を先にして兄弟を後にす。兄弟を先にして交友を後にす。交友を先にして妻子を後にすと。妻子は私愛なり。君に事ふるは公義なり。今 子 妻子の故を以て人臣の節を失ひて、君に事ふるの礼を無みす。忠臣の公道を棄てて、妻子の私愛を營む。偷生・苟活すること、妾等すら之を恥づ。況んや子に於てをや。吾 子と与に恥を蒙りて生くる能はずと。遂に自殺す。戎君 之を賢とし、祠るに太牢を以てし、而して将礼を以て之を葬る。其の弟に金百鎰を賜はりて、以て卿と為し、而して蓋を別治せ使む。君子謂ふ、蓋將の妻 潔にして義を好むと。詩に曰く、淑人 君子、其の徳 回ならずと。此の謂なり。

頰に曰く、蓋將の妻 節に拠ること鋭精なり。戎 既に蓋を滅して、邱子 独り生く。妻 死せざるを恥ぢ、五采を陳設す。夫の爲めに先に死し、卒に頰名を遺す。

注

①この話も典故は不明である。

②『竹書紀年』の周幽王六年（BC 776）に、「西戎滅蓋」とある。雷氏『竹書紀年義證』は蓋は大邱の別邑と見、『列女傳』のこの伝を掲げ、この時の事を記したものと云う。しかしこの後文に見える妻の忠孝仁義の内容を考へると、この伝のすべてが古来の資料にもとづくとは見ることができない。王國維『今本竹書紀年疏證』は、「蓋」

(蓋)は「大邱」二字の譌合せると言う。一見解であらう。

『史記』秦本紀に、「襄公二年、戎围犬丘、世父擊之、為戎人所虜」とある。『後漢書』西羌傳にも、「其年、戎围犬丘、虜秦襄公之兄伯父」と見える。

③ 「将節」について、王注は、将としての節の意であると説明し、「果生」は「楽生」の誤ではなからうかと言う。しかし蕭注は、「果」は決の意、「不果生」とは死を惜しまぬの意であると説く。又、歐氏『校證』は王説を是とし、「楽生」は「畏死」と対文だと言う。今、蕭注に従う。

④ 「子独何生」の「何」を「四部叢刊」本は「可」に作る。又、「忠孝忘於身」の「忘」について、王注は「亡」と古字通用すると説明する。

「夫戦而忘勇、非孝也」について、戦における「勇」と、「孝」が結びれているのはどの様な考えに依るものであろうか。「孝」の概念が常識的に親に関連づけて説かれるなら理解は容易であるが、この伝で親のために勇であることを説く言辭は見当たらない。そこで前文に、「将節勇而不果生」とあるから、これとの関わりで理解の手がかりを探ってみる。ここに言う孝は、君の将としての義節を尽くすことを指している如く受け取れる。さすればこれは君への忠と同一次元の概念として使用されていると判断して良からう。著想は少しく飛躍する部分もあるが、作者は『孝經』における君臣觀を意識しているのではなからうか。『孝經』では、本来は完全に両立はし得ないはずの忠・孝を、親に事えるが如く君に事えることを孝とし、忠の下に孝を従属せしめることによつてこれを一つに結んでいる。「士章」に、「資於事父、以事君而敬同、……故以孝事君則忠」とあり、「諫諍章」には、「故当不義、則子不可以不爭於父、……故当不義、則爭之、從父之令、又焉得為孝乎」とあり、孝は忠にかなつてこそ意義ある徳の実践となることが述べられている。かくして『孝經』は天子より庶人に至るまで各々の身分に応じた社会的義務を遂行することが孝の実践であると説いている。この伝において、戦での勇ならざる

行為を不孝であると指摘するのは、前述の如く將の義務としての勇を發揮することが孝だという考えを前提としているからに他ならないであろう。具体的には、君に事えて国を守り、士民を率いて戦う職責を遂行することが即ち孝だと言っていることになる。直結する表現は見当たらないが、これを再び『孝經』にかえて見ると、『諸侯章』には、「在上不驕、……然後能保其社稷、而和其民人、蓋諸侯之孝也」と言い、「士章」には、「以孝事君則忠、以敬事則順、忠順不失、以事其上、……蓋士之孝也」と見える。又、別の観点からすれば、君の下における己の任務に果敢であることが家を守り親を安んずることにつながるなら、これを孝と把握しても良いわけである。

『列女傳』中において忠孝を並べ説く伝は「齊田稷母」（母儀）である。かの伝で田稷母は「夫為人臣而事其君、猶為人子而事其父也、尽力竭能、忠信不欺、務在效忠、必死奉命、廉潔公正、故遂而無患」と述べ、「為人臣不忠、是為人子不孝也」と断じて、田稷子を詰っている。ここでもやはり孝は忠の觀念の中に包み込まれていることは既に述べている（『列女傳』注釈及び解説Ⅰ頁133）。ただ田稷子の話の典拠は『韓詩外傳』卷九の田子の話であり、ここに既に「人臣不忠、是為人子不孝也」の表現は見えている。『韓詩外傳』にも、忠を孝よりも重しとする考え方が見え、卷一の莊之善は母を棄てて君のために死せんとして「君子不以私害公」と言う。ただし忠と孝との対応に苦惱自殺する石他（卷六）や申鳴（卷十）などの例もあり、これは春秋末、戦国時代における家族制と家長制、宗族本位の孝悌と家族本位の孝との間に緊張関係が続いた歴史的現実を反映しているものと思われる（板野長八著『中国古代における人間観の展開』を参考）。しかしこれに比すれば、一応は『韓詩外傳』を引用したにしても、劉向にはこの忠・孝の比重への迷いはない。一寸目を転じて『說苑』における『韓詩外傳』の利用の形を見ても、例えば先の申鳴の話（卷十）にしても、『說苑』立節にこの話を持ち込んでいるが、『外傳』には無い申鳴の「聞夫仕者身歸於君而祿歸於親、今既去子事君、得無死其難乎」を付け加えている。か

くして孝は忠に適ってこそ実践意義が認められる徳目だとして定立され、この明確な立場に在って作者は『韓詩外傳』などの話を主体的に受け入れているのである。これは『列女傳』の思想的基盤の一と見て良い事柄である。尚、後注⑦参照。

『列女傳』の主人公は確かに忠か孝かに苦悩することはない。しかし己の行為が義に適うか否かに責められ、生命を断つことに解決を求める例は多い。そしてこの例はこの「節義」に特に多い。巻五以外では、巻四にも死に直面する主人公が多い。例えば「息君夫人」は夫への貞節を守るために自殺する。同じく「宋恭伯姫」も婦義を全うせんとして焼死し、「齊孝孟姫」は礼に謹直なあまり偶発的な状況にも敢えて直進的な対応をなして考えを変えず、自経する。又「齊杞梁妻」も夫を失って新たな生の意義を見出すことを拒否し水死を選ぶ。「楚昭貞姜」も婦節のために死し、「梁寡高行」は貞信を全うするために鼻をそぐ等である。以上巻四の例で特徴的なのは、主人公が義の選択に迷いや深い苦悩がある様には描かれていないことである。作者は女性主人公に対して、夫への貞節と婚の定めを動かし得ぬ信条として掲げ、これから外れぬことしか考え得ない主人公を登場させて美談にしたて上げている。主人公の義の敢行における困難な条件をできるだけ払拭して、状況を単調に設定している如く思われる。これらには女性の従順の在り方のみが一方的に示されるのみで、現実問題との厳しい精神的葛藤が印象深く取上げられているとは思えない。これらに対する作者の反省が生じたのか、この巻五でもやはり義に依らねば生き得ず、義に適った自己の姿を確認できない主人公は自殺の道を選ぶ例が多くとりあげられるが、主人公の死の選択には、巻四の場合とは異なって、単純には解決しつくせぬ重い苦悩が付随しているのが特徴的である。これは、儒教倫理を土台にして、女性の生き方を論理化していく過程での様々な現実的な問題点との衝突が、作者の中に生起して来たことの表れと見て良いであろう。又、漢代末期における女性をとりまく現実的問題をも幾分か反映しているのと見ることができるとも知れない。資料の整理を経ずに軽々しく断言はできないが、

これは漢代末期、女性の社会的位置づけが、総合的な立場で論理化されねばならぬ状況が現出していた一つの証と見ても良いのではなからうか。王室を巡る女性の問題は、劉向傳に述べられる『列女傳』作成の一つの大きな理由であると想像して良からうが、一般社会においても、各々の血縁一族を中心とする社会的勢力の形成やこれが一定の存在基盤を確立するようになれば、血縁を維持し拡大する側に在って、一族の社会的存立を根底で支えるに重要な役割を荷なう者としての女性の立場は、当然無視できなくなろう。この様な状況下に在って、尚女性の社会的な位置づけは明確に定式化されていなかったのだから、女性の生き方を巡る様々な現実的問題がこの様な時点で生起していたと想像するに無理はなからう。いかに生きるべきかの現実問題に直面して道の選択に苦慮する女性の伝を集めるこの巻五は、やはりこの時代に生きた女性の姿を幾分か反映したと見て良くはなからうか。

⑤ ここでは死に至り得なかつた消極的理由を述べる。邱子の述懐を二段構えにしたのは、妻の主張する忠義の言説を強く印象づけようとする作者の意図の表われであらうか。邱子が言を左右に死を避けようとするればそれだけ、妻の論は鋭く鮮かに浮かびあがることにならう。

⑥ 邱子は自殺しなかつた積極的理由を述べる。ところで前文によって邱子の言を見ると納得できない点がある。「邱子自殺」以前に既に「敢有自殺者、妻子尽誅」の令が布告された如く受け取れるが、ここで邱子は、蘇生した後初めて、戎の令に接し、終に死をあきらめた如く答えている。作者の不用意による表現の誤りなのであるか。それとも自殺したくない邱子があんとか言い逃れをしようとする様を強調するために、虚偽を述べたことになしたのであらうか。しかしそうすると私愛に拘泥する邱子の軟弱さを詰る妻の言は実は空振りに終ることになりはしないか。作者は書き出しの部分をも少し丁寧にまとめておくべきであつたらう。私愛を否定し忠義に己を投ずることの絶対性を作者は特に述べたのであらうから。

⑦ この「節義」で公義と私愛とを掲げるものに、この伝に続いて「魯義姑姊」・「齊義繼母」などがある。この

他「賢明」にも「楚莊樊姬」で、樊姬が「妾不能以私蔽公」と言っている（『列女傳』注釈及び解説Ⅱ頁40注⑫）。しかしここにおける公と私の対照の厳しさからすればやや緩やかである。それでもなお注目しておきたいのは、『韓詩外傳』卷二に見える類似の話では、「不敢以私願蔽衆美也」とあることである。原典の表現に対して作者は己の好みによって公と私のテーマに置き換えていることがここでも分かるのである。さて樊姬の伝にとりあげた公と私はこの巻五でテーマとされる公と私に特に緊密に結び付いてはいないが、作者が公と私の問題について関心を抱いていたことを理解するという意味において、関わりを認めることはできるであろう。しかし特にこの巻五における公と私とは、生死をかけた厳しい問題として取扱われている点が注目される。これは前注④で考えた忠孝の問題に連なるが、『呂氏春秋』離俗覽・高義には、「公直無私」と評される楚の昭王の時の石渚が見え、殺人者としての父を裁かねばならないことになった彼は、「不私其親、不可謂孝子、事君枉法、不可謂忠臣」と言って自殺する。しかしこれらは忠孝の二つの力に迷う如く見えつつも、実は『呂氏春秋』卷六の石他の様に、公義に生きねばならぬ義務感を押し進めて私愛を抑圧しきるところには至り得ぬまま、死に逃避していくのであって、断固として公のために私を殺すこの「節義」の主人公たちとは異なっている。ところで『淮南子』人間篇の樂羊は、「君臣之義、不得以子為私」と言って、城中に捕われている我が子が殺されることを承知で中山城を攻めている。尚、尾形勇著『中国古代の「家」と国家』第四章「家」と君臣関係もこれらのことを論ずる。

「主憂臣辱、主辱臣死」からは、『公羊傳』隱公十一年の「子沈子曰、君弑臣不討賊、非臣也、子不復讎、非子也」を連想する。状況がやや異なる感もあるが、「主辱臣死」には、『公羊傳』の激しさがやや薄れている。それはともかく、主君のために死命を賭すことを要求する『公羊傳』の発想が、「主辱臣死」に何らかの精神の影響を与えていると見ることはさしつかえないであろう。ただ「主辱臣死」は『公羊傳』の発想の側から見るに理屈の上からも納得できる理念とは見難い。君に仕える臣の忠を、どこまでも単一的に君に従うことのみに限

定せんとするのが作者の忠の思想だからなのであろうか。君の實質的名譽を守ることを臣の任ないし忠と規定すれば、むしろ君の恥を雪ぐに己を努めることを強調するのが当りまえとなるはずである。これはもともと作者に國家の滅亡・さらに、又、滅を興すという発想が全く無いから、君が殺されたら臣が生きていることは不義と、単一的に規定されるのかも知れない。或はこれは作者には、漢王朝の崩壊への危機感などは無く、劉氏政權の混乱は気がかりではあるが、むしろ劉氏政權安泰の状況が當然の事として、これが疑われてはいない証なのかも知れない。又は逆に、むしろ安泰を疑うべきではないとする作者の、権力者への気兼ねが更にこれを支えているのかも知れない。さすればいずれにしろ、己の仕える主君が死すればその臣は死するのが當然とされる君臣関係の理屈は理解できそうである。死んだ主君の亡霊を抱いた旧臣がいつまでも旧勢力の夢から覚めないのは困りものであろうから、現実的にも劉氏政權の枠内で君主交替があった場合も、旧臣は事実上旧職を退くべきなのであろうし、それが不可能な場合も、精神的な意味での死を何らかの現実対応を通して経過しなければならぬであろう。少し想像が過ぎていくかも知れないが、『公羊傳』などは忠の厳しさが異なり、主君の死とともに臣も死すべきであるという概念が支持されるのは、以上の理由に依るのであろう。又、作者はこの婦人によって公義の厳然たる權威を標榜せんがため、ことさらに「臣死」を強調したのかも知れない。そのために婦人は公義に悖る夫を否定し、これを棄てて自殺する。「貞順」に登場する女性が、夫に順って婦道の厳しさを死守するのと比較すると、この婦道を越える公義の前では、夫はむしろ一介の存在の如く棄てられるのである。

しかしこの婦人はなぜ夫を棄てて己のみ恥の外に逃れるのであろうか、彼女は「吾不能与子蒙恥而生焉」と言つて自殺するのである。いかに公義に対処するためとはいえ、夫に従う妻の義の厳しさが説かれた「貞順」の例に比べるなら、夫に対して伴に死することを説くか、それができなければ共に恥を蒙って生きるのが婦道の義と思われるのである。「吾不能与子蒙恥而生焉」と言う時、この婦人は夫に対する従の立場を捨てて、己一人の名譽

を守ろうとしている如く思われる。

以上の様な疑問にもかかわらず、この「節義」には、己と縁ある者との関わりを絶ち切り、その上恥を抱いて生き得ぬ己を殺す女性が多数登場する。それは一見夫を棄てて子を棄てて、単に義節に対する己の名譽に身を投ずる自己満足の所産かとも思われる程である。しかしその様にのみ解釈したのでは、作者の掲げる私愛の否定や義節の肯定と、実は重大な矛盾を生ずることになるであろう。他伝の例をもとに作者の女性観の特殊性に注目して見る必要が有るであろう。ただこの場合基本的には、公義に従うこと、己の社会的存立が関連付けられていることも事実である。この点については「魯義姑姊」注⑤に論ずる。

夫に対する妻たる者の従に関して、「貞順」の諸伝を見ると、例えば「召南申女」は、許嫁の後、夫家の礼が備わらないのを不満として、往くことを断固として拒否する。女性の従が男性に対する一方的服従を意味しないことが明らかである。又、「黎莊夫人」は夫から誠意ある対応を受けず、見かねた傅母は去ることをすすめるが、婦人の道は忝なるのみと言って動かない。「齊孝孟姬」も謹嚴に婦道を実践し、齊国にはだれも彼女を迎える礼を備え得る者がなく、評判が孝公の耳に届く。彼女は孝公夫人となった後も礼に合しなければ決して安易な妥協はしない生き方を貫いている。いずれも女性が男性の影でひっそり生きることが贅えられているのではない。社会的には導く存在としての男性の権限は不動であり、これに対する女性の立場が従である点是不変であるけれども、女性は男性に対して、いわば対等に積極的に従の権限を行使する（IIの頁54参照）。だから男性の権限の頭上に被さる義務・責任に対して、女性は決して安易に見逃すことはない。かく見てくると、従の立場に立脚する女性は逆に男性の社会的責務を監視する立場に在るとも言えることになるであろう。「蔡人之妻」は適人の道に従って、悪疾の夫に添い遂げるし、「衛宣夫人」は嫁して城門に至って君が死するが、還ることもせず、三年の喪に服する。又、「楚平伯嬴」は勝者呉王の横暴に対しては、王者の責務を盾に敵として抵抗する。「貞順」

の各伝では各々状況は異なるが、主人公はいずれも女性としての社会的任務を権限として己の信念を疑わずこれを行使し厳しく貫く話ばかりが列なる。従って主人公には陰の存在と見える様な卑屈な態度はみじんもないのがその特徴である。

さてこれらに見られる女性主人公の積極的人生観は、例えば前伝に見られる越姫の「妾死王之義、不死王之好也」の言となつて表われる。王者に対して堂々と己の主張を提示する意識は、この伝における妻の、夫への絶縁の意識に直結すると見ても良いであろう。「蔡人之妻」の言「夫不幸、乃妾之不幸也」として適人の道を貫くのが女の節義である以上、男・夫が荷う責務への遂行要求はいささかも猶予されないこととなる。男としての社会的責任を放棄した夫に対して、妻が「吾不能与子蒙恥而生焉」と怒りを込めて断言するのは、当然のことなるであろう。これは劉向の提示する女性が、完全に人間としての尊厳を備えていたことの一証とも言い得るであろう。男性が男らしく生きて社会的行為を推進する意識に目覚めるためにも、女性は単なる陰や従の存在ではなく、己の責務に身を投ずる迫力で生きること、男達の重い責務を自覚せしめる存在でなければならなかったのである。尚、ここで夫への絶縁という言い方をしたその内容は微妙である。既に「貞順」の諸伝にも明らか如く、女性は一旦嫁すれば己の方から夫のもとを去ることはできない。それは「蔡人之妻」にも明らかである（「蔡人之妻」注②）。又、『列女傳』IIの頁53注⑩参照）。しかし女性が従の立場を権限として行使し、男性にその責務の放棄を厳しく詰り、制裁を加える程に対処するためには、平常では認められない夫への絶縁も特例として持ち出さなければならぬ。女性が全く夫から去り得ぬ存在と固定してしまつと、『列女傳』における女性も、男性に対して対等な意見を発言できる存在とは規定し得ぬことになるであろう。しかし特例として妻の方から積極的に夫を絶縁する場合を容認するとしても、「妻はいかなる場合も夫から去ることはできない」とする通念を正面から覆すことは不可能である。だから作者は、生きたまま別れて在ることではできぬ妻を自殺せしめるの

である。これは後の「魯秋潔婦」や「邵陽友婦」の場合にも似た様な事情として理解されるであろう。即ち彼女は夫のあるまじき汚行を叱責し夫の下を去っていくが、河に身を投じ、又娘に別れを告げて自殺するのである。作者は社会における男性、即ち士の任務を補佐・監視する存在としての女性の役割を明確にするための一特例を持ち込み、妻が夫から去り得る場面を想定した。しかし妻たるの通念に逆うことはできず、それを主人公の自殺という特殊条件の下で許容したのである。

さて次のことも考えておきたい。「貞順」における女性主人公は婦道を厳しく主体的に実践することで、間接的に男性の社会的責任の遂行を要求しているが、この「節義」においては、女性が常に男性に次ぐ社会的責任を果たす存在として単に軽視されない場合を掲げる。即ち義の遂行の前では、女性は男性と対等に己の名譽を主張できる一個の存在である。「楚成鄭賚」は王に対して「夫見疑而生、……与其無義而生、不如死以明之」と言って自殺する。「楚昭越姬」も「妾死王之義、不死王之好也」と主張するし、この伝では義の遂行にしり込みした夫に対して「不能与子蒙恥而生焉」と、決然として絶縁の言を以てし、その名譽のために自殺していくのである。これらもまたかくのごとき女性を更に越える男性の社会的義務の厳しさを、間接的に示唆する意図を含んでいるだろう。「節義」では、女性の果敢な生き方を通して、一方、男性への厳しい忠義の実践が語られているとも見ておく必要があるだろう。

「周書曰云々」はいずれにも出づるか不明である。父母・兄弟・交友の序列は、『禮記』曲禮篇に「父之讎、弗与戴天、兄弟之讎不反兵、交遊之讎不同国」とあるし、『大戴禮』曾子制言篇に「父母之讎、不与同生、兄弟之讎、不与聚国、朋友之讎、不与聚郷」とあるのでも明らかであるが、ここに引用する様な文は恐らくそのままの形でいずれかの書に存在したのであるが、今のところその典拠を指摘できない。

⑧ 梁注に、孫志祖はこの下に脱文があるので疑うとする。如何なる脱文であるかを示さないで、論

評はし難いが、自殺後に戎君がこれを耳にするまでのこと、例えばこのことを誰かが伝えたとかいう様な文が脱していると考えたのであろうか。もしそう考えるなら、主人公の言が終って直ちに「遂自殺」とあるのも疑う必要がありはしまいか。しかし疑えは限りのないことである。ここで脱文があろうかなど疑う理由は明確ではない様に思う。この伝の主旨は、この下に何らかの文を補うことなく十分明らかだと思ふ。

⑨ 「蓋」について、王注は、この時、蓋はすでに滅んでいるのだから、地を与えて別して治めさせたのであると言ふ。しかしこの文はすぐ「君子謂」に続いていくのに、「蓋」を「別治」と切離したら、この「蓋」一字をどう処置するのであろうか、衍字と考えるのであろうか。『補注校正』引王紹蘭は、戎が蓋を伐って、蓋將の弟を卿にして蓋を別治させたと解釈できることは文より明白である。「別治」で句絶するのは誤りであろうと述べる。この指摘が正しいであろう。王注の見解には従い難い。

⑩ 『毛詩』小雅、鼓鍾に、「淑人君子、其德不回」とある。

⑪ 梁注に梁玉繩の説を引き、「五榮」とは、忠孝仁義賢の五と説明する。この伝では、忠孝仁義は賢の四要素とされている。婦人の言「人無忠臣之道仁義之行、可謂賢乎」を見よ。この様な見方は恐らく漢代末期における尚賢の具体的な理念を反映しているのであろう。尚、このことは『新序』や『説苑』におけるこの見方との関わりを資料の上で確かめることを必要とする。今後の一課題である。

An Introduction to the Research of Liu Hsiang *Lieh-nü-chuan*
(劉向『列女傳』)

Takao SHIMOMI

Liu Hsiang (劉向, 79-8 B. C.), Confucianist in the closing period of Qian Han (前漢) is well known for his compilation of a classified catalogue of the old books owned by the court library. Moreover, he published a number of books himself, which include *Lieh-nü-chuan* (『列女傳』), *Xin-xu* (『新序』) and *Shuo-yuan* (『說苑』). They are all moral stories gleaned from classics and edited on the Confucian principles.

Lieh-nü-chuan is the first biographies of women in China, and is worthy of note in that it advocates how women should live in the feudal society. The author classifies women, according to their personalities, into seven types, i. e. mu-yi (母儀), xian-ming (賢明), ren-zhi (仁智), chen-shun (貞順), jie-yi (節義), bian-tong (辯通) and nie-bi (孽嬖); and he makes brief comments on each type from the Confucian point of view.

It is true that the book was utilized for the purpose of controlling women's characters in various ways; but it is to be highly valued from the viewpoint of the history of Confucianism, since before that time very little had been written about women's social role as compared with that of men. Liu Hsiang prescribed in this book, for the first time, women's social role distinct from men's, and clearly defined women's social status in the light of the Confucian outlook on mankind. Consequently, with the publication of *Lieh-nü-chuan*, Confucianism reached the more solid stage as a precept on which the world is kept in order and improved.

昭和63年1月30日 印刷
昭和63年1月30日 発行 (非売品)

編集発行人 広島大学文学部
広島市中区東千田町

印刷者 有限会社高橋騰写堂
広島市中区千田町3-2-29